

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 教育企画課	育英事業	・有用な人材を育成するため、進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を貸与します。	【目標】 ・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を貸与し、有用な人材を育成します。 【効果】 ・有用な人材の育成に寄与します。	・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を貸与し、有用な人材を育成します。	・貸与 貸与金額(無利息)：高校生 年36万円(上限) / 大学生等 年60万円(上限) 貸与期間：在学する学校の正規の修学年限を超えない期間 貸与実績：高校生 25名 大学生等 239名 合計 264名 貸与額：147,220,000円 ・返済 貸与を受けた年数の2倍の年数の期間内にその受けた奨学金を返済する。ただし、特別な事情により教育委員会が認めた場合は、4倍の期間まで延長することができる。 償還額：116,690,650円(413名) 滞納額：16,703,750円(49名) 【効果】 ・H28年度は、選考選考委員会にて選考し、新規に高校生5名と大学生72名に修学に必要な資金を貸与し、有用な人材の育成に寄与することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金を貸与することができた。 ・H28年度貸付件数 264件 ・H28年度返済回収率(現年度) 95% ・新規貸付者 H27年度79人 H28年度77人	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度と比べ新規貸与者は減少しているが、進学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な子どももに対して必要であり、有効な事業であると評価できる。 ・国による給付型奨学金制度の創設について検討がされていることから、国の制度創設などにあわせて、今後の事業方針の検討を行う必要がある。 ・回収リスクは貸付時点から存在しているとはいえ、後年度の貸付原資を調達するためにも滞納額の減少が喫緊の課題である。滞納者の現状把握・分析、貸付者の現状把握、返済能力等、収納管理室など専門部署との連携を行う余地がある。
教育委員会 教育企画課	小学校大規模改造事業	・学校施設の多くは建築後25年以上経過し老朽化が深刻化していることから、「学校施設長寿命化改修計画」に基づき、快適な教育環境・学習環境改善のため、小学校施設を計画的に整備します。	【目標】 ・安全で快適な学校施設を維持するための計画的に整備します。 ・西小学校大規模改修 H27年度～H28年度 【効果】 ・児童が快適な学校生活を過ごせる環境が整備され、快適な教育環境・学習環境の改善につながります。	・合併後の新中津川市の小学校施設の均衡を図ります。 ・快適な学校生活を過ごせる環境を整備し、学習環境の改善を図ります。	・西小学校の大規模改修工事(H27年度からの継続事業) 西小学校6号棟、16号棟の大規模改修工事 6号棟 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積A=905㎡ 16号棟 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積A=745㎡ 外部改修 屋根(防水)、外壁(クラック補修、塗装補修) 内部改修 床(フローリング研磨、塗装)、壁(塗装、腰壁木質化)、天井(取替、塗装補修) 備品購入 書架(4台)、机(6台)、椅子(65脚)等 【効果】 ・計画的な整備により、安全で快適な施設運営が可能となり教育環境や学習環境の改善につながります。 ・各教室の照明器具をLEDに取替えたことにより、経費削減につながります。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H27・H28年度で西小学校の大規模改修を終えることができた。 ・西小学校の防水、外壁改修や室内照明をLED化することで子ども達の安全確保と教育環境を充実することができた。 ・市内に19小学校あるため老朽化の防止の面からも早めの大規模改修の必要があるが、費用がかさむこともあり進まない状況がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・西小学校の大規模改修が完了したことで子ども達の教育環境を充実させることにより、事業の効果を発揮したことが認められる。 ・児童の学習環境の向上が必要であることから、「学校規模等適正化計画」の見直しを行い、大規模改修、維持補修計画を作成し、優先順位を付けた実施が必要である。 ・大規模改修については、多額の予算確保が必要であることから、補助金の獲得など、財源の確保に努める必要がある。
教育委員会 教育企画課	中学校大規模改造事業	・学校施設の多くは建築後25年以上経過し老朽化が深刻化していることから、「学校施設長寿命化改修計画」に基づき、快適な教育環境・学習環境改善のため、中学校施設を計画的に整備します。	【目標】 ・安全で快適な学校施設を維持するための計画的に整備します。 ・第一中学校屋内運動場トイレ改修工事 H28年度～H29年度 【効果】 ・生徒が快適な学校生活を過ごせる環境が整備され、快適な教育環境・学習環境の改善につながります。	・中学校施設の教育環境の均衡を図ります。 ・生徒が安全で快適な学校生活を過ごせる環境を整備し、学習環境の改善を図ります。	・第一中学校屋内運動場避難所施設トイレ改修工事 屋内運動場内のトイレの全面改修工事 H28年度～H29年度改修工事 H28年度実施 設計 段差の解消 和式→洋式化 延べ床面積 21㎡ 【効果】 ・計画的な整備により、安全で快適な施設運営が可能となり教育環境や学習環境の改善につながります。 ・災害時の拠点施設として、避難者が安全に施設を利用することができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・避難所としても活用される第一中学校屋内運動場トイレの改修工事を発注することができた。(H28～29工事) ※H29.8月完成 ・学校施設の中で最も避難所として利用される第一中学校の体育館トイレが洋式化され、事業としての評価を上げることができた。 ・市内に12中学校あるため老朽化の防止の面からも早めの大規模改修の必要があるが、費用がかさむこともあり進まない状況がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・生徒の学習環境の向上が必要であることから、「学校規模等適正化計画」と連動し、施設の耐用年数等見据えた「長寿命化改修計画」の見直しを行い、大規模改修、維持補修計画を作成し、優先順位を付けた実施が必要である。 ※第一中学校の屋内運動場トイレ改修について、H29年8月に工事が完了したことで今後、避難所としての安全の確保、環境の向上、屋内運動場としての生徒の生活環境の向上が図られた。また、財源について、国庫補助金の獲得ができたことを高く評価できる。
教育委員会 教育研修所	子ども自立援助事業	・増加の傾向にある不登校児童生徒の学校復帰を目指し、支援を行います。 ・不登校児童生徒の自己肯定感を醸成を行い、学校復帰に対する支援を行います。 ・問題を抱えた児童生徒の置かれた環境へはたらきかけ、問題解決に向けて支援を行います。	【目標】 ・市内小中学校の不登校児童生徒出現率の低下(1,000人当たり30日以上欠席者) H28年度 小学校3.8% 中学校2.8% H30年度 小学校3.5% 中学校2.6% (H27年度小学校実績:5.14% H27年度中学校実績:23.7%) (H28年度小学校実績:4.30% H28年度中学校実績:29.1%) ・適応指導教室通室率 H28年度実績:19.0% H28年度:40% H30年度:50% 【効果】 ・不登校傾向児童生徒の早期発見、早期対応を図ることによって減少やその状況の改善が図られます。	・不登校傾向のある児童生徒の不登校未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、全小中学校を対象に必要に応じて配置校内支援員等の配置や適応指導教室において教育相談員を配置し、支援を行います。 ・心理カウンセラーの配置、メンタルフレンド、個別相談アシスタントの派遣を行い、個々の状況にあわせてきめ細かな支援を行います。	・適応指導教室へ教育相談員を配置。(かやの木教室4人、あけぼの教室3人) ・メンタルフレンド(2人)、個別相談アシスタント(4人)、心理カウンセラー(1人)を配置。 ・全小中学校を対象に必要に応じて配置校内支援員等の配置や適応指導教室において教育相談員を配置し、支援を行います。 ・全小中学校を対象に必要に応じて派遣 ・全小中学校で30日以上欠席の子どもの人数(病気、怪我除く) H27年度:77名→H28年度:84名 【効果】 ・必要性の高い学校へ個別相談アシスタント等を配置したことで、支援を必要とする児童生徒へ日常的にきめ細かな教育相談活動を行うことができます。 ・スクールカウンセラーの時間外配置により、緊急のケース会議や児童生徒に対応することができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・近年、増加傾向にある不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、教育相談員・心理カウンセラーの適応指導教室への適正配置、また個別相談アシスタント等の学校配置により、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を進め、不登校児童生徒の状況の改善を図ることができた。 ・スクールソーシャルワーカーの派遣によって、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境へ働きかけ、問題解決に向けて支援を行うことができた。 ・適応指導教室利用者 かやの木 H27年度11人 H28年度14人 あけぼの H27年度7人 H28年度5人 ・不登校児童生徒の出現率 小学校 H27年度22人：市5.14% (国4.2%) H28年度18人：市4.30% (国10月以降公表) 中学校 H27年度55人：市23.7% (国28.3%) H28年度66人：市29.1% (国10月以降公表) ・スクールソーシャルワーカーの実績 H28年度 学校のケース会議参加 13件 面談・家庭訪問・関係機関と連携 5件	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・適応指導教室への通室児童人数は横ばい、不登校児童の出現率は、小学校が減少したため一定の改善が図られたと評価できるが、中学校の出現率が増加している。市単独での専門職員の配置、適応指導教室の開設箇所数など、手厚い支援を実施しているため、今後も早期発見・早期対応に努め、よりきめ細やかな対応など改善が望まれる。 ・適応指導教室の開設場所について、「市有財産(施設)運用管理マスタープラン」に基づき、より効果的な開設場所の検討を進められた。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務評価	財務部評価コメント
教育委員会 学校教育課	学力向上支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学ぶ意欲を高めることで、生涯にわたって学び続ける市民の育成につなげます。</li> <li>県費の教員だけでは対応できない支援を要する児童生徒に、個々に応じた支援を行う人材を配置します。</li> <li>学力向上等について研究指定校を定めて、深く研究推進を行い、その実績を全小中学校に発信します。</li> </ul>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H28年度:4校以上</li> <li>H30年度:4校以上</li> <li>(H28年度実績:4校)</li> <li>・早寝早起き朝ごはんの定着率</li> <li>H28年度:90%以上</li> <li>H30年度:90%以上</li> <li>(H27年度小学校 実績:起床6時半まで79%、朝食94%)</li> <li>(H27年度中学校 実績:起床6時半まで87%、朝食90%)</li> <li>(H28年度小学校 実績:起床6時半まで80%、朝食93%)</li> <li>(H28年度中学校 実績:起床6時半まで71%、朝食87%)</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識と知恵を身に付けた子どもたちが育成されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での生活習慣や学習習慣を向上させるため、学校と家庭が連携したプログラムを実施します。</li> <li>・児童生徒の状況に合わせた支援を行うため、人材の適正配置を行います。</li> <li>・子どもの学力向上のため、小中学校において学力を高める研究と実践を行います。</li> </ul>	<p>平成28年度の事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力検査の実施と分析 対象:小学校2年生、4年生、中学校1年生</li> <li>・学力アッププログラムに関わるシートの作成 対象:全幼保小中の全園児、児童生徒</li> <li>・幼、保、小連携事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>指導助手32人、介助員11人、特別支援アシスタント50人の配置</li> </ul> </li> <li>・各学校図書館へ学校司書の配置 9人</li> <li>・小中学校へALT(英語指導助手)の配置 業者委託9人、直接雇用3人</li> <li>・教師の指導力向上を図るための研究校の指定 4校</li> <li>・中学校35人相当学級の実施 1校</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校の状況にあわせた児童生徒の支援を行うための適正な人材配置により、学力の向上を図ることができました。</li> <li>・学校と家庭の連携プログラムにより、生活習慣及び学習習慣の向上を図ることができました。</li> </ul>	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒A有効である</p> <p>効率性⇒A効率である</p> <p>総合評価⇒A拡充/重点化</p>	<p>・学力アッププログラムにより、学校と家庭が連携し、児童生徒の「早寝・早起き・朝ごはん」の定着や家庭学習の定着に向けた研究・実践を行った。</p> <p>・その結果、家庭生活及び家庭学習の向上を図ることができています。今後もさらなる定着を図るため、学校現場や保護者に対し、学力アッププログラムの趣旨・効果を発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早寝早起き朝ごはんの定着率</li> <li>幼稚園・保育園</li> <li>H27年度 平均起床時刻6時34分 朝食95%</li> <li>H28年度 平均起床時刻6時29分 朝食98%</li> <li>小学校</li> <li>H27年度 起床6時半まで79% 朝食94%</li> <li>H28年度 起床6時半まで80% 朝食93%</li> <li>中学校</li> <li>H27年度 起床6時半まで67% 朝食90%</li> <li>H28年度 起床6時半まで71% 朝食87%</li> </ul> <p>・学力検査の分析(関心意欲:全国比)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校2年生 国語 算数</li> <li>H27年度 90 91</li> <li>H28年度 95 92</li> <li>小学校4年生 国語 算数</li> <li>H27年度 94 95</li> <li>H28年度 94 93</li> <li>中学校1年生 国語 数学 英語</li> <li>H27年度 96 91 97</li> <li>H28年度 97 93 96</li> </ul>	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒A有効である</p> <p>効率性⇒B高める余地がある</p> <p>総合評価⇒B計画の承認</p>	<p>【外部評価対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「早寝・早起き・朝ごはんの定着率」について、朝ごはんの定着率は、園児に向上が見られるが、小中へと若干低下した結果となっている。早起きの定着率については、園小中ともに向上している。引き続き定着率の向上を期待する。</li> <li>・学力検査の結果分析のうち、関心意欲について、4と中1の一部の教科を除きおおむね向上が見られるが、若干低下した教科とともに、向上を期待する。</li> <li>・今後も継続的に学校現場・保護者に対し、学力アッププログラムの本質の定着を図ることにより学校と家庭との連携が強まり、事業効果の向上が期待できる。</li> <li>・事業効果の測定、成果の検証もできているため、引き続き長期的な目標値を定めて事業効果のさらなる向上を図ることが重要である。</li> <li>・市単独で配置している人材について、事業効果の測定、成果の検証を行い、園児への人材配置の要望など、財源の確保を行う余地がある。また、人材配置について、学校規模等適正化計画に基づいた適正な配置に努めることが必要である。</li> </ul>
教育委員会 学校教育課	中津川市の未来を担う人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自他の命をかけがえのない大切なものとして理解するとともに、心情を育てます。</li> <li>・ふるさと中津川を愛する心を育てるために、学校同士の交流を、活動の活性化を図ります。</li> <li>・科学への興味関心を高め、将来を担う青少年を育成します。</li> </ul>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会サミット:中学生生徒会のサミットを毎年継続して開催します。(H25年度～1回/年)</li> <li>・市内de交流:体育活動を通じて、児童生徒に広く学ぶ機会を交流する機会を提供します。</li> <li>・著名な講師陣から最先端科学を学ぶ機会を提供し、科学への興味関心を高めるとともに未来を担う青少年育成のために、GSSSを開催します。</li> <li>・生徒会サミット:次代を担うリーダーの育成が図られる機会となります。</li> <li>・市内de交流:小学校間の児童の交流により他校の良さを学び、中1ギャップの予防につながります。</li> <li>・GSSS:科学への興味関心の向上が図られ、人材育成につながる機会となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の尊厳を学ぶ「命の教育」や、関係団体との共催により学校間の児童生徒の交流を図る「生徒会サミット」「市内de交流」を開催し、児童生徒に広く学ぶ機会を交流する機会を提供します。</li> <li>・著名な講師陣から最先端科学を学ぶ機会を提供し、科学への興味関心を高めるとともに未来を担う青少年育成のために、GSSSを開催します。</li> </ul>	<p>命の教育推進事業:実行委員会開催、研究授業を実施 対象:全幼稚園、小・中学校(年1回)</p> <p>小動物ふれあい交流 対象:全小学校(年1回)、獣医師による命の教育 対象:全小学校(年1回)、助産師による思春期教室 対象:全中学校(年1回)</p> <p>生徒会サミット事業:ライオンズクラブと共催して実行委員会、意見交換会の開催 サミット開催日:H28年8月19日 対象:全中学校生徒会</p> <p>市内de交流事業:市内deオリンピックを開催(共催:ロータリークラブ、センターロータリークラブ、ライオンズクラブ)開催日:H28年10月21日 対象:小学生 参加者:3校 170人</p> <p>岐阜サマーサイエンススクール開催事業:著名な講師陣から最先端科学を学ぶ3泊4日の研修会を開催</p> <p>開催日:H28年8月2日～5日 対象:中学生 参加者:70名 特別講師:立川敏二(立川技術経営研究所代表)</p> <p>「すぐ技中津川プロジェクト事業」:「現物を見る」「當みを聞く」体験型の学習を通じて、中津川で働くことの素晴らしさへの気付きを促し、将来の進路選択に中津川市の産業を視野に入れる基盤の確立 対象:小学生 実施校:6校</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の教育により、かけがえのない命の大切さを学び心育を育ましました。</li> <li>・生徒会サミットにより学校間の交流や意見交換会を行い、次代を担うリーダーの育成が図れます。</li> <li>・市内de交流により小学校間の児童の交流が図られ他校の良さを学んだり、また中1ギャップの予防につながります。</li> <li>・GSSS事業参加者が、理工学、医療等の大学へ進み社会で活躍しています。 H28満足度:93%</li> </ul>	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒A有効である</p> <p>効率性⇒A効率である</p> <p>総合評価⇒A拡充/重点化</p>	<p>・命の教育推進事業を行い、児童生徒に自他の命の尊厳を伝えるとともに、共に高まり合う意欲を高めることができた。</p> <p>・生徒会サミットを開催し、次代を担うリーダーの育成が図れた。</p> <p>・市内de交流を開催し、小学校間の児童の交流、また他校の良さを学んだり、中1ギャップの予防につながった。</p> <p>・岐阜サマーサイエンススクール開催により、科学に関する興味を向上させ、未来を担う人材の育成が図れた。</p> <p>・すぐ技中津川プロジェクト事業を開催し、「現物を見る」「當みを聞く」体験型の学習を通じて、中津川市で働くことの素晴らしさへの気付きを促進することができた。</p>	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒A有効である</p> <p>効率性⇒A効率である</p> <p>総合評価⇒A拡充/重点化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体との共催により開催した、「児童生徒交流事業(生徒会サミット、市内de交流)」及び、企業版ふるさと納税を活用し、市内企業の協力により実施した「すぐ技中津川プロジェクト」については、官・民連携による事業展開のあり方として、評価できる。</li> <li>・ただし、市内de交流事業については、一部の学校のみの実施のため、事業内容の検討を要する。</li> <li>・「岐阜サマーサイエンススクール」、「すぐ技中津川プロジェクト」について、事業のPR、効果測定、検証など事業効果の向上を図ることが必要である。</li> </ul>
教育委員会 幼児教育課	公立保育所事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、保護者等により保育が必要な児童を公立保育所で保育し、たくましく育つための支えとします。</li> </ul>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間にお願いできる部分をお願い、手厚い支援を必要とする児の保育などにより保育が必要な児童を公立保育所で保育し、たくましく育つための支えとします。</li> <li>・保育を必要とする児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%)</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所において、児童一人ひとりの成長の状況を踏まえながら、ルールのある遊びや集団での行動、運動、自然とのふれあいなどを通じて、生活の基礎・基本を習得できるように保育と環境整備を行い、「生きる力」の基となる心情、意欲、態度などを総合的に育みます。</li> </ul>	<p>公立保育所での保育実施(H28.4.16園児1,061人)</p> <p>H28.4.1からこぼと保育員民営化により削減。</p> <p>・保育士の雇用・人事管理(正組81人、常雇71人、日々雇用113人)</p> <p>・常雇保育士の待遇改善実施(経年数1年につき月額1,000円を加算)</p> <p>入退園受付・調整、利用者負担額の決定及び徴収</p> <p>・保育士・調理員の知識向上のための研修実施(保育士年19回、調理員年8回)</p> <p>施設安全管理、備品配置</p> <p>坂本幼保統合によるこども園化について運営方針等の検討</p> <p>・北部地域での特別支援、発達支援クラス設置に向けた検討</p> <p>・旧園保育園と下野保育園の統合を推進し、園規模の拡大による園活動の充実と運営の効率化。</p> <p>(H29.4.1統合)</p> <p>・第3子以降保育料無償化を実施(対象人数:39人)</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未満児保育の充実によりH29.1.1の待機児童を0人とすることができました。</li> <li>・保育士・調理員の研修会の実施により、専門知識が高まり、園児が生活の基礎・基本を習得することができました。</li> <li>・施設安全管理や備品配置などで安全・安心な保育環境を整えることができました。</li> </ul>	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒A有効である</p> <p>効率性⇒B高める余地がある</p> <p>総合評価⇒B計画の承認</p>	<p>・園はH29年6月に「子育て安心プラン」をまとめ、H32年度末までに待機児童解消を目指している。未満児や支援児の保育ニーズが年々高まっている中、私立との協働のもと受入体制を整え、待機児童を0人とする事ができた。</p> <p>・小鳩保育園の民営化により、施設維持管理費が削減された。また、小鳩保育園の職員を他園に配置することにより職員の充実にもつながった。</p> <p>・常雇保育士の待遇改善を行い、保育士の離職防止と児童の受入の充実につながった。</p>	<p>必要性⇒A必要である</p> <p>有効性⇒A有効である</p> <p>効率性⇒B高める余地がある</p> <p>総合評価⇒B計画の承認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小鳩保育園の民営化及び、待機児童を0人にする事は、とても高く評価できる。民営化により得られた効果無視にすることなく、保育現場に反映されたいことを期待する。</li> <li>・常雇保育士の待遇改善を実施したことにより、就業意識の向上、離職防止につながったことを評価する。</li> <li>・保育士のさらなるスキルアップによる保育内容の充実を図るとともに、計画的な保育士の採用、施設改善を進め、多様な保育ニーズに対応できる体制づくりを図っていくことが必要である。</li> <li>・今後ますます高くなる予想される保育ニーズに対応できるよう、公立・私立園の役割分担を進め、私立園との連携を図っていくことが必要である。</li> </ul>

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 幼児教育課	法人保育所事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、法人保育所との連携と役割分担の下で受入体制を充実していく方針に基づき、保護者の就労等により保育が必要な児童の受け入れを行います。	【目標】 ・市民にお願いできる部分をお願いし、手厚い支援を必要とする児童の保育などは公立が担う協働と役割分担を進め、保育の受入体制を充実します。 ・保育を必要とする児童の全ての受け入れ実施(受入数/希望数=100%) 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・法人保育所へ保育の委託や財政的な支援を行い、法人保育所に入所する児童の健やかな成長を支えます。	・法人保育所への児童の受け入れ委託(H28.4.1 8園、園児数562人) ・H28.4.1からこばと保育園開園(公立園の民営化) ・民間保育所従事者共済事業(8園) ・低年齢保育促進事業(7園) ・延長保育事業(8園) ・障害児保育対策事業(8園) ・一時預かり事業(4園) ・読み聞かせ読書活動事業(8園) ・定員増対策事業(4園) ・施設整備交付金(こばと保育園未満児室設置) ・保育所等整備事業(のぞみ保育園未満児室改修・さくら保育園改修・誠和あい保育園新設) ・小規模保育事業所認可(誠和あい保育園・家庭保育園くく)H29.4.1開所 ・第3子以降保育料無償化を実施(対象人数:27人) 【効果】 ・未満児保育の充実によりH29.1.1の特機児童を0人とすることができました。 ・法人保育所への委託や財政的な支援により、保育環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・私立との協働のもと年々高まる保育ニーズの受入体制を整え、待機児童を0人とすることができました。 ・法人保育所への施設整備補助を行い、H29年度からの受入の充実が図られた。また、小規模保育事業所の認可を行い、未満児の受入の拡大につながった。 ・今後私立との連携を進め、保育ニーズに対応していきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・公立と私立の連携と役割分担により、待機児童を0人とできたことは高く評価できる。 ・自部門評価にあるように、法人保育所、小規模保育事業所の施設整備に対して、有利な補助金を獲得し、財政的支援を実施できたことは、今後の待機児童対策において事業効果を期待する。 ・園果の負担もあり、効率の面においても優れており、事業効果は高い。 ・今後高くなる予想される保育ニーズに対応できるよう、公立・私立園の役割分担を進め、私立園との連携を図っていく必要がある。
教育委員会 幼児教育課	公立幼稚園事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、幼児教育を希望する児童を公立幼稚園で受け入れ、たくましく育つための支えとします。	【目標】 ・私立幼稚園と協力しながら、幼児教育を希望する児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%) 【効果】 ・市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・児童一人ひとりの成長の状況を踏まえながら、ルールのある遊びや集団での行動、運動、自然とのふれあいなどを通じて、生活の基礎・基本を習得できるような幼児教育と環境整備を行い、「生きる力」の基となる心情、意欲、態度などを総合的に育みます。	・公立幼稚園での幼児教育実施(H28.4.1 6園、園児数252名) ・幼稚園教諭の雇用・人事管理(正規23名、常雇6名、日々雇用16人) ・常雇教諭の待遇改善実施(経歴年数1年につき月額1,000円を加算) ・入退園受付、利用者負担額の決定及び徴収 ・幼稚園教諭の知識向上のための研修実施 年12回 ・施設維持管理、安全管理、備品配置 ・坂本幼保統合によるこども園化について運営方針等の検討。 ・第3子以降保育料無償化を実施(対象人数:4人) 【効果】 ・幼児教育を希望する児童を全て受け入れることができました。 ・幼稚園教諭の研修会の実施により、専門知識が高まり、園児が生活の基礎・基本を習得することができました。 ・施設改修や備品配置などで安全・安心な環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高まる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・私立幼稚園との連携の下で、幼児教育を希望する児童をすべて受け入れることができた。 ・常雇教諭の待遇改善を行い、教諭の離職防止と児童の受入の充実につながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高まる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・常雇教諭の待遇改善を実施したことにより、就業意識の向上、離職防止につながったことを評価する。 ・幼稚園教諭のさらなるスキルアップによる教育内容の充実を図るとともに、計画的な幼稚園教諭の採用、施設改修を進め、幼児教育ニーズに対応できる体制づくりを図っていくことが必要である。 ・今後も、公立・私立園の役割分担を進めながら、高まる幼児教育ニーズ、私立園の子ども、子育て支援新制度への移行の意向とあわせて、子ども・子育て支援事業計画の見直し等の対応ができるよう連携を図ることが必要である。
教育委員会 幼児教育課	私立幼稚園助成事業	・幼児期は健全な心身の発達に向けた生活の基礎・基本を習得する重要な時期であり、私立幼稚園との連携と役割分担の下で受入体制を充実していく方針に基づき、園及び保護者に対して財政的な支援を行います。	【目標】 ・私立幼稚園を必要とする児童を全て受け入れます。(受入数/希望数=100%) 【効果】 ・幼児教育を受ける機会を広く提供でき、市の未来を担う子どもたちの健やかな成長が見込まれます。	・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援を行い、幼児教育を受けやすい環境を整えて、私立幼稚園に入園する児童の健やかな成長を支えます。	・私立幼稚園(H28.4.1 4園、園児数561人) ・私立幼稚園助成事業(特別支援児対応補助)4園 ・私立幼稚園就園奨励費(授業料等補助)4園 ・読み聞かせ・読書活動助成事業 4園 ・第3子以降保育料無償化を実施(対象人数:1人) ・園児数 H27年度:549人 H28年度:561人 ・就園奨励費対象者数 H27年度:535人 H28年度:538人 【効果】 ・幼児教育を希望する児童を全て受け入れることができました。 ・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援により、幼児教育を受けやすい環境を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・私立幼稚園の運営への補助と保護者への財政支援を行い、入園希望者を全て受け入れることができた。 ・少子化のなかでも、私立幼稚園入園者は増えており、私立とのさらなる連携を進めたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高まる余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・私立の園児数も増加し、公立から私立への移行も進んでおり、事業の有効性も高く評価できる。 ・今後も、学校規模等適正化基本計画に基づいた、公立・私立園の役割分担を進めながら、高まる幼児教育ニーズ、子ども・子育て支援新制度への移行の意向とあわせて、子ども・子育て支援事業計画の見直し等の対応ができるよう連携を図ることが必要である。
教育委員会 施設計画推進室	幼稚園規模適正化推進事業	・市内のどこに住んでいても等しい幼児教育・保育が適正な集団規模の下で受けられるようにするため、また、増加・多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、受入体制の充実を進めます。	【目標】 ・坂本地区幼児教育施設整備事業の推進 ・H29年度:建物詳細設計 ・H30年度:法的な手続、用地取得、建設工事 ・H32年度:開園 【効果】 ・適正な集団規模の下で、園児が安全安心に過ごせる施設環境が確保できます。	・市の幼児教育施設は、人口動態や園児数動向を見通した施設規模・配置の見直しが進んでおらず、望ましい集団規模の確保や幼児教育・保育を等しく提供する環境が不十分な状態となっています。適正な集団規模の下で園児が安全安心に過ごせる環境を確保するため、幼児教育施設の適正配置を進めます。 ・保育環境の向上と園運営の効率化を図るため、坂本幼稚園と坂本保育園を移転統合し、こども園化を進めます。	＜坂本地区幼児教育施設整備事業＞ ・地元説明会等の開催(計8回) ・用地交渉 ・敷地造成設計 7,000㎡ ・用地測量 7,000㎡ ・法的な手続 【効果】 ・地元関係者からの理解を深め、地権者交渉を進めることができました。 ・計画地の造成設計や測量を完了し、農振除外申請手続き、その他の準備等を着実に進めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高まる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・坂本地区幼児教育施設整備に向けた地元説明、用地交渉、敷地造成設計、用地測量、法的な手続など計画どおり実施できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高まる余地がある 効率性⇒B高まる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・学校規模等適正化基本計画に基づき、幼稚園と保育園の統合による施設整備は効率的な運用と維持管理コストの低減に大きな効果が期待できる事業である。 ・施設整備にあたり、高まる保育ニーズへの対応が選定や購入にあたっては、費用対効果を十分考慮し必要最小限のものに留め、有利な補助金の獲得など、より効率的な施設整備が必要である。
健康福祉部 健康医療課	母子保健事業	・安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するために、ライフステージに合わせた切れ目のない継続的な支援を行います。	【目標】 ・次世代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。 ・合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数) H27年実績:1.74人 H30年目標:1.8人 【効果】 ・子どもの健やかな成長発達を促し、安心して子育てができます。	・不妊治療のうち一般不妊治療費、特定不妊治療費に対し経済的支援を行います。 ・安全な妊娠・出産に向けて妊婦健康診査費用の助成、妊娠期間からの健康支援を行います。 ・子どもの健やかな成長・発達を支援するために、健診・訪問・相談事業を行います。	＜妊婦健康診査助成事業＞ ・1人14回助成。受診票の発行実人数 598人、発行総数 7,465枚 ・乳幼児健診 ・3か月児 42回 538人、1歳6か月児 24回 639人、3歳児 24回 654人 ・乳幼児健診受診率 98.8%以上 ＜相談事業＞ ・6か月児 42回 532人、1歳児 30回 576人、2歳児 24回 579人 ・子ども相談 146回 2,050人 ＜こどもには赤ちゃんと事業＞ ・対象:生後1~4か月までの乳児 訪問人数 490人 ・一般・特定不妊治療助成事業 ・申請件数 一般不妊治療23件(実件数23件)特定不妊治療63件(実件数41件) ・妊娠成立 一般不妊治療5件(成功率21.7%)特定不妊治療23件(成功率36.5%) 【効果】 ・子どもを安心して産み育てられる環境づくりが向上したことにより、合計特殊出生率はH27年は1.74人、県1.48人、国1.45人と比べ高い状況です。 ・子どもたちの健やかな成長、発達の支援に結びつけることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高まる余地がある 効率性⇒B高まる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度より特定不妊治療助成事業に加え一般不妊治療助成事業を開始し特定不妊治療・一般不妊治療とあわせて28件の妊娠成立の実績が得られた。 ・中津川市の合計特殊出生率はH26年1.62でH27年1.74と上昇し、県1.48、国1.45と比べても高い状態であるが安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進していくために、今後も継続・充実していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高まる余地がある 効率性⇒B高まる余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・合計特殊出生率は毎年国や県より高い数値となっており、今後も維持すべきである。また、目標数値達成に向けた取り組みとして、不妊治療の支援について周知していく必要がある。 ・H28年度より一般不妊治療助成事業を開始し一定の実績もあがっている。 ・結婚、妊娠、出産、子育てとを一連として捉え、それぞれの事業で費用対効果を最大限に高めるため、関係部門の連携強化が必要である。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 子育て政策室	子育て支援事業	・子どもを持つ保護者が、家庭や地域において感じている育児不安を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを行います。	【目標】 ・子育て支援センター設置が所数 H27年度:5か所 →H30年度:7か所 ・「利用者支援事業」の開設に向けた協議、職員質の向上を図ります。 【効果】 ・地域のニーズに応じた子育て支援策を充実することで、安心して子育てできる環境が整います。	・育児に対する不安を持つ家庭が増え、安心して子育てができるようにするため、乳幼児を中心とした子育て支援を行います。 ・子育て親が、子育てに関する様々な行政サービスに円滑に受け取ることができるよう、「子育てなんでも相談窓口」を開設します。	・子育て支援センターの運営5か所(直営2か所、委託3か所)年間延べ利用者24,980人 ・「子育てまつり」を開催し子育て支援センターをPR(第1回:6月30日 苗木交流センター来場者335人、第2回:11月17日 東美ふれあいセンター 来場者303人) ・「子育てなんでも相談窓口(利用者支援事業)」の開設 H28年12月1日 ・子育て親のニーズに基づいた情報提供、相談、専門機関への連絡調整 相談件数52件 ・子育て支援センター職員質の向上を図る研修会の開催 2回 ・安心・子育てガイドを改訂、配布し、子育て支援施策をPRして利用を促進(1,500部作成) ・ファミリー・サポート・センター事業の運営 運営委託 社会福祉協議会 利用会員:1,371人、サポート会員:380人 ・児童館・児童センターの運営・管理 年間利用者:65,964人 ・児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする場を提供します。(児童センター、東児童館、西児童館、坂本ふれあい施設の4館を一括指定管理) 【効果】 ・「子育てまつり」を2回開催し、子育て親との交流や子育て支援センターをPRし、同センターの利用者増加につなげました。 ・子育てに関する総合相談窓口として「子育てなんでも相談窓口」を開設したことにより、適切な支援により早くつながることが可能となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・利用者支援事業と専門相談員(子育てなんでも相談窓口)を配置し、入所相談や子育てに関する相談を関係機関と連携し行える体制とした。今後は、効果的なPRを行い、関係部署とのさらなる連携強化により利用を促進する。 相談件数 52件 (H28.12.1〜)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・子育てなんでも相談窓口が開設されたことは、高く評価できる。今後の子育て支援専門員の育成、スキルアップによる事業効果を期待する。 ・子育て中の親子への重要な支援策であり、子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的な強化・拡充が必要である。 ・そのため、スタッフのスキルアップ、地域との連携などによる支援内容の充実を図るほか、子育て支援ネットワークを活用し、より効果的な情報提供、事業内容のPRを図る必要がある。 ・実績を評価するに当たっては、当該等の件数よりもむしろ相談者の満足度が重要であることから、そうした点の把握に努め改善を図ることが重要である。
教育委員会 子育て政策室	放課後児童クラブ運営事業	・保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ・施設の老朽化や利用者の増加に伴う移転、分割、未設置校区の解消などのために、学校施設等の改修による施設整備を行います。	【目標】 ・放課後児童の居場所の未設置小学校区 H27年度2校区 H30年度0校区 ・放課後児童クラブによる居場所の確保(H25年度実績:17クラブ H28年度実績:18クラブ H30年度:18クラブ) 【効果】 ・すべての小学校区において地域の実情に合った安全・安心な放課後の子どもの居場所を確保し、児童の健全育成を図ります。	・公設民営の考えの下、老朽化等による施設整備の優先順位を付けるなかで、学校施設等の活用を視野に入れながら、順次施設整備を進め、安全安心な居場所を確保します。 ・父母会が運営する放課後児童クラブへの運営委託や会計処理等の事務処理や運営状況を確認し、運営の適正化に向けた支援をします。	・放課後児童クラブの運営委託:18クラブ ・学校の余裕教室、公共施設を活用した施設整備、施設整備箇所数3か所(苗木学童保育所2か所、蛭川学童保育所1か所) ・蛭川地区:H29年度の新規開設に向けた公共施設の改修工事。 ・苗木地区:老朽化及び登録児童数増加に伴う、学校施設及び教員住宅の改修工事。 ・放課後児童クラブの運営支援として「運営の手引き」の作成、配布。 ・各放課後児童クラブを訪問し、会計処理等の事務、運営状況の確認等、運営指導を実施。 (訪問回数:各クラブ1回) ・各クラブの交流及び意見交換の場として、代表者懇談会を開催。(2回) 【効果】 ・蛭川地区の公共施設を改修し、H29年度からの新規開設に向けた整備を行い、未開設校区の解消を進めました。 ・苗木学童保育所において、適切な人数で保育するために、2か所の施設を3か所に整備したことにより、利用定員数が増え、より多くの児童を受け入れることが可能となりました。 ・「運営の手引き」及び巡回訪問等により、運営母体である父母会の悩み解消や役員交代に伴う引継ぎをより効果的に実施できるようになりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・運営の手引きの作成、代表者懇談会及び巡回訪問を行い、運営の適正化に向けた支援を行った。 ・増加するニーズに応じるために、放課後の子どもの居場所確保の観点から、関連事業との展開を図る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・公共施設、学校施設を活用した施設整備、未設置地区への新規開設は評価できる。今後も、運営団体への財政的支援の拡充だけでなく、併せて運営にかなうソフト面への支援の充実が望まれる。 ・市民のニーズへの適応、上位施策の成果への貢献のいずれも高く、指導員の待遇改善等の課題は存在するも事業効果は大きい。 ・自部門評価のとおり、関連事業との事業展開を図ることが重要であり、学校施設の活用を原則とし、学校規模等適正化計画、学校施設の整備計画との整合に努め、計画的な事業展開を図ることが必要である。
教育委員会 子育て政策室	子ども・子育て事業	・「中津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援策を計画的に実施します。 ・核家族化、少子化が進むなかで子育てで不安や孤立感を感じている家庭が増えていることから、求められる子育てしやすい環境の整備について協議、検討を行います。	【目標】 ・子育て環境の満足度「普通〜高い」と感じる人の割合を高めます。(H26年度:72% H30年度:85%) ・地域の実情に応じた子育て支援策を実施するため「子ども・子育て会議」を開催します。(3回以上/年) 【効果】 ・中津川市の子育て支援策の充実に取り組み「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めることで、子どもを安心して生み育てる環境が整います。	・中津川市子ども・子育て会議において、中津川市の子育て支援のあり方、実施すべき子育て支援策などについての協議・検討を行います。 ・中津川市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられている、施策を計画的に実施するため、進捗管理、評価などを行います。	・子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗管理。 ・子育て支援のあり方、支援策の協議・検討。 ・子育て会議回数 3回、委員20名 ・保育環境充実への取り組み ・病児・病後児保育事業のH30年度開設に向けた協議・検討。 ・ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた協議・検討。 【効果】 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、重点事業の目標達成率においてH27年度より15%以上向上しました。(H27年度44.7%→H28年度60.5%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・中津川市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、重点事業(38事業)の目標達成率においてH27年度より15%以上向上した。 ・「子育てなんでも相談窓口(利用者支援事業)」をH28.12.1より開始。 ・「放課後児童クラブ(学童保育所)」苗木学童2か所と蛭川学童を整備。(H28年度:18か所→H29年度:20か所) H27年度 H28年度 目標達成 17事業(44.7%)→23事業(60.5%) 一部達成 15事業(39.5%)→13事業(34.2%) 実施準備 6事業(15.8%)→2事業(5.3%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・計画の目標達成率の向上は評価できる。 ・重点事業のうち、未達成となっている事業については、ニーズの把握、検証・分析を行い、より効果的な事業実施を検討する必要がある。 ・施設整備に伴う事業については、「市有財産(施設)運用管理マスタープラン」ともあわせ検討を実施すること。
定住推進部 定住推進課	子どもを増やすための事業	・晩婚化、共働き家庭の増加などの社会情勢の変化に伴い、結婚・出産・育児の多様な市民ニーズへの対応が求められています。 ・少子化の要因に挙げられる晩婚化、未婚化への対応として、出会いの支援から結婚生活支援という流れをサポートします。	【目標】 ・新たな結婚生活を送る世帯への支援として、出会いのサポートと結婚生活の経済的支援を行い、本市の少子化対策の強化を図ります。 ・(結婚相談所の利用件数 H29年度:72件 H30年度:84件) ・(新婚世帯生活支援件数 H29年度:36件 H30年度:36件) 【効果】 ・独身者の結婚意欲の向上や負担の軽減により、出生数の増加が見込まれます。	・未婚者の出会いのサポートとして市内各地域の結婚支援活動補助や、他自治体・県との連携による広域的なお見合いをサポートします。 ・経済的な理由で結婚に踏み切れないカップルの結婚生活を経済的に支援するために家賃を補助します。	・結婚相談所の開設、月2回相談員(6名)による日常的な電話相談 ・婚活セミナー・婚活パーティー事業 ・婚活に有効なスキルを学ぶセミナーの実施及び各種婚活イベントの実施 ・婚活セミナー 2回(県主催1回、社会福祉協議会1回) ・婚活パーティー 1回 ・地域等への結婚活動支援事業 ・地域や団体が主体となって取り組む婚活イベントの支援(区長会等団体3団体) ・新婚さんいらっしゃい事業 ・民間賃貸住宅に住む新婚世帯に対し、上限1万円/月で1年間の家賃補助 申請件数16件 888,000円 【効果】 ・婚活パーティーにおいて10組(市主催3組、地域等主催7回)のカップルが成立。 ・H28年度は3組が成婚し、H28年度までに17組が成婚。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・県の広域婚活活動支援事業に参画し、登録会員の出会いの機会が増加につながった。 ・会員の登録更新を行ったことで、婚活に対して意欲のある会員の絞り込みができた。 ・婚活は多くの市町村でも取り組んでいるが民間団体での取り組みも多く、運営方法について検討が必要である。 ・H28年度 会員数69人利用回数61回 ・カップル成立数10組(市イベント:3組、補助金交付地域団体イベント:7組)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直し	【外部評価対象事業】 ・本事業の目標と効果を生出数の増加と設定しておりながら、取り組みは婚活に特化しているものである。婚活支援は出生数の増加に対する手段の一つであるが、それがすべてではない。結婚支援から子育て支援までを一体的に行うことで出生数の増加を見込むことができたため、本事業の目標を達成するためには他事業との連携が不可欠である。 ・婚活支援に対する評価としては、多くの自治体が「婚活」に取り組んでいる現状を踏まえれば「横並び」も仕方ない面もあるが、自部門についても効率性について高める余地があると評価している。ニーズもあり、結婚相談員の熱意もあり、成婚数などの一定の成果もあるのだが、職員の労力も含め費用対効果を重視して、民間団体の参画を期待したい。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 健康寿命対策室	9万人のヘルスアップ事業	・市民の健康づくりに対する意識を高め、住民が予防活動を自主的に行っている仕組みを構築します。	【目標】 ・健康づくりの自主的な取り組みを広げることにより、生活習慣病の発症予防、重症化予防となります。  【効果】 ・健康づくりの自主的な取り組みを広げることにより、生活習慣病の発症予防、重症化予防となります。  (※1)年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、年齢構成を調整してそろえた死亡率	文化スポーツ部、商工観光部、教育委員会など関係部署と連携すると共に、地域、関係団体などと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境をつくっていきます。 ・乳幼児期から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、情報提供を行います。	健康づくり推進のための普及啓発 ・健康づくりPR活動(リーフレット等配布 3,694枚) ・健康福祉まつり(六斎市とのコラボ)66団体参加 3,500人参加 ・けんばちポロシャツ販売費及 927枚 ・健康づくり運動教室(2教室 22回 延べ340人)、健康推進員会(89回 延べ1,417人)を実施 ・パランスメニューの普及 ・一般販売開始(2事業所) ・広報掲載(12回)、調理実習(9回)、学校給食で利用(延べ42枚)、配食サービスで利用(1回) ・私の健康づくり宣言募集 3,202枚 ・受動喫煙防止対策 受動喫煙防止ポスターコンクールの実施、公共施設にポスター掲示 ・健康情報サイト「健康なび」の充実 ・健康づくりワークショップの開催  【効果】 ・年齢調整死亡率(対10万人)が改善されました。 75歳未満がん:74.8 脳血管疾患:男性38.2、女性22.3(最新H27年) ・健康意識の向上により、国保特定健診受診率がアップしました。(H27年度37.6%→H28年度38.4%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・脳血管疾患の年齢調整死亡率(対10万人)を改善することができた。(最新H27年) 75歳未満がん:74.8(H26年度:73.9) 脳血管疾患:男性38.2(H26年度:41.6) 女性22.3(H26年度:24.7) ・健康意識の向上により、国保特定健診受診率が上昇されたことにより、H28年度:38.4%(H27年度:37.6%)  ・イメージキャラクターのけんばちくんを活用し、けんばちくん弁当販売・けんばちくんポロシャツ販売・私の健康づくり宣言募集を主として、各年代にアプローチしたことにより、市民に健康づくりの取り組みをPRすることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・平均寿命と健康寿命との乖離を縮めるという高齢化時代のニーズにマッチした事業であるが、せっかくの取り組みも市民に認知されていなくては十分な効果が得られない。 ・けんばちくん、事業所におけるパランスメニューの普及と等に認知されてきた感はあるものの、まだまだ2年目。 ・引き続き、関係部署間、地域、関係団体等を巻き込み、健康づくりに取り組みやすい環境づくりの構築に努めていく必要がある。
健康福祉部 健康医療課	地域医療対策事業	・医師不足や様々な医療ニーズが求められる中、住み慣れた地域で安心して生活できる医療体制、切れ目のない医療を提供できる病診連携の体制をつくります。	【目標】 ・医師の確保と、持続可能な地域医療体制を目指す。 H27実績 市民病院:紹介率41.6% 逆紹介率28.6% 坂下病院:紹介率23.6% 逆紹介率14.8% H30目標 市民病院:紹介率43% 逆紹介率28% 坂下病院:紹介率26% 逆紹介率14% ・保健・医療・福祉・介護等が連携した包括ケアを推進します。  【効果】 ・地域医療体制が確保されます。	・市民の健康を守る地域医療を維持します。 ・医師を確保するために、奨学資金等貸付事業や地域総合医療センターを基盤とした内科医(総合医)の確保と育成を実施します。	・東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業 貸付状況:新規2名、継続6名 ・名古屋大学と連携した地域包括ケア等の推進(寄附講座)及び地域総合医療センターの運営 医師の確保状況:常勤医師4名、非常勤医師3名 ・公立病院と民間医療機関連携の推進 中津川市民病院:紹介率 H27年度41.6%→H28年度44.7% 逆紹介率 H27年度28.6%→H28年度26.2% 坂下病院:紹介率 H27年度23.6%→H28年度26.1% 逆紹介率 H27年度14.8%→H28年度17.8%  【効果】 ・医師の確保ができたことで、中津川市民病院総合診療科、国保診療所の診療体制が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・寄附講座及び地域総合医療センター事業により市民病院、診療所への医師の派遣ができた。寄附講座終了に伴い医師確保のための研修の場等の環境整備の必要がある。  ・医師確保奨学資金新規貸付者は1名を予定していたが応募者が2名であったため貸付者を2名に増員した。増員したことにより、将来の中津川市の医師を確保する見込みができた。今後も引き続き医師確保に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域医療体制の維持は必要である。 ・名大への寄附講座が終了したが、市民の健康を守る地域医療を維持していくため、病院事業部と連携した医師招聘対策を継続していく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所 (川上診療所)	川上内科一般管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週2日の診療を維持し地域医療の格差を正を図ります。  【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、在宅医療を充実し、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みを推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週2日の診療を実施 診療日数 219日(常勤医師1名、週2日診療) 診療件数 5,623件 ・保育園、小、中学校、乳幼児、妊婦、成人の歯科検診を実施 ・保育園 1回 ・小学校の歯科保健指導を実施 ・歯科指導 2回 ・2歳児の歯科検診を実施 ・歯科検診 4回 ・はみがき教室を実施 はみがき教室 4回  【効果】 ・診療をはじめ地区内の予防活動を実施し、歯科保健予防、早期治療を推進することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年10月より診療が週日から週2日に変更となったが、予約診療の取り扱いは見直すことにより日当たりの患者数は増加した。 ・在宅医療の充実や、各種検診等を実施し、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・ただし、医師不足や診療日数の減少、今後の診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療所の維持できるか検証する必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所 (加子母歯科診療所)	加子母歯科一般管理費	・地域歯科医療の格差をなくし、民間歯科医療機関のない地区で地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の歯科診療を維持し地域医療の格差を正を図ります。  【効果】 ・民間医療機関のない地区で歯科医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・地域歯科医療を確保します。 ・地域住民の口腔ケアのため、歯科検診、歯科保健指導を推進します。	・週5日の歯科診療を実施 診療日数 241日(常勤医師1名、非常勤医師2名、週5日診療) 診療件数 7,759件(うち、在宅診療179件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 居宅療養管理指導 105件 ・50歳から70歳代の方を対象に、介護予防・生活習慣改善教室を実施 参加者 13名(20回開催) ・予防接種と健康診断を実施  【効果】 ・週5日の診療日を維持し、医療面から地域住民の安全、安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年々患者数は減少傾向となっており、収入も減少傾向ではあるが、各種検診等を実施し、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・しかし、患者数は減少しており診療収入も減っている現状で、継続した医療を提供するには診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所 (蛭川診療所)	蛭川内科一般管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の診療を維持し地域医療の格差を正を図ります。  【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、在宅医療を充実し、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みを推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週5日の診療を実施 診療日数 241日(常勤医師1名、非常勤医師2名、週5日診療) 診療件数 7,759件(うち、在宅診療179件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 居宅療養管理指導 105件 ・50歳から70歳代の方を対象に、介護予防・生活習慣改善教室を実施 参加者 13名(20回開催) ・予防接種と健康診断を実施  【効果】 ・週5日の診療日を維持し、医療面から地域住民の安全、安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・在宅医療を充実させたことにより、在宅診療件数が前年度対比で53.6%増加した。 ・介護予防・生活習慣改善教室により、参加者の柔軟性や筋力アップが図れ、体力維持・生活習慣病の予防につなげることができた。 ・在宅医療の充実や、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・継続した医療の提供には診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 蛭川診療所 (蛭川診療所)	蛭川歯科一般管理費	・地域歯科医療の格差をなくし、民間歯科医療機関のない地区で地域住民の安全、安心を確保するための地域に根ざした歯科診療所の運営を行います。	【目標】 ・週5日の歯科診療を維持し地域医療の格差を正すを図ります。 【効果】 ・民間歯科医療機関のない地区で歯科医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・地域歯科医療を確保します。 ・地域住民の口腔ケアのため、歯科検診、歯科保健指導を推進します。	・週5日の歯科診療を実施 診療回数 239日(常勤歯科医師1名、非常勤歯科医師1名) 診療件数 5,620件(うち在宅診療4件) ・デイサービス、保育園、小、中学校、幼児園、成人の歯科検診を実施 歯科検診 19回 ・保育園、小、中学校の歯科保健指導を実施 歯科指導 9回 ・2歳、3歳児の歯科検診を実施 歯科検診 8回 ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 居宅療養管理指導 5件 【効果】 ・診療をはじめ地区内の予防活動を実施し、歯科保健予防、早期治療を推進することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年々患者数は増加傾向となっており、昨年度実施した診療加算の見直しにより、収入も維持することができた。 ・各種検診等の実施や、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で、安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・患者数は増加傾向にあり診療収入も維持しているが、継続した医療の提供には診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。
健康福祉部 蛭川診療所 (阿木診療所)	阿木内科一般管理費	・地域住民が安心して住み続けられるよう、医療の面から地域住民の安全、安心を確保するため地域に根ざした診療所の運営を行います。	【目標】 ・週2日の診療を維持し地域医療の格差を正すを図ります。 【効果】 ・民間医療機関のない地区で医療の面から地域住民の安全、安心が確保されます。	・医師の確保に努め、地域医療を確保します。 ・地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、在宅医療を充実し、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みを推進します。	・中津川市地域総合医療センターとの連携により医師を確保し、週2日の診療を実施 診療回数 97日(非常勤医師1名、週2日診療) 診療件数 2,328件(うち在宅診療19件) ・保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアを推進 ・予防接種と健康診断を実施 【効果】 ・週2日の診療日を維持し、医療面から地域住民の安全、安心が確保できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・昨年と比較し、患者数は若干減少となり、収入も減少したが、在宅医療の充実や、保健、医療、福祉、介護等が連携した包括ケアの取り組みにより、地域住民が住み慣れた地域で安全、安心して暮らすことに寄与している。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・民間医療機関がない地区の地域住民にとって必要性は高い。 ・しかし、患者数は減少しており診療収入も減っている現状で、継続した医療を提供するには診療所の健全運営が不可欠であり、今後の診療収入の推移等も踏まえ可能な限りコスト削減に努めていく必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	高齢者活動推進事業	・高齢者の社会参加を推進する団体に対し活動の活性化と安定的な組織運営を支援します。 ・長寿の高齢者に敬意を表し、お祝いと同時に所在や生活状況を確認する機会を確保します。	【目標】 ・老人クラブ活動を通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくり、文化活動を推進します。 ・シルバー人材センターを運営支援し、高齢者の就業機会を確保し、高齢者の就労機会を確保します。 【効果】 ・高齢者の多様な活動の場が出来ることで、介護予防や健康づくりにつながります。 ・高齢者の所在及び生活状況の確認ができます。	・老人クラブやシルバー人材センターなどが継続して活動ができるよう支援します。 ・長年にわたり地域につけてきた高齢の方を敬愛し、ご長寿をお祝いするため、敬老事業を行います。	・老人クラブに対する助成 活動支援補助金(H28年度:140クラブ、会員数11,149人)(H27年度:141クラブ、会員数11,379人) ・連合会活動支援補助金 活性化交付金(健康増進・文化活動・環境友愛) 中津川市シルバー人材センターに対する運営事業交付金(会員数458人、受託件数 公共233件、民間2,381件、計2,614件) ・市内の長寿年齢上位5名・100歳・88歳の方に、市長、市職員が訪問し祝品を贈呈(88歳の方へは坂下高校の生徒が作成した敬老祝品を合わせて贈呈) 年齢上位5名、100歳25名、米寿595名 合計625名 【効果】 ・高齢者が地域の多様な場で活動する機会ができることで、生きがいづくりや健康づくりが図れました。 ・長年にわたり地域につけてきた高齢の方への感謝を示すとともに、所在や生活状況の確認ができました。 ・敬老祝品作りを通し、高校生に福祉への意識向上及び障がい者作業所の活用が図れました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・高齢化が進むなかで、高齢者自身が生きがいを持って活動する機会が作られており、健康寿命の増進にもつながっている。 ・また地域での貴重な人材として、高齢者の経験と力を発揮できるよう、活動に対する支援を継続する必要がある。 ・高齢者人口の増加の反面、老人クラブ及びシルバー共に会員数の減少が見られることが課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・老人クラブやシルバー人材センターへの活動支援は、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの中核的な事業であり継続していく必要がある。 ・本事業は補助金交付が主体であるが、健康寿命の増進の観点から各老人クラブに対し8万人のヘルスアップ事業の取り組みを周知し、活用していただけるよう健康医療課と連携した積極的な働きかけが必要である。 ・自部門評価に見られる地域社会の希薄化については全国的にも大きな課題であることから、商団体と課題解決に向け取り組んでいく必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	在宅介護支援センター運営事業	・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある、そのらしい生活を続けていくために、高齢者やそのご家族が地域の身近な場所で、地域の様々なサービス、支援、在宅介護等に関する相談ができる在宅介護支援センターを運営します。 ・地域で支援が必要な高齢者等を見守り支えていくために、地域住民や関係機関の連携拠点としての役割を担います。	【目標】 ・高齢者等が地域の身近なところで介護等の相談ができ、早期に相談支援につながることで、安心して生活を送ることが出来ます。 【効果】 ・各地域に相談窓口があることにより高齢者等が相談しやすく、必要な支援につなげることで不安の軽減が図れています。 ・実態把握期間により、独居高齢者世帯などの生活状況等の把握ができています。 ・高齢者が介護予防に取組むことにより、閉じこもり予防や健康維持につながっています。 ・地域住民等との連携することにより、見守り支援の体制作りが進んでいます。	・地域での高齢者等の相談支援の機関として在宅介護支援センターを運営します。	・13か所の在宅介護支援センターを委託運営し高齢者への総合相談支援を実施 高齢者の総合相談 延べ1,014件 高齢者の実態把握訪問調査 延べ3,967件 ・介護予防教室の実施 415回開催、参加人員1,095人(延べ5,557人) ・地域住民との連携作りとして相談協力員を各在宅介護支援センター毎に設置 相談協力員懇話会の実施 13地域(主な構成員:区長、民生委員、社協代表、老人クラブ、交番、郵便局、薬局、JA、新聞店など) ・介護保険制度、福祉サービス申請代行及び調整 2,645件 【効果】 ・各地域に相談窓口があることにより高齢者等が相談しやすく、必要な支援につなげることで不安の軽減が図れています。 ・実態把握期間により、独居高齢者世帯などの生活状況等の把握ができています。 ・高齢者が介護予防に取組むことにより、閉じこもり予防や健康維持につながっています。 ・地域住民等との連携することにより、見守り支援の体制作りが進んでいます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・高齢化が進むなかで、地域の身近な場所で高齢者等の総合相談ができる場所としての役割を担っている。 ・今後も機能充実を図るために、介護保険事業による地域包括支援センターへの移行など継続可能な体制作りを行う必要があり、H29年度に向けての調整を推進する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・高齢者の総合相談ができる場所であり、今後も継続することが求められるが、地域住民や関係機関の連携拠点として、地域包括支援センター移行への調整を進める必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	高齢者福祉施設等運営事業	・安全で安心して各施設を利用してもらう環境を整え、計画的に修繕、工事を実施し、老朽化・突発事故等を防ぎます。 ・養護老人ホーム清和寮は老人福祉法に規定された施設であり、居宅において養護を受けることが困難な方を市が措置します。	【目標】 ・健康増進及び教養の向上、生きがいづくり、ボランティア活動、介護予防・サークル活動の場所として、安全かつ安心して施設利用ができるよう施設運営を図ります。 【効果】 ・各施設の安全性、機能性を確保できることにより、施設を有効に利用することができます。	・福祉施設の安定的な事業運営ができるよう、必要な維持管理を行います。	・施設運営に必要な経常的な維持管理経費を計上し、市内26施設の維持管理を実施。 指定管理施設 15施設(清和寮、坂下・付知、蛭川福祉センター、デイサービスセンター 9施設、ショートステイ事業所 1施設、グループホーム 1施設) 主な維持管理委託施設 4施設(川上保健福祉施設がらひの里、福岡健康増進施設ほっとサロン、地域福祉センターゆらぐ苑、老人福祉センター) ・多額の費用を要する修繕・工事等は施設ごとの計画を実施。 H28年度は主に、山口デイサービスセンター-真室式温水ヒーター修繕 加子福ふれあいコミュニティセンター-電話設備修繕 デイサービスセンターゆらぐ苑エアコン設備取替工事 地域福祉センターゆらぐ苑エアコン設備取替工事 福岡健康増進施設ほっとサロンろ過ポンプ取替工事 【効果】 ・計画的に修繕等の維持管理を行うことにより、利用者が安心して施設を継続利用することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・適切な施設運営管理により、市民に安全に利用していただくことが出来ている。 ・老朽化に伴う修繕が毎年度新たに発生していることが課題となっている。 ・H28年度はマスタープランに沿い福岡デザイナーズセンター、福岡ショートステイ事業所、介護実習センターの3施設の民間移譲を実施した。 ・今後もマスタープランに沿って民間移譲・地域移譲の調整を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・3施設について民間委譲を実施したことにより、維持管理経費等が削減できたことは評価できる。 ・日頃から施設や設備の点検に努め、各施設の状態を把握し計画的な維持管理に努める必要がある。また、必要に応じて長寿化を図ることが重要である。 ・今後も市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づいて民間移譲を計画的に進め、維持管理経費の低減に努める必要がある。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 高齢支援課	成年後見活用安心事業	・認知症等により判断能力が衰え日常生活に支障が出る高齢者が増加しているため、市民の権利を守り、安心して生活が送られるよう成年後見制度を適切に利用でき、相談支援を提供する機能を設置します。 ・経済的な理由などにより制度利用が困難な方も利用できるようにします。	【目標】 ・成年後見制度について総合的な相談支援を提供する成年後見センターを設置運営することにより、申請手続きを行い、受任者の問題で制度利用ができない方を無くします。 【効果】 ・市民が成年後見制度について、専門的な相談支援を受けられることで、早期に同制度の利用につながり、安心して生活を送ることができます。 ・委託先法人が法人として後見等受任機関になる事により、後見人の担い手の確保ができます。	・成年後見制度に関する相談・支援業務を行う成年後見センターを委託により設置します。	・相談業務、専門相談窓口を設置、巡回相談の実施 ・親族等申立事務支援事業：親族で申立てる場合その事務負担により申立に至らないケースを支援し制度の普及を図る。 ・市長申立事務支援事業：市長申立を行う場合、申立に係る事務の支援を行う。 ・以上に係る広報啓発活動事業 相談員数 4名(常勤2名、非常勤2名) 相談件数 176件 巡回相談 12回 受任人数 116人(後見46人、保佐53人、補助17人)  【効果】 ・経済的な理由で、制度の利用につながりにくい方も制度利用につなげることができました。 ・高齢者だけでなく、障がい者の方への相談支援にもつながり、安心して生活することができました。 (受任人数中55人が障がい者)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・成年後見制度を必要とされている方や親族に対しての専門相談機関としての役割を担うことができない。 ・また成年後見センターが法人後見として後見人を受任できることで、特に低所得者等の方に対応する後見人の担い手不足の問題の解消につながっている。 ・高齢者以外に障がい者への支援の役割も高まっており障がい部門との連携強化を図る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談窓口を設置し、制度の利用という点では一定の成果が得られている。 ・ただし、相談員数に対する相談件数などコストに見合ったものになっているかについては、検証する必要がある。 ・受任人数のうち、約半数が障がい者ということもあり障害支援課との連携強化により、より効果的な事業実施に努める必要がある。
健康福祉部 介護保険室	介護サービス給付費	・高齢者が住み慣れた地域で、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができるまわづりを行います。 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。	【目標】 ・環境の世代が75歳以上になるH37年以降を見据え、第6期介護保険事業計画をH27年度からH29年度までの3年間、それ以降も3年毎に事業計画を作成し、介護サービスを提供していきます。 【効果】 ・支援が必要な高齢者が必要な居宅サービスを受けることで、住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が利用する介護サービス費用の内、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・自宅などで受ける訪問介護、デイサービス、訪問入浴、福祉用具貸与、地域密着型サービス、特定有料老人ホーム等に掛かる介護給付費の支払。 年間利用件数 92,059件 ＜主な介護サービス利用件数＞ ・訪問介護 8,731件 ・デイサービス 15,225件 ・訪問入浴 1,429件 ・福祉用具貸与 16,533件 ・地域密着型サービス 7,570件 ・特定有料老人ホーム 1,069件  【効果】 ・自助、共助、公助の考え方に基づくサービスを提供し、支援が必要な高齢者が必要な居宅サービスを受けることで、住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・介護サービスの安定的な供給ができるよう、介護保険事業の施設整備計画に基づき地域密着型施設の整備を行った。利用件数は主に訪問系サービスの増加により2,800件の増となった。 ・介護給付の適正化を図るため、介護認定調査員の資質向上のための研修や情報交換の会議の開催、給付費適正化支援システムを活用したケアプランの点検、介護支援専門員や全事業者に対する適正化研修を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、特に自部門評価にあるように介護認定調査員の資質向上、介護支援専門員や事業者に対する指導は、サービスの継続、給付の適正化の面で重要である。 ・高齢化により今後利用者の増加が見込まれるが、限られた財源の枠組みのなかでは、8万人のヘルスアップ事業をはじめトータル的な市民の健康づくりの推進により、給付費の抑制につなげていく必要がある。
健康福祉部 介護保険室	施設介護サービス給付費	・高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、常時介護が必要で在宅生活が困難な方の施設利用に係るサービス費を給付します。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。 【効果】 ・支援が必要な高齢者が必要な施設介護サービスにより日常生活の介護や療養上の支援を受け、生活することができます。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方が施設に入所して受ける介護サービス費用の内、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に掛かる給付費の支払。 年間利用件数 9,300件 介護老人福祉施設 6,076件 介護老人保健施設 2,985件 介護療養型医療施設 239件  【効果】 ・自助、共助、公助の考え方に基づくサービスを提供し、支援が必要な高齢者が必要な施設サービスにより日常生活の介護や療養上の支援を受け、生活することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設介護サービスを受けることにより、支援が必要な高齢者が日常生活の介護や療養上の支援で生活することができた。H27年度より314件の利用件数増。 ・介護給付の適正化を図るため、介護認定調査員の資質向上のための研修や情報交換の会議の開催、介護支援専門員や全事業者に対する適正化研修を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、特に自部門評価にあるように介護認定調査員の資質向上、介護支援専門員や事業者に対する指導は、サービスの継続、給付の適正化の面で重要である。 ・高齢化により今後利用者の増加が見込まれるが、限られた財源の枠組みのなかでは、8万人のヘルスアップ事業をはじめトータル的な市民の健康づくりの推進により、給付費の抑制につなげていく必要がある。
健康福祉部 介護保険室	住宅改修費	・高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、住宅の改修サービス費を給付します。	【目標】 ・地域全体で支え合う持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づくサービスを提供します。 【効果】 ・住み慣れた自宅で、自立した生活を送ることができる。	・介護保険法に基づき、要介護に判定された方の住宅改修費用のうち20万円までを、所得状況によって9割又は8割を給付します。	・要介護者が住宅改修に要する費用を給付費として支払います。 年間支払件数 134件(39件減)  【効果】 ・自助、共助、公助の考え方に基づくサービスを提供し、住み慣れた自宅での生活を続けられました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一部介助の方の改修が増え、全介助の方の改修は減り、全体の改修件数は39件の減となった。要介護者が自宅で生活するために必要な整備ができた。 住宅改修の点検を行い、給付費の適正化に努めた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく必要なサービスであり、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められるが、引き続き、給付費の適正化に努める必要がある。
健康福祉部 高齢支援課	介護予防・日常生活支援総合事業	・高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送れるよう、介護予防に取り組める環境を整備します。 ・要支援認定者等に対する訪問介護、通所介護の介護予防サービスを実施します。	【目標】 ・H29年度までに従来型の訪問介護、通所介護以外に、要支援者等向けの新たな生活支援サービスについて検討、実施を目指す。 ・地域で介護予防に取り組む機会として各種教室を開催し個別支援を行います。 ・地域で介護予防のボランティアとして活動していただける方を育成します。 【効果】 ・高齢者が住み慣れたところで自立した生活が継続できることにつながります。	・要支援認定者への介護予防・生活支援サービス事業を行います。 ・地域で介護予防に取り組む機会として各種教室を開催し個別支援を行います。 ・地域で介護予防のボランティアとして活動していただける方を育成します。	＜介護予防・生活支援サービス事業＞ ・要支援等に対し訪問サービス及び通所サービスを提供 6,343件 ＜一般介護予防事業＞ ・集中型一般介護予防事業(あんきなくらぶ)14地区30教室 実施回数 1,376回 参加実人員 371人 ・在宅介護支援センター介護予防教室 13か所 実施回数 415回 参加実人員1,095人 ・各地域での運動教室、水中運動教室、訪問指導等 実施回数 100回 参加実人員 101人 ・健康福祉まつり、出前講座等による普及啓発 実施回数 115回 参加実人員 539人 ・介護予防サポーターの養成講座 実施回数 5回 養成実人員 31人  【効果】 ・多くの高齢者が、地域の身近な場所で介護予防に取り組む機会を提供することで、高齢者の健康維持を図ることができています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一般介護予防事業には実人数で2,106人の高齢者が参加されており、高齢者が介護予防に取り組む機会として重要な機会となっている。 ・介護予防・生活支援サービスについては、要支援認定者への介護予防相当サービスとして適切に実施が出来ている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・要介護にならないことが重要であり、介護予防事業を充実させ、参加者の増加を図る必要がある。そのため、引き続き制度の周知や参加しやすい環境づくりに努める必要がある。 ・介護予防事業は8万人のヘルスアップ事業と強く関連するため、事業間のいっそうの連携を図る必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 高齢支援課	包括的支援事業	・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳をもって安心して生活ができるよう、地域包括支援センターが中心となって高齢者の保健、医療、福祉、介護、権利擁護の関係機関と連携した体制づくりを進め、高齢者等の相談支援に継続的に対応いたします。	【目標】 ・地域包括支援センターを運営、高齢者等の総合相談、虐待等の権利擁護について対応できる体制を強化します。 【効果】 ・高齢者等の総合相談、支援の体制ができることで地域で安心して過ごすことができます。	・高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、介護保険法に位置付けられた総合相談、権利擁護、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、家族支援などの在宅支援の事業を行います。	・地域包括支援センターを市直営1ヶ所運営 ・高齢者総合相談対応相談件数1,309件、独居高齢者等実態把握訪問3,967件 ・高齢者虐待通報対応 通報件数 40件、虐待事例29件 ・在宅医療介護連携推進事業の実施 ・認知症地域支援推進員を1名配置し認知症の普及啓発等を実施 ・第1層(市内全域)の生活支援コーディネーター及び協議体の設置 ・おむつ等購入費助成事業 対象者数 235人 ・ねたきり高齢者等介護者奨励金 対象者数 100人 ・配食サービス事業 対象者数 387人、27,796食 ・介護相談員派遣(相談員7名) 面談者数4,507人、訪問事業所数69事業所 ・介護給付等費用適正化事業 介護給付費分析、研修会2回実施 【効果】 ・高齢者等の総合相談機関としての地域包括支援センターを設置運営し、在宅介護支援センターと連携した体制とすることで、相談支援・高齢者虐待に対応することができています。 ・おむつ購入費助成や配食サービスなど実施することにより、在宅介護支援や安否確認が図れています。 ・認知症地域支援推進員の配置により、認知症相談の充実や認知症カフェの実施、若年性認知症の把握など新たな取り組みを行うことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・多様化する高齢者等に関する、保健、医療、介護福祉の総合相談に対応する機関として、地域包括支援センターの機能強化を図り運営していくことが必要である。 ・H29年度以降の地域包括支援センターの複数設置への調整をすずめた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域包括支援センターは、高齢者等の総合的な相談機関として、また支援の内容としても多岐にわたる必要事業である。 ・センターの複数設置に対する課題解決等、引き続き調整を図られたい。
健康福祉部 国民健康保険課	後期高齢者保健事業	・生活習慣病発症予防及び重症化予防を行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組めます。 ・歯肉の状態や口腔清掃のチェックを行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組めます。	【目標】 ・すこやか健診及び指導対象者の継続受診の受診率向上に取り組めます。 ・受診率 H27年度実績:3.4% H28年度:3.9% H29年度:4.5% H30年度:5% 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化が図られます。	・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査(すこやか健診)を実施します。 ・口腔機能の低下や肺炎等の疾病予防のため、75歳以上の後期高齢者を対象とした口腔健康診査を実施します。	・血液検査、尿検査等による生活習慣病の早期発見(ぎふ、すこやか健診) ・口腔内診査や口腔機能の評価による高齢者の口腔機能の維持、異常の早期発見(さわやか口腔健診) ■後期高齢者健診実績(ぎふ、すこやか健診) (さわやか口腔健診) 対象者 13,383人 対象者 13,383人 受診者数 528人 受診者数 205人 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化につなげる取り組みとなりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度は受診率向上の新たな取組として、以前は申込者と前年度受診者を対象に送付していた受診券を、健診の周知も含め75歳到達者も対象とした。 ・後期高齢者医療の健診受診率は、少しずつ向上している。 ・H27年度実績3.4% H28年度実績3.9% ・後期高齢者医療の口腔健診受診率も少しずつ向上している。 H27年度実績0.9% H28年度実績1.5%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・病気の早期発見や重症化を防ぐことは、高齢者の健康維持はもとより長期的な観点で医療費の抑制につながるから、必要性は高い。 ・年々受診率は上がっているものの、既に治療中の方は受診しないなど効率性としてはB評価とした。 ・今後も引き続き受診率向上に努める必要がある。
健康福祉部 障害支援課	児童扶養手当事業	・児童扶養手当に基づき、離婚、死亡などでひとり親となった世帯や、保護者が重度の障がいを持つ世帯などの対象者に手当を支給します。	【目標】 ・手当が必要とする母子・父子世帯等の受給資格者に対して適切な手当を継続して支給します。 【効果】 ・適切に手当を支給することにより、受給者世帯の生活の安定と自立の支援につながります。	・離婚、死亡などでひとり親となった世帯や保護者が重度の障がいを持つ世帯などに手当を支給し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を図ります。 ・児童扶養手当に基づき対象者に継続実施する事業です。	・手当額 H28.4月～ 全額支給 42,330円、一部支給 42,320円～9,990円 ※加算額 2子:5,000円 3子～:3,000円 ・対象者:人数 H28年度受給者数 498人、対象児童数 758人 ・支払月 4月、8月、12月 (年3回) 【効果】 ・対象の世帯に手当を支給することにより、受給者世帯の生活の安定と自立につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・児童扶養手当に基づき、父又は母と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進が図られた。 ・対象者の状況を正確に把握し、公正公平な執行に努める必要がある。 受給者数 498人(101%) 対象児童数 758人(97.9%) ・受給者数は増加しているが、対象児童数は減少の傾向にある。これは受給者1人あたりの対象児童数が減少していることによるものである。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく事業として手当の支給は必要ではあるが、対象者の状況を正確に把握し、公正公平な執行に努める必要がある。 ・また、その他事業と同様、効率的な執行については常に留意する必要がある。
健康福祉部 福祉相談室	児童福祉総務事業	・通告、相談しやすい環境を整え、児童虐待を早期発見し適切に対応することにより児童の権利、命や心を守り虐待の重症化、世代間連鎖等を予防します。 ・ひとり親家庭からの相談を受け、課題解決に向けた助言指導を行い、各種制度を利用した自立支援を実施して、ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整えます。	【目標】 ・家庭児童相談、ひとり親家庭に関する相談体制を維持します。 ・ひとり親世帯が安定した収入を得て自立するための支援を行います。 【効果】 ・児童虐待を早期発見し、適切な対応を行います。 ・ひとり親世帯の経済的自立が可能となります。	・児童の権利、命や心を守るために児童虐待通告や相談しやすい環境を整え、児童虐待を早期に発見して適切な対応を行います。 ・ひとり親家庭等からの相談を受け助言指導を行い、各種制度を活用するなど自立支援を行います。	・家庭児童相談事業 149件 ・子育て短期支援事業 1件 ・ひとり親家庭相談事業 778件 ・母子生活支援施設扶助事業 1世帯 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事務 新規貸付 1件 ・母子家庭就業支援事業 高等職業訓練促進給付金 1件 ・自立教育訓練給付金 0件 ・要保護児童・DV防止対策地域協議会の開催 代表者及び実務者会議 5回 ・ケース会議 49回 【効果】 ・児童虐待等について、関係機関と連携することにより、虐待の予防及び早期解決につながりました。 ・ひとり親家庭への経済的自立の支援につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談しやすい環境、体制を整備したことにより、H28年度相談件数は974件でH27年度の677件に比べ297件増加した。 ・相談件数の増加により、相談者の不安解消、虐待等の予防及び早期解決つなぐ、一定の成果が得られている。今後も継続した支援を行っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・相談件数が増えるということは決して良いことではないが、相談しやすい環境という体制整備では一定の成果が得られている。 ・今後も継続した支援が望まれる。
教育委員会 発達支援センター	児童発達支援事業	・児童数が減少していかなく、つくしんぼ、どんぐりへの通所児の人数は横ばい状態が続いており、療育の必要な児童割合は増加傾向にあります。 ・障がい児あるいは発達気になる児童に対しては(1)早期発見、早期支援(2)大原則であり、どの児童も発達の経過に個人差はあるものの、適切な療育指導によって発達が保障されます。	【目標】 ・発達相談等により、センターに一つであった児童の通所100% ・理学療法士等専門スタッフによる指導を計画的に実施します。 【効果】 ・早期発見、早期療育により、発達が促されます。 ・専門スタッフの指導により通常の療育では行き届かない指導が期待できます。	・障がい児や乳幼児期の発達が気になる児童とその保護者等に対して、自立した生活ができるよう通所施設での指導や通所訓練等、児童の発達段階に応じた療育支援を行います。	・通所による療育指導(個別指導、グループ指導) 通所児数:つくしんぼ 152人、どんぐり 79人(H28年度末実績) ・岐阜県認定音楽療法士による音楽療法指導 ・坂下病院スタッフによる理学療法・作業療法・言語療法の実施 ・実施回数:つくしんぼ 年41回、どんぐり 年33回 合計74回 ・保護者支援のための学習会等の開催(つくしんぼ、どんぐり合同 年1回開催) 11/29(火)「発達の気になる子どもたちの子育て」講師 大森病院児童精神科医師 間正樹先生 ・療育関係職員支援の研修会の開催(つくしんぼ、どんぐり合同 年3回開催) ・岐阜県障害幼児研究会への参加(4回/年) ・濃尾地区障害幼児研究会への参加(3回/年) ・発達支援センターどんぐり教室の、支援内容や職員体制充実のための統合準備保護者との協議、地元への説明、施設改修工事、指導用備品購入 【効果】 ・支援が必要と判断された児童を100%療育支援につなげることができ、早期発見、早期療育により個々の課題に合わせた適切な療育支援を行うことができました。 ・旧田瀬保育園を療育指導のための施設に改修し、専門的な療育指導用備品を配置し、発達支援センターどんぐりのH29年4月統合に向けた準備を行うことができた。 ・どんぐり統合により、事業の効率化が図られ、また、職員が組織として指導に当たることができるため指導内容の充実が見込める。 ・この事業を継続するためには、専門的な研修を受講し経験年数をつんだ「児童発達支援管理責任者」が必要であるため、後継者育成が喫緊の課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・支援が必要と判断された児童を100%療育支援につなげることができ、早期発見、早期療育により個々の課題に合わせた適切な療育支援を行うことができました。 ・旧田瀬保育園を療育指導のための施設に改修し、専門的な療育指導用備品を配置し、発達支援センターどんぐりのH29年4月統合に向けた準備を行うことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・統合により閉園となる保育所を改修し、どんぐり5教室の統合の準備ができたことは、施設の有効活用面からも高評価できる。 ・関係機関との連携のもと、適正な人員配置による効率的な運営、長期的な人材の確保・育成が必要であり、統合による新たな事業(保育所等訪問支援事業)の拡充に期待する。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
教育委員会 子育て政策室	子ども相談・支援事業	子どもの発達に関する相談窓口が求められ、丁寧な聴き取りや助言等が重要になっているため、身近で分かりやすい相談窓口を構築します。 子どもの成長や発達について悩みや不安を抱える方が、気軽に相談でき、子どもに合った支援や助言が受けられるよう、保護者や関係者と連携して対応します。	【目標】 支援を必要とする子どもの発達相談、発達検査を行います。(発達相談延べ人数 H27年度1,704人→H30年度 2,000人) 障がい等の早期発見や適切な支援のため、保護者や関係機関との連携を図ります。 発達障がいへの理解促進のための職員や市民向けの講演会等を開催します。(3回/年) 【効果】 発達のつまずきを早期発見、早期対応することで保護者の見通しを持った子育てや子どもが適切な支援を受けることが可能となります。	子どもの成長や発達についての悩みや不安を解消するため発達相談や検査を行います。 子どもの障がいや発達の遅れを早期に発見し、適切な支援を行うため、保護者や関係機関との連携を図ります。 職員のスキルアップ・市民向けの発達障がい理解促進のため研修会、講演会を開催します。	発達相談及び必要に応じた発達検査の実施。相談：延べ1,654人 発達検査：延べ378人 早期発見や適切な支援を行うため、幼保・小中学校からの依頼により訪問指導を実施。 346回 延べ757人 (幼保 377人、小学校 337人、中学校 43人) 発達支援連絡会及びシステム実務担当者会議を開催し、関係部署と連携。1回 坂下病院リハビリテーション技術科との連携による「運動発達こぼしの相談会」を開催。 「運動」の分野：6回/年、相談人数17人 「ことば」の分野：8回/年、相談人数34人 市民、保護者、職員を対象とした発達障がい理解促進講演会を開催。4回、142人参加。 【効果】 発達相談の延べ人数は、H27年度から50人減少していますが、0～15歳児の人数に対する相談割合は、0.8%増加しました。(相談割合：H27年度14.38%→H28年度15.21%) 運動発達こぼしの相談会では、体の使い方やこぼしの発音に心配のある子どもも相談を受け、療育支援につなぐなど、関係機関と連携して支援を行うことができました。(相談人数：H27年度44人→H28年度51人) 発達障がい理解促進講演会により、発達障がいへの理解促進や保護者同士が繋がることができたりしました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	子どもの成長や発達に悩みを抱える方の不安を解消するために、発達相談や検査を行った。 子どもの障がいや発達の遅れを早期に発見し適切な支援へつなげることが重要であり、関係部署との連携を密にし引き続き事業を進める。 H28年度実績 相談：延べ1,654人 発達検査：延べ378人 幼保・小中学校訪問指導 346回、延べ757人 発達相談を行う場所の確保が困難であり課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・幼保、小中学校への訪問指導が増加しており、連携した支援が実施できていると評価する。 ・今後関係機関とさらなる連携を行い、多様化する相談への対応、継続的な支援など充実を図る必要がある。 ・来所相談だけでなく、相談者の身近な公共施設での相談を行うことで、相談者にとって、気軽な相談機会の提供による効果的な運営を図る余地がある。
健康福祉部 障害課	乳幼児等医療費助成事業	子どもの医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を整えます。	【目標】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる子どもに対する子育て支援策を実施します。 中学校卒業までの子どもに対し保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 次世代を担う子ども達の健全な育成を支援します。	子どもの傷病の早期治療を促進し、子育ての経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもに対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	中学校卒業までの子どもに対し保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成しました。 助成対象者数 10,194人 (県単独分:4,248人、市単独分:5,946人) 県単独分(0歳児～未就学児) 入院 715 290,842,260 23,079,712 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 外来 72,068 536,867,327 105,336,274 合計 72,783 827,709,587 133,415,986 市単独分(小学生～中学生) 入院 229 71,484,988 13,853,607 外来 75,282 689,220,150 164,383,142 合計 75,511 760,705,138 178,236,749 【効果】 次世代を担う子ども達の健全な育成を支援しました。 子どもの医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と子育て世帯の経済的負担軽減が図られ、安心して子育てができる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・子育て世帯の経済的負担の軽減と健康の保持のため、必要な事業である。 前年度対比 対象者 99% 受診件数 97% 医療費 96% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から必要な事業であり、早期受診と早期治療を推進することで重症化を防ぎ、将来的な医療費の抑制に期待できる。 ・H28年度については医療費は減少しているものの、安易に受診できてしまうことから、適切で節度ある受診に理解を求める必要がある。 ・助成対象年齢等の条件については県内市町村の水準も上がってきたことから市町村間バランスはとれているが、事業費が拡大していく見通しは必要である。 ・県内ほぼ同様の制度となっている状況では、市負担となっている部分について県補助となるよう強く要望していく必要がある。
健康福祉部 障害課	ひとり親医療費助成事業	母子家庭等、父子家庭のひとり親世帯の医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の負担軽減を図り、安心して生活できる環境を整えます。	【目標】 ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、安心して生活できる環境を整えます。 母子家庭の母子、父子家庭の父子、両親不在の遺児に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 子育て環境の整備に寄与します。 医療機関への早期受診が促され、ひとり親世帯に安心感を与えます。	ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	母子家庭の母子、父子家庭の父子、両親不在の遺児(子、遺児については18歳到達後、最初に到来する3月31日までに、未子の資格期限まで)に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成しました。 助成対象者数 1,371人(母子:1,283人 遺児4人 父子84人) 母子家庭 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 67 21,391,958 3,193,954 外来 16,664 167,824,380 39,131,394 合計 16,731 189,216,338 42,327,348 父子家庭 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 1 1,358,920 57,600 外来 755 7,803,230 1,903,510 合計 756 9,162,150 1,961,110 【効果】 次世代を担う子ども達の健全な育成を支援しました。 医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担軽減となり、安心して生活ができる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・ひとり親世帯の経済的負担の軽減と健康の保持のため、必要な事業である。 前年度対比 対象者 96% 受診件数 97% 医療費 96% ・早期受診は重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ひとり親世帯の経済的負担軽減の観点から必要な事業であり、早期受診と早期治療を推進することで重症化を防ぎ、将来的な医療費の抑制に期待できる。 ・乳幼児等の助成事業と同様に、適切で節度ある受診に理解を求める必要がある。 ・H28年度は医療費が減少しているが、今後事業費が拡大していくようであれば助成条件や運用方法等事業内容の見直しを検討が必要である。
健康福祉部 障害課	障害者総合支援給付事業	障がい者が地域で自立した生活をするためには様々な支援を必要とするため、障害者総合支援法に基づいて適切な障害福祉サービスを提供します。	【目標】 福祉施設入所者のうち地域生活へ移行をめざす人数 H29年度 3人、H30年度 6人 障害福祉サービスを提供し、在宅で安定した生活ができるよう支援します。 施設サービスを提供し、常時の介護や医療行為を受けながら安心して生活ができるよう支援します。 障がいや発達の遅れがみられる就学前の児童へ早期に専門的な療育支援を提供します。 【効果】 障害福祉サービスを提供することで障がい者の自立した生活や社会参加が促進されます。	障がい者が安心して生活できる 訪問系サービス(訪問介護等) 実人数 59人 利用時間21,946時間 通所系サービス(生活介護、就労継続支援等) 実人数488人 利用回数 90,319回 入所系サービス(施設入所支援等) 実人数182人 利用回数 53,293回 計画相談支援(計画相談支援、障害者相談支援) 実人数760人 利用回数 1,388回 障害児通所支援(児童発達支援等) 実人数278人 利用回数 13,013回 【効果】 障害福祉サービスの提供により、障がい者が在宅で安心して生活でき、また施設サービスを利用することで常時の介護や医療行為が必要な、自宅では生活できない障がい者も介護を受けて生活できます。 障害施設で就労訓練や集団生活への適応訓練を受けることで、障がい者の自立や社会参加が促進されます。 障がいや発達の遅れがみられる児童へ就学前に専門的な療育を行うことで、早期に日常生活や集団生活能力が向上します。 障害サービスを提供したことにより、障がい者の自立した日常生活、社会参加生活が促進されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	障がい者に対し、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更正医療費等の支援をして地域で生活ができるよう支援を行った。 前年度対比 対象者 100% 扶助費 102% 各サービス利用量が増加傾向であるが、一部は減っているサービスも増えている。今後適切なサービスの提供を行い抑制に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	多様な福祉サービスの給付があるなかで、予算的には拡大推進していくものではないことから、現状維持とすべきである。 ・自部門評価にある利用額となっているサービスについては原因を分析し、場合によっては事業内容の見直しが必要である。	

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	内部評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 障害看護課	地域生活支援事業(障がい者)	・障がい者が地域で自立した生活をするためには様々な支援を必要とするため、障害者総合支援法に基づき地域の実情に応じた障害福祉サービスを提供します。	【目標】 ・障害福祉サービスを提供する中で障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送ることができるようにします。 【効果】 ・障害福祉サービスを提供することで障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送ることができます。	・地域において障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、地域生活支援事業による障害福祉サービスを提供します。	相談支援事業 相談件数 750件 ・日中一時支援事業 利用回数 3,988回 実利用人数 87人 ・移動支援事業 利用回数 556回 実利用人数 17人 ・訪問入浴事業 利用回数 450回 実利用人数 9人 ・日常生活用具付事業 利用件数 2,057件 実利用人数 237人 ・意思疎通支援事業 利用件数 174件 実利用人数 22人 ・手話奉仕員養成講座 1講座(22回) 終了者数 8人 ・点字・声の広報なかつがわ発行 各12回(12か月分) など	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	障がい者に対し、障害者総合支援法に基づいた地域の特性に応じた障害福祉サービスを提供し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援を行った。 前年対比 対象者 90% 扶助費 98% ・サービスの一部が他事業へ移行したことにより減った要因もあるが、今後も事業を効率的、効果的に実施し抑制に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者が安心して自立した日常生活または社会生活を送るため事業の必要性は高いと考えるが、利用者ニーズを分析し、更に効率的、効果的な事業実施に努める必要がある。 ・今後事業費が増加していくようであれば、事業内容の見直しが必要である。
健康福祉部 障害看護課	重度心身障害者医療費助成事業	・障がい者の医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の負担軽減を図り、安心して生活できる環境を整えます。	【目標】 ・障がい者の経済的負担を軽減し、安心して生活できる環境を整えます。 ・重度心身障がい者に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成して経済的負担を軽減します。 【効果】 ・医療機関への早期受診が促され、障がい者の健康の保持と生活環境の向上を支援します。	・重度心身障がい者の経済的負担軽減のため、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	・重度心身障がい者(身体手帳1～4級、精神手帳1～2級、療育手帳A1～B2所持者)に対し、保険診療の入院・外来医療費の自己負担分を助成しました。 ・助成対象者数 3,938人(県単独分:2,885人、市単独分:1,053人) 県単独分(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1～2級) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 3,706 1,669,403,165 117,392,140 外来 84,438 3,193,937,323 272,833,129 合計 88,144 4,863,340,488 390,225,269 市単独分(身体障害者手帳4級、療育手帳B2) 受診件数 総医療費(円) 市助成額(円) 入院 750 384,497,549 26,916,176 外来 29,599 573,907,547 67,306,999 合計 30,349 958,405,096 94,223,175 【効果】 ・医療費(保険診療の自己負担分)を助成することで、健康の保持と世帯の経済的負担軽減となり、安心して生活ができる環境の向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市民福祉医療費助成金支給条例に基づき医療費の支給を実施した。 ・重度心身障がい者の経済的負担の軽減と健康の保持のため、必要な事業である。 前年度対比 対象者 99% 受診件数 101% 医療費 98% ・早期受診による重症化を防ぐためにも重要であるが、事業費の増加原因の可能性が伴うため課題となっている。 ・助成水準が県内市町村のなかでも特に高いグループに入っており、今後の高齢化の進行を踏まえ見直しを図る必要がある。 ・例えば身体障害者手帳所持者については、本市は4級までを対象としているが、多くの市町村は3級まで(若しくは4級であっても所得制限か年齢制限がかけられるなど条件が伴う)となっている。 ・現行制度の条件設定は、合併協議に基づいて10年以上経過しているが、医療費については今後も増加が見込まれるため、他市とのサービスバランスも踏まえ見直す必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・障がい者の経済的負担軽減の観点から必要な事業であるが、内部評価の課題としてあるように、適切に度ある受診について理解を求める必要がある。 ・助成水準が県内市町村のなかでも特に高いグループに入っており、今後の高齢化の進行を踏まえ見直しを図る必要がある。 ・例えば身体障害者手帳所持者については、本市は4級までを対象としているが、多くの市町村は3級まで(若しくは4級であっても所得制限か年齢制限がかけられるなど条件が伴う)となっている。 ・現行制度の条件設定は、合併協議に基づいて10年以上経過しているが、医療費については今後も増加が見込まれるため、他市とのサービスバランスも踏まえ見直す必要がある。
健康福祉部 障害看護課	生活保護事業	・生活保護法により、最低限度の生活の保障をするため、あらゆる資産・能力等を活用しても、なお生活に困窮する方に対して生活扶助、医療扶助等の保護費を支給します。 ・被保護者が経済的自立を図るため、就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援等必要な支援を行います。	【目標】 ・保護が必要な方に対して、確実な保護を実施するとともに就労にも自らの促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化、他法制度の活用指導等を継続して行い、本制度が市民の信頼に応えられるようにします。 【効果】 ・最低限度の生活を保障し、経済的自立に向けた就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援等、必要な支援を行うことで自立につながります。	・生活に困窮する方の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。 ・生活保護世帯数 183世帯、217人 ・保護率 0.27% ・相談件数 85件 ・生活保護開始世帯 31世帯(39人)、廃止世帯25世帯(28人) ・家庭訪問実施件数 延べ922回 ・就労支援実施により就労に至った人数 15人 【効果】 ・最低限度の生活を保障し、被保護者への経済的自立のための就労支援、健康管理など日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援を行ったことにより、自立した日常生活につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・被保護者への経済的自立のための就労支援、健康管理などの日常生活支援、社会とのつながりを作る社会的支援など総合的な支援が図られている。 ・就労支援、収入申告の徹底を図り保護費の削減、不正受給等の防止に努める必要がある。 前年度対比 生活保護世帯数 183世帯(100.5%) 生活保護者数 227人(96.4%) 保護率 0.27% 相談件数 85件(100%) ・保護世帯数はほぼ横ばいであり、保護人数は減少しているが、高齢者の単身世帯の増加や景気の動向等に左右されるため今後は増加の傾向にあると考えている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法に基づく扶助であるため事業としては必要であるが、拡大して推進していくものではなく、現状維持とすべきである。 ・生活保護者に対して過度な保護とならないよう、対象者の状況把握に努め、引き続き公平公正で適正な執行に努める必要がある。 ・また、今後増加の予想がされるのであれば、生活保護に至る前の支援としての生活困窮者自立支援事業等を有効に活用し、関係機関と連携のうえ保護費の削減に努める必要がある。	
健康福祉部 障害看護課	生活困窮者自立支援事業	・社会情勢の変化による生活困窮者の増加を背景に、H27年4月1日から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。法に基づき、生活保護に至る前の施策として、対象者の早期発見と生活困窮者の自立を図るため各種支援を行います。 ・福祉事務所には「自立相談支援事業」として相談窓口の設置と相談員の配置などが義務付けられ、支援体制を整えています。	【目標】 ・生活困窮者に対し、関係機関と連携を図り、相談を受け付け自立に向けて必要な支援を継続して行います。就労者数目標 年 間30人 【効果】 ・生活困窮者の早期自立につながります。 ・増加する生活保護費の抑制が図られます。	・社会福祉協議会と連携を図り、自立相談支援事業相談窓口への相談者(生活困窮者等)に対し、訪問支援や就労支援、住居確保に係る給付金の支給などを行い、早期自立に向けて支援します。	<生活困窮者自立相談支援事業/就労準備支援事業> ・社会福祉協議会へ委託 ・支援員3名(①主任相談支援員、②相談支援員、③就労支援員) ・新規相談件数 122件 (個別内訳:就労 24件、生活費 41件、ひきこもり 10件、債権滞納 4件、病気・障害 11件、生活・住居 12件、家族問題 7件、その他 13件) ・対応状況 就労件数 9件、他機関へ引継 19件、支援終了 30件 <生活困窮者住居確保給付金(家賃給付)> ・申請者数 2人(2世帯) 給付金額 120,000円 【効果】 ・生活困窮者からの各種相談を受け、支援員が改善に向けて支援を行うことで、本人の生活に関する不安の解消が図られました。 ・就労に向けた支援を行ったことにより、生活困窮者の自立につながりました。自立件数(6件)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・生活困窮者に対し、訪問支援や就労支援、住居確保に係る給付金の支給などを行い、早期自立が図られている。 ・相談窓口「ひきこもり」のPとE、民生員・ハローワーク及び関係機関との連携をより強め、情報共有・就労支援事業所等の掘り起しが必要である。 前年度対比 新規相談件数 122件(81.3%) 就労相談件数 24件(50%) 就労件数 9件(45%) 他機関への引継件数19件(136%) 支援終了件数 30件(94%) ・就労件数が少ない要因は就労に関する相談件数が少なかったことによるものと考えられる。生活困窮者の早期自立、生活保護の抑制を図るため社会福祉協議会との連携を密にして事業に取り組み必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・前年度と比較して相談件数等が減少しているが、生活困窮者が自立することは生活困窮者の解消だけでなく、生活保護費の削減が望めることから、事業の周知や関係機関との連携をより強化し、自立支援による生活保護費の抑制につなげていく必要がある。
健康福祉部 国民健康保険課	医療費拠出金	・県内保険者が医療費負担を共有し、互助する共同事業の財源として、拠出金を支出します。	【目標】 ・保険者間の医療費負担割合の格差を軽減します。 【効果】 ・市町村国保の保険料の平準化及び財政の安定化が図られます。	・岐阜県国民健康保険団体連合会を共同事業の実施主体として、県内各保険者が拠出金を出し合い、医療費の実績に応じて交付金を受け取る事業で、保険者間の医療費負担の格差を軽減します。	・共同事業の財源として、岐阜県国民健康保険団体連合会に拠出金を支出し、医療費の実績に応じて連合会から交付金が交付 ・高額共同事業拠出金(1か月80万円を超える高額な医療費を対象とした拠出金) H28年度 拠出金額 164,017,413円 ・保険財政共同安定化事業拠出金(1か月1万円以上80万円未満の医療費を対象とした拠出金) H28年度 拠出金額 1,643,444,842円 【効果】 ・国民健康保険が負担する医療費の格差が軽減され、財政の安定が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度の拠出金は、63,604千円の減少となったが、県内各保険者の保険者間の医療費負担割合の格差を軽減することができた。 高額共同事業 H27年度実績 134,307千円 H28年度実績 164,018千円 29,711千円の増 保健財政事業 H27年度実績 1,736,760千円 H28年度実績 1,643,445千円 93,315千円の減	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・制度として負担が求められるものであり市の裁量の余地はない。 ・事業としての必要はあるが、H30年度の広域化により廃止となる事業であることから、それまでは現状維持とする。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
健康福祉部 国民健康保険課	特定健診事業	・「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に業務付けられた事業で、生活習慣病発症予防及び重症化予防を行うことにより、健康の確保と医療費の適正化に取り組めます。	【目標】 ・特定健診及び指導対象者の継続受診の受診率向上に取り組みます。 ・受診率 H25年度実績:36.3%、H29年度:39%、H30年度:40% ・生活習慣病の発症や重症化予防を行います。 【効果】 ・健康の確保と医療費の適正化が図られます。	・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、30歳代及び40歳から74歳の被保険者を対象とした健康診査を実施します。	・血液検査、尿検査等により生活習慣病を早期発見 ・保健師や管理栄養士による生活習慣病改善の支援 【特定健康診査、保健指導】 ・市内指定医療機関と各地区集団健診にて実施。 特定健康診査実績 健診対象者 12,743人 受診者数 4,876人 【30歳代健康診査、保健指導】 ・各地区集団健診にて実施 30歳代健康診査実績 健診対象者 968人 受診者数 161人 【効果】 ・「特定健康診査、保健指導」、「30歳代健康診査、保健指導」を実施したことにより、健康の確保と医療費の適正化につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・特定健診の受診率は、上昇した。 H27年度実績37.7% H28年度実績38.4% H28年度の新たな組織として、個人で受診した人間につく、商工会や自治会の方へ検査結果の提供を呼びかけた。 ・受診率の向上と生活習慣病の重症化予防に取り組む。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特定健診の受診や保健指導により、病気の早期発見や重症化予防とともに、長期的な観点では医療費の抑制に寄与する事業として有効性は高い。 ・受診率も年々増加しており、H28年度実績C0.7ポイント向上した。 ・H30年度の受診率40%達成を目指し、8万人のヘルスアップ事業等と連携を強化するなど引き続き受診率向上に努める必要がある。
定住推進部 市民協働課	コミュニティ助成事業	・自治総合センターが、寛くしの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業で、地域コミュニティ活動のために必要な設備等を整備します。	【目標】 ・地域コミュニティ活動のために必要な設備等を整備します。 採択件数1件以上/年 【効果】 ・助成金を活用して、地域に必要な備品等を整備することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができま	・住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備を実施します。	H25年度 要望件数:5件 採択件数:4件 H26年度 要望件数:6件 採択件数:3件 H27年度 要望件数:7件 採択件数:1件 H28年度 要望件数:9件 採択件数:2件 【効果】 ＜中津川太鼓保存会＞ ・太鼓の購入及び修理により、会員に対する太鼓の充足ができ、練習や祭典・イベントなどの演奏活動が十分な環境で行えるようになり、保存会会員の活動意欲の向上とともに太鼓演奏技術の向上につながりました。 子ども太鼓を活動の基本とする保存会が活性化されることで、地域のなかでの伝統芸能の注目度があり、新たな後継者の発掘とともに地元の伝統芸能を継承する人材の育成につながりました。 ＜中津西七区(音響設備)＞ ・屋外スピーカー設備の導入により、地域の花飾りや清掃活動の周知がリアルタイムにできることで、多くの地域住民の参加がありました。また、本町広場を利用して活動を行う際に音響による賑わいの創出で地域住民同士が世代を超えて交流を深めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県経由で自治総合センターに申請しており、地域からも切望されている助成金であり、採択された地域にとっては、非常に有意義なものとなっている。 ・採択件数は、H28年度2件であり、(H27年度:1件)計画とおり進行できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自治体に対する国・県補助金がありませんが、コミュニティ(助成)事業は、借金も広くコミュニティ活動の充実を図る非常に貴重な財源であり、今後とも確保していきたいところである。 ・近年の動向を見ると要望を多く出しているにも関わらず採択件数は減少しており、今後とも厳しくなることは容易に想像できることである。担当課においても地域性や過去の採択実績を考慮して、要望の優先順位を決めているかと思はうが、採択される事業が限られているため、市としての採択基準をより明確化にし、公平性に留意して慎重に行うべきである。
定住推進部 定住推進課	阿木交流センター整備事業	・市内で1番古い阿木公民館(546年建築)阿木地区のコミュニティや地域防災、生涯学習の拠点、また診療所として整備します。 ・使いやすく地域に親しまれるコミュニティ施設として「居場所と出番づくり」の拠点機能を果たし、地域防災の拠点機能としての役割も同時に果たします。	【目標】 ・地域住民に親しまれる施設整備を図ります。 ・地元協議実施回数 H27年度実績:2回 H28年度実績:7回 H29年度:4回 H30年度:5回 【効果】 ・地域の拠点施設を中心とした地域活動が活発になり、地域コミュニティ活動の推進が図られます。 ・(成果指標) 地域公共施設利用者数 H30年度:13,000人 公民館利用団体数 750団体	・持続可能な地域活動の拠点創出のため、基本的な計画について、地元協議を行います。	・地元との懇談会を7回実施しました。 ＜全体計画＞ ・基本構想の決定 H28年度 ・阿木交流センター(事務所、公民館、診療所等)建設 H30～31年度 ・道路改良工事、附帯工事、備品購入、既存建物取り壊し 同上 【効果】 ・地元の阿木交流センター建設委員会へ建設位置、公民館、診療所、事務所機能を有する施設の平面計画を提案、協議し、基本構想を作成しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・阿木交流センター建設委員会に対して施設整備計画について示したところ、施設機能や部屋面積について要望があり、協議の結果、公民館、事務所、診療所機能を含み施設面積を850㎡程度とした。 ・H28年度阿木交流センター建設委員会外との協議を7回行うなど慎重な事業進捗を心がけていた。 ・H29年度は、H28年度に協議決定した事項をもとに実施設計を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・建設委員会からの要望により、当初中津川市が提示した構想よりも施設面積が増加していることから、結果的には当初の構算よりも事業費が膨らみ見込みである。 ・阿木交流センターは、公民館機能や診療所機能などを備える地域との結びつき強い公共施設であることから、建設委員会からの意見を考慮しながら事業を進めることは非常に重要である。協議の結果をある程度反映させていくことはやむを得ないが、中津川市の厳しい財政状況や考慮し、今後を見据えて適度な施設とならぬように、必要最小限の機能・規模となるように慎重に事業進捗していくべきである。
定住推進部 定住推進課	集落支援員事業	・まち協等地域団体と行政が連携し、地域の課題解決に取り組む人材が必要となるが、ボランティアでその役割を担う人材を確保することが困難であることから、地域でのコミュニティの維持活性化を図るため、地域の実情に合わせて、集落支援員を配置します。	【目標】 ・積極的に地域づくりに取り組む方を集落支援員として地域に配置し、各地域の実情にあった課題に取り組めます。 (集落支援員設置地域数 H29年度:7地域 H30年度:10地域) 【効果】 ・集落支援員が中心となり地域内の課題に取り組むことにより、問題解決しながら地域住民が地域コミュニティの維持活性化を図ることができます。	・積極的に地域づくりに取り組む方を地域において選出し、空き家活用、移住定住支援のほか地域の実情に合わせた団体活動の支援を行います。	＜各地域での活動＞ ・落合(2名) 活動時間:515時間 主な活動内容:各団体の活動支援、地域行事の支援、地域防災力の強化、空き家調査 ・阿木(1名) 活動時間:819時間 主な活動内容:地域資源の掘り起し、地域行事の支援、子育て活動の支援 ・神坂(1名) 活動時間:955時間 主な活動内容:高齢者の生活環境の把握と情報提供、地域行事支援 ・蛭川(1名) 活動時間:718時間 主な活動内容:まち協支援、地域行事支援、空き家情報収集 【効果】 ・空き家情報収集、利活用意向調査、地域課題解決に向けた域学連携事業推進のための地元調整、地域イベント事業推進補助等に取り組み、移住及びその後の相談支援、地域資源の掘り起し、地域の振興の一助を担いました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少により、地域コミュニティが縮小しているなかで集落支援員の担う役割は益々大きくなっている。 ・地域の実情を知り、行動力のある人材を配置することにより効果が現れる。 ・今後他の自治体の集落支援員の活動も研究しながらより一層成果が現れるよう研修し配置する。 ※H28年度の実施業務 ・新規移住者と地域住民を繋ぐための声掛け、地域の子育て支援事業への参加促進 ・空き家の確認と紹介、所有者との面談を実施 ・落合本陣、神坂大杉など地域資源の活用のための調査、見回り外 ・高齢者世帯、独居世帯等の生活実態を把握し、気象警報時などの安否の確認	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市職員の減少に伴い地域の事務所へ配置する職員も減少しているなかで、地域コミュニティの維持を行うには、行政の力だけでは不可能であり、地域の実情を理解する集落支援員の持て役割は非常に大きい。 ・地域と行政の橋渡しとしての役割が集落支援員に求められていることであり、実績を築きと移住施策や子育て支援施策などの市の施策を地域へ浸透させる役割を担っている。 ・活動時間については各地域はばらつきがあり、イベントの参加回数など目に見える実績もあるが、それ以外の成果が見えにくい内容についても、必ず年度切りで費用対効果も含め必要性の検証を行わなければならない。
定住推進部 市民協働課	自治会活動支援事業	・地域と行政が連携し、より住みやすいまちづくりを推進するための地域支援や、事務連絡等を円滑に進めるために、自治会活動を支援します。 ・地域に住民が日常生活において、その地域の課題を協働・連携し自ら解決していくための支援をします。	【目標】 ・自治会加入率 H28年度実績:77.6% H30年度:79.0% 【効果】 ・行政と地域が互いの情報を共有することで、相互理解を図ることができま ・各地域の代表者等による地域間交流により、地域の理解を深めます。	・協定を締結して、広報配布・委員選出など6項目を担っていただ ・地域の自主的な活動を支援するため、各種会議の開催や情報提供を行います。 ・地域活動を支援するため、各地域へ自治活動支援交付金等を交付します。 ・自治会集会所の整備工事及び耐震化工事について補助金を交付します。	・各地区区長会(15地区)等へ自治会活動支援交付金を交付。 ・区長連合会の総会(1回)及び理事会(3回)の開催。 ・区長業務や地域活動に関する課題等を解決するため、区長会検討部会(6回)を開催し、市内で実施されている地域づくりの取り組みの事例発表を行いました。 ・まちづくりに関する研修会(テーマ:農を基軸とした交流のまち・むらづくりの推進)を開催(H28.11月) ・自治会集会所整備に関する補助金を交付(新築1件:神坂6区、耐震1件:落合6号区) 【効果】 ・理事会等を定期的に開催し、行政と自治会との情報共有や市内の他地区の自治会活動等の状況を把握することにより相互理解を図ることができました。 ・広報配布が円滑にできました。 ・行政からのお知らせや依頼について、速やかに(地域住民へ)伝達することができました。 ・地区住民からの要望等について、行政に速やかに伝達することができました。 ・自治会活動の運営等が円滑に、また地域コミュニティの活性化ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・自治会と行政は、よりよい地域環境を作るための対等なパートナーであり、この事業を通じ互いの連携が図られている。また地域の代表が集まり、情報交換を行うことで互いの取り組みを共有することができ、それぞれの活動に活かすことができたり、行政からの情報も円滑に伝達することができた。今後も継続することが重要である。 ・区長連合会の会議等については、総会1回、理事会5回、検討部会6回と計画どおり実施することができ、また連合会や各地区区長会と協定を締結している協定項目についても、自治会に関する取り組みなどの情報伝達及び意見交換等、遂行することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・中津川市の財政状況が厳しくなるなかで、施策を行うためには市民の理解が不可欠である。市の施策は住民に理解されて初めて意味を成すものであることから、今後ますます効率の良い施策を行うためにも本事業は地域と行政の連携という点においても非常に重要な取り組みであり、継続していくべきである。 ・自らの地域が抱える課題について、自主的に解決していくよう本事業の目標に対して、地域づくりの取り組みの事例発表やまちづくりに関する研修会などを計画的に行うなどして、着実に進めている。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進部 市民協働課	がんばる地域サポート 事業	・地域活動の活性化を図るため、各種団体による創意工夫を生かした地域づくり活動を支援します。	【目標】 ・支援する団体数 H28年度実績:27団体 H30年度:25団体以上 ・支援した延べ団体数 H28年度実績:143団体 H30年度:145団体 【効果】 ・地域課題の解決に取り組む人材や団体が育成されます。 ・地域の特性を生かした地域の活性化につながります。	・地域課題解決に取り組む団体を育成するため、補助金交付、団体活動の相談及びサポートを行います。 ・各種団体による創意工夫を生かした地域づくり活動を支援しました。 ・地域の交流や活性化を生み出すためのイベント開催や地域内での交流の場づくりを行う団体や、地域の魅力を発信する取り組みを行っている団体など、市内で活動する22の団体に助成しました。 ・協働部門:行政と協働し、市の政策的課題に取り組む団体に助成(1年間:30万円以内) ・市民が地域に愛着と誇りを持ち、地域の魅力を発信できるようになっていただくために、中津川のオンラインソングを製作し普及した団体、地域の歴史建造物の魅力を発信するための冊子を作成した団体及び環境保全に向けた人づくりのための教育学習等を実施した団体の3団体へ助成しました。	＜立ち上げ部門:団体立ち上げやNPO法人化のために必要な経費を助成(1年間:5万円以内)＞ ・地域の歴史を継承するための冊子作成のための準備として、地域内の建造物の調査や資料収集を行った団体と、NPO法人格を取得申請を行った団体の2団体へ助成しました。 ＜詳細部門:地域の課題解決や活性化に取り組む団体に助成(最長3年間:20万円以内)＞ ・地域の交流や活性化を生み出すためのイベント開催や地域内での交流の場づくりを行う団体や、地域の魅力を発信する取り組みを行っている団体など、市内で活動する22の団体に助成しました。 ＜協働部門:行政と協働し、市の政策的課題に取り組む団体に助成(1年間:30万円以内)＞ ・市民が地域に愛着と誇りを持ち、地域の魅力を発信できるようになっていただくために、中津川のオンラインソングを製作し普及した団体、地域の歴史建造物の魅力を発信するための冊子を作成した団体及び環境保全に向けた人づくりのための教育学習等を実施した団体の3団体へ助成しました。 【効果】 ・地域課題に取り組む団体の育成ができ、同時に地域の特性を活かした地域の活性化に寄与していただくことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・住民が団体を立ち上げ、地域課題のために活動することは、地域の人材育成につながるため必要な事業であり、その結果、活力ある地域づくりにつながるものがある。 ・また地域住民自らが課題に取り組むことは、地域が望む姿に向かって、速やかに取り組むことができ効率的であるため、継続していくことが重要である。 ・年間活動団体の目標数値を25団体以上としており、H28年度は27団体に活動していただいたことから、計画どおり遂行できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域の自立に向けた取り組みは定住推進部としての中心事業の一つであり、本事業はその中でも初期投資にあたる部分であり、その投資をいかに効率的に行うかが当面の目標である。 ・団体への支援は年度に限り設けており、立ち上げた団体のその先の運営を保障するものではない。市の貴重な財源を投じている以上は、支援した延べ団体の実績のうちどれだけかの団体が地域の中で自立運営ができているかどうかを検証していくべきである。
定住推進部 市民協働課	市民協働推進事業	・協働のまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図ります。 ・地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図ります。	【目標】 ・学習会等参加者満足度 H28年度実績:77.2% H30年度:80%以上 ・市内で活動した学生等の延べ人数 H28年度実績:4,819人 H30年度:4,700人 【効果】 ・協働によるまちづくりにより、地域の活性化につながります。 ・地域の特性を踏まえた地域の自主・自立化が促進されます。	・人材(団体)育成を進めるため、地域づくり型生涯学習講座や団体交流会等を実施します。 ・大学教授等の専門家が継続的に地域に入り、蛭川地域と苗木地域の2地区の団体・人材育成のための支援、学習会を開催しました。 ・学卒連携の取り組み ・加子母地域(木匠塾他)10大学、延べ3,217人 ・全域(中京学院大学) 延べ5,066人 ・蛭川・阿木・馬籠地域他(至学館大学、岐阜大学、名古屋外国語大学他)7大学、延べ1,096人 ・地域づくり活動支援の取り組み モデル事業3事業(3団体)を選定し、支援プログラムを策定しました。 団体支援はH29年度より開始しています。 (付)じいばあず(阿木)阿木村づくり塾(山口)馬籠袖加工組合 【効果】 ・地域に関わった学生等の延べ人数 4,819人(18大学) ・協働意識の醸成を図るとともに、協働の取り組みについての理解を深めることができました。 ・地域内の団体活動を支援する体制を整えることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・この事業により地域の課題に応じて地域づくりを支援する手法(域学連携等)を選択している。そうした地域では、住民自らが課題を解決しようとする動きも変わってきており、この動きを活かすことには継続することが重要である。またこの事業においては、地域活動団体が継続した取り組みができるよう支援を開始しており非常に有効である。 ・市内で活動した大学生等の延べ人数は、H30年度の目標値である4,700人を既に今年度超えたことから、計画を大きく上回る事ができた。 H28年度実績 4,819人	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・事業目的にもあるようにリーダー等の人材育成は今後のコミュニティ存続のために必要である。 ・地域づくり活動支援の取り組みとして、地方創生交付金を活用して、モデル団体の選出や支援プログラムの策定したところだが、効果が出るまでにはまだ時間を経る取り組みである。地域団体の自立に向けた先駆けの取り組みであることから、将来の効果が期待できる。 ・活動に対する効果が目に見えにくいところだが、課題や成果について大学、地域双方から意見を聴取しながら、より効果的な手法を取り入れ継続実施していく必要がある。	
定住推進部 定住推進課	地域活性化推進事業	・人口減少や高齢化に伴い地域コミュニティの維持が大きな課題となっているなかで、地域活動を活性化するため、地域や各種団体の創意工夫による魅力づくりや地域での助け合いを促進する活動に対して支援を行います。 ・地域への交付金の活用により、各地域の自主自立に向けた活動が活発化し、まちづくりへの参加意識が醸成されます。	【目標】 ・地域づくりへの関心を高め、地域づくり意識を醸成します。 (地域一括交付金充当事業数 H28年度実績:47件 H29年度:56件 H30年度:60件) 【効果】 ・段階的に各地域の自主自立に向けた活動が活発化し、活力ある地域が特続されます。	・地域活動の活性化のため、地域課題解決の活動や地域の特性を生かしたイベント活動、地域づくり組織等の支援を行い、地域の絆づくりのための様々な活動の継続性を高め、地域住民や地域団体等の協働により安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。	＜地域一括交付金事業＞ ・地域で実施する特徴的な地域イベントや地域づくり団体、また協働による生活環境の改善や地域課題の解決を図る事業に交付金を交付して、支援しました。 交付件数:13地域 ・避難地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(加子母地域)を行いました。 ＜三宿連携事業＞ ・中津川宿・落合宿・馬籠宿が連携して三宿街道祭りを実施しました。 交付件数:1件(実行委員会) 【効果】 ・イベント、まちづくり団体支援、協働による生活環境づくり等、事業毎に分かれていた補助金を地域一括交付金としてまとめて交付することで、各地域づくり団体が創意工夫により交付金を活用して事業の継続、地域課題の解決を行い、主体的な活動を行うことができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・今年度より各地域が創意工夫により魅力づくりを支援する手法(域学連携等)を選択している。そうした地域では、住民自らが課題を解決しようとする動きも変わってきており、この動きを活かすことには継続することが重要である。またこの事業においては、地域活動団体が継続した取り組みができるよう支援を開始しており非常に有効である。 ・市内で活動した大学生等の延べ人数は、H30年度の目標値である4,700人を既に今年度超えたことから、計画を大きく上回る事ができた。 H28年度実績 4,819人	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域活動の主体であるまちづくり協議会や区長会の力をつけていく必要があり、今後しばらくは市の支援が必要である。 ・一括交付金の抱える課題として全市イベント事業の算定率率が挙げられるが、引き続き一括交付金として必要額を交付するべきかどうか、改善の余地がある。 ・担当課としても厳しい財政状況を考慮し、毎年度交付額の削減に努めているところである。地域の自立や課題解決に向けた交付金であることから大幅な削減が見直ししているところであるが、内容の精査を行っていくべきである。
生活環境部 市民課	戸籍住民基本台帳事業	・戸籍法、住民基本台帳法に規定された市民生活に不可欠な各種手続き及び個人情報管理等を行います。	【目標】 ・戸籍法、住民基本台帳法等により取り扱う業務を法改正等にも遅滞なく対応し、正確かつ円滑に遂行します。 【効果】 ・市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明等により、市民サービスの向上が図られます。	・戸籍システム及び住民情報システムを利用し、法令に沿った個人情報の管理及び運用を行います。 ・戸籍システム及び住民情報システムデータの管理及び運用による届出処理、証明書発行等 戸籍・住民異動届出の処理 19,292件 戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明等の発行 85,714件 本市が行う他市の証明発行 658件 他市が行う本市の証明発行 1,230件 【効果】 ・社会保障・税番号制度による個人番号カード交付及び戸籍・住民情報に係る届出の適切な処理により市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明等の発行ができました。	・社会保障・税番号制度による個人番号カード交付 4,911件 ・戸籍システム及び住民情報システムデータの管理及び運用による届出処理、証明書発行等 戸籍・住民異動届出の処理 19,292件 戸籍謄抄本・住民票・印鑑証明等の発行 85,714件 本市が行う他市の証明発行 658件 他市が行う本市の証明発行 1,230件 【効果】 ・社会保障・税番号制度による個人番号カード交付及び戸籍・住民情報に係る届出の適切な処理により市民生活に不可欠な個人情報の記録及び証明等の発行ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・戸籍システム及び住民記録システムを利用し、法令に沿った管理及び運用を行った。今後も適正な管理、運用を継続していく。 ・住民記録システム導入業者の支援を計画通り社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステム等の導入に伴う総合運用テストを完了した。 ・マイナンバーカードの前年度からの交付滞留分を解消した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法定受託事務である当事業に関しては市独自の裁量とはとんが、適正な管理・運用と業務効率化を図りながら手続き及び業務の円滑な推進を行うことが肝要である。 ・社会保障・税番号制度に対するシステム対応、業務についても国・県からの情報に留意し、滞りなく適切に進めていく必要がある。 ・マイナンバーカードの交付滞留分について解消できたことはマイナンバーに対する市民の安心にもつながると考えられる。今後においても適切な処理を進められた。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の実績内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進課 定住推進課	地域交通推進事業	・自動車などの交通手段のない地域の高齢者が買い物や通院などで移動する手段を確保するため、コミュニティバスや自主運行バスの運行、明細鉄道の運営を支援します。	【目標】 ・交通弱者の移動手段として、安全安心な輸送の確保と効率的な利便性の高い交通網の構築を図ります。 ・公共交通の安全で継続的な運行と、年間利用者数を増やします(2.5人/便)。 【効果】 ・交通手段を持たない方の通学、通院、買い物等日常生活に必要な移動手段が確保されます。	・市民の日常生活に必要な移動手段の継続的確保のため、コミュニティバスや自主運行バスを運行します。 ・異なる交通機関の乗り継ぎを円滑化するとともに、公共交通の必要性をPRし、利用促進を図ります。 ・明細鉄道の存続のため、運営費・維持修繕費等を支援します。	・自主運行バス等運行補助(3路線) 川上線(中津地区)、夕暮公園線(川上地区) ・コミュニティバスや自主運行バス ・市民病院送迎便(加子母市民病院線) ・コミュニティバス運行事業(9地区) ・公共交通利用促進イベント開催(1回) ・明細鉄道の安全運行に必要な運営費・維持修繕費等への補助 ・坂下駅運営委託	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・利便性向上のため地域や運行事業者の意見を踏まえた路線・時刻表の改正を行った。 ・交通事業者等に運行委託することで、安全で持続的な運行を行う体制を整えている。 ・人口減少に伴い利用者数が減少していることは必然であるが、公共交通機関は交通弱者にとって生活するうえで必要不可欠な存在であり、利用者の増減にかかわらず継続していくことが求められる。現行の施策をただ維持するのではなく、例えばタクシー事業者と連携して他市の取り組みなどを研究するなど、より効果的な運行方法や新たな運行方式について検討していく。 ・今後も利用者の意見を踏まえ利便性向上や運行の効率化を図り、地域住民が住み続けられるまちとなるよう、公共交通機関の維持・継続を図る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公共交通の利用者が減少する最大の要因は人口減少であることは間違いないが、担当職員として「公共交通網形成計画」を策定する中で、「保有車両数」「運転免許保有状況」などの数値を取り上げながら、人口減少だけでなく自家用車での乗り合いや高齢者ドライバーの増加など公共交通離れを助長していることを分析し、今後の見通しや課題など問題意識を持ちながら事業進捗を行っている。 ・広範囲に集落を抱えている中津川市においては、コンパクトシティ化を行っている自治体のような全市を網羅した公共交通事業としては非常に難しい。特にコミュニティバスや自主運行バスはコストも高く、少ない需要に対して過大なサービスを継続し続けることは市の厳しい財政状況を考えると不可能である。維持を行うならば相応の受益者負担を求めべきであり、利用人数や乗車車の目標を信賞的に下回る路線については廃止するなど実情に合わせて対応していかなければならない。 ・タクシーを活用した事業についても、中津川市の需要とマッチしているかを研究し、費用対効果を第一に考えて進めていくべきである。
定住推進課 定住推進課	高校生バス通学補助事業	・高等学校等への遠距離通学を余儀なくされている生徒は、通学手段によって高額な通学費用がかかり大きな地域格差が生じている。 ・通学にかかる費用の公平性・通学手段の確保のため、市内に住所を有する高校生へ通学する生徒の保護者に対して通学定期券購入費を補助します。	【目標】 ・遠距離通学を余儀なくされている高校生の高額なバス通学費用にかかる世帯の経済的負担軽減と、バスの利用促進を図るため、通学手段としてバス路線の維持を図ります。 (高校生バス通学費補助利用人数 H29年度:200人、H30年度:200人) 【効果】 ・高校生の通学定期券の一部を補助することで、世帯の負担軽減を図るとともに路線バスの利用が促進され、廃止抑制につながります。	・遠距離通学を余儀なくされている高校生の高額なバス通学費用にかかる世帯の経済的負担軽減と、バスの利用促進を図るため、通学手段としてバス路線の維持を図ります。 (高校生バス通学費補助利用人数 H29年度:200人、H30年度:200人) 【効果】 ・高校生の通学定期券の一部を補助することで、世帯の負担軽減を図るとともに路線バスの利用が促進され、廃止抑制につながります。	高校生の通学定期券の購入費用に対し、購入額の一部を補助します。 ・対象路線:路線バス、明細鉄道、通学チャーターバス ・対象区画:自宅から自宅最寄り駅までのバス区間 ・補助金額:月額10,000円を控除した金額の1/2(千円未満切り捨て) ・年間補助対象金額 345,000円 ・経過措置:月当たりの控除額が8,000円から10,000円に上がったことにより補助金額が減額になる高校生(H27年度1年・2年生)については、従来の月額8,000円を控除した金額の1/3(千円未満切り捨て) 【効果】 ・申請件数180件に対し、12,457,000円の補助を行いました。(H27年度 175件 9,443,000円) ・申請者アンケートによる補助事業の満足度は95.7%で、遠距離通学世帯の経済的負担軽減につながりました。(H27年度満足度 95.2%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H28年度から補助率を変更したことで、遠距離通学者の負担をより軽減することができたが、それでも高校通学に対する負担感は大い、高校通学者が当たり取りとなっているなか、生まれ育った自宅から高校へ通学できることは、若者の地元定着を促し、地域を衰退を防ぐ一助となると考えられる。今後の事業継続・拡充により通学費用の負担軽減を図ることが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中津川市は行政区域が広く、市内の遠距離通学者にとっては高校進学が経済的負担につながっている。市民の公平性を考えることは行政の役割のひとつではあるが、厳しい財政状況を考慮すると予算と折り合いをつけながら進めていくべきであり、これ以上の拡充は事業上困難な状況である。 ・しかしながら、自部門評価で懸念されるような地域の衰退を防ぐためには一定の効果をもたらしていることは間違いないので、今後も継続して取り組みが必要である。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	スポーツ政策事業	・スポーツは、健康増進・体力向上はもとより、市民の生きがいや子どもの生きる力を育み、地域の交流を促進するなど大きな力を持つしており、8万人のヘルスアップと連携して市全体で推進します。 ・特に高齢者等にとってスポーツに取り組むことは、生きがいづくりや生活習慣病予防、健康維持の効果がより健康寿命の延伸につながります。	【目標】 ・市民1スポーツの推進(スポーツ実施率の向上) H25年度実績:31.2% H32年度:50%(計画)期間12年間の中間年にスポーツ実施率のアンケート調査を実施) ・各地区のウォーキングコースの設定 H28年度実績:4地区、H29年度:4地区、H30年度:4地区(毎年1つくりや生活習慣病予防、健康維持の効果がより健康寿命の延伸につながります。) 【効果】 ・スポーツをすることで健康増進につながり、さらには福祉・医療費の抑制が図られます。 ・市民1スポーツの推進やスポーツでの地域づくりが図られます。	・スポーツを楽しく機会を増やすため、スポーツ教室、イベント、大会等を開催します。 ・誰もがスポーツ活動に取り組みやすい環境を整えます。 ・仲間づくりや自発的なスポーツ活動の発展のため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブとの連携を図りスポーツ活動の活性化を推進します。	・市民1スポーツを目指し、体育協会の活動を支援(15支部)。 ・各地域にて元旦マラソン、マラソン大会、競歩大会等を開催。 ・第16回スポーツフェスティバル(中津川)開催 H28.11.6(日)東美濃ふれあいセンターにて(約734名参加) ・第6回ビーチボール大会を開催 H29.3.12(日)東美濃ふれあいセンターにて(30チーム/240人参加) ・各地域のスポーツ推進のコーディネーター役である、スポーツ推進委員(42人)の活動を定例会や研修会などの開催 32回 ・中津東、坂本、蛭川、坂下の4地区でウォーキングコースを設定。 【効果】 ・市内全域において、市民がスポーツに触れる機会を提供することができました。 ・市民1スポーツの推進及びウォーキングコースを設定することで、スポーツを実施するきっかけづくりができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市民が年齢に関係なくスポーツを楽しむ機会を増やすため、スポーツ推進委員により新たにウォーキングコースを設定するなど、市民1人ひとりが自分のライフステージに合わせて、身近にスポーツを取り入れる環境づくりを行った。 ・スポーツフェスティバル参加者はH27が781名、H28が734名、ビーチボール大会はH27が32チーム240名、H28が30チーム240名とスポーツイベント参加者数が伸び悩んでいるため、広く市民に参加を呼びかけていく必要がある。 ・スポーツは体力の向上やストレスの解消など心身の健康増進につながるため、引き続き身近にスポーツを取り入れる環境をスポーツ推進委員や体育協会各支部と連携して提供していく必要がある。スポーツ推進計画期間の中間年(平成32年度)に実施予定など効果は大いであり、今後も拡大して取り組みが必要である。 ・市民1スポーツの取り組みを達成し、継続されれば健康増進につながり、結果として福祉、医療費の抑制にもつながるなど効果は大いであり、事業を推進しながら予算の範囲内で拡大の可能性を探り、スポーツをする意義を高めるなどにより活動参加者の増を目指すなど、目標の達成に向け、継続して取り組みを進めることが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・活動参加者の伸び悩み課題があるが、スポーツに触れる、楽しむ機会を多くと、子どもから高齢者までの心と身体の健康づくりに、子どもから非常に大切である。長期的な目標で継続し取り組みることが必要である。 ・引き続き体育協会等の関係団体やスポーツ推進委員との協力体制の強化を図りながら、市民が自主的にスポーツを楽しむような取り組みを充実させていくことが必要である。 ・また、8万人のヘルスアップ事業とのタイアップなど健康福祉部と連携した事業の組み合わせにより効果の発揮が期待できるため、今後も拡大して取り組みが必要である。 ・市民1スポーツの取り組みを達成し、継続されれば健康増進につながり、結果として福祉、医療費の抑制にもつながるなど効果は大いであり、事業を推進しながら予算の範囲内で拡大の可能性を探り、スポーツをする意義を高めるなどにより活動参加者の増を目指すなど、目標の達成に向け、継続して取り組みを進めることが重要である。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	子どもの夢推進事業	・運動離れが進んでいるため、運動やスポーツに親しむ環境を創出します。 ・子どもたちが「自信」と「誇り」を持ち豊かな心を育むため、各活動で優秀な成績を収めた子どもを称えます。 ・将来の夢を持っていない子どもが増えていると書かれている時代において、夢を持つことと努力をすることの大切さを学びます。	【目標】 ・市内全小学校5年生全員を対象にした『夢の教室』の実施率100% ・スポーツ少年団入団率の増加 H28年度:12.1%、H29年度:12.2%、H30年度:12.5% ・『子ども金メダル』の授与者数の増加 H28年度:250人、H29年度:280人、H30年度:270人 【効果】 ・『子ども金メダル』の対象者を増やすことで、子どもたちの意欲を伸ばし、郷土愛を育みます。 ・トップアスリートとの交流で、夢を持つことや努力することの大切さを学び、健全育成につなげます。	・子どもたちの体力向上、人間形成を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 ・優秀な成績を収めた子どもたちに『子ども金メダル』を贈呈し、その頑張りを称えます。 ・『夢』『仲間』を考える機会を学ぶため、トップアスリートから学ぶ機会を提供します。	・スポーツ少年団活動を支援するため交付金を交付 6支部・全34団体 加入数:団員734人、指導者:209人 ・市内全小学校の5年生を対象に、JFAこころのプロジェクト『夢の教室』を開催 25教室、681人が参加 ・子ども金メダル授与式を前期・後期の2回開催し、メダルを贈呈 268人/49事業 前期:10/26 130/24事業、後期:3/29 138人/25事業 【効果】 ・子ども達の郷土愛を育み、夢について真剣に考える機会を提供することで、『夢を持つ』『自信や自覚を持つ』等意識の変化が生まれました。 ・スポーツ少年団活動ならではの多様な経験の機会を提供することで、体力の向上と地域域の仲間との交流が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・スポーツ少年団の課題(団員の減少、活動内容のマンネリ化)が解消されていないため、昨年引き続き、課題解決に取り組んだ。主な取り組みとして、普段は各競技のみで活動しているところ、本部が中心となり、スポーツ少年団全体に呼びかけをしてクリエーションスポーツとしてスナックゴルフを実施し交流を深め、マンネリ化の解消に努めた。また、育成会への必要性などを会議で伝えている。 ・トップアスリートの経験談に基づいた授業「こころのプロジェクト『夢の教室』」を通して、子どもたちが目標を持つ、失敗してもあきらめず努力することの大切さを学び、意識するようになったことが事後アンケートにより確認できた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・スポーツ少年団の活動は、身体だけでなく強い心の育成にも寄与しているが、自部門評価で強い「マンネリ化、団員減少」への対応が必要である。取り組みの動きがみられることは評価できるが、今後も具体策を打ち出し、事業内容を高めるようスポーツ少年団に求めることも、保護者へのPRに努めていくことが重要である。 ・『夢の教室』についてはアンケート結果のとおり、青少年健全育成に寄与している。事業効果を検証するうえで参加者を対象としたアンケート実施は有効であり、他の事業においても参考にすべきである。 ・子ども金メダルについては、子どもたちへの意欲を高める効果に重点を置いて事業を進めることであるが、対人数が多く、単価も高いことから子ども金メダルの価値を含めて中津川市子ども金メダル表彰委員会も協議し見直し予定がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	体育施設整備事業	・スポーツ推進計画に基づき、身近で気軽にスポーツに親しむことのできる環境を整備します。 ・マレットゴルフは、近年、高齢者の健康維持及び体力の増進、プレーヤー相互の交流の場として、愛好者が増加している。地域スポーツが活性化します。 ・マレットゴルフ場が少なく、市内にはマレットゴルフ場が少なく、市外へ足を運ぶ市民も多い状態です。 ・地域スポーツの推進と高齢者の生きがいづくりの拠点化を図ります。	【目標】 マレットゴルフ愛好者数 H28年度:1,000人 H29年度:1,200人 H30年度:1,300人 【効果】 マレットゴルフ愛好者の増加による、地域スポーツが活性化します。 高齢者の健康維持、体力増進と生きがいづくりの場になります。 市内東部地区の愛好者の増加につながります。	・自然環境を活かしながら落合地区にマレットゴルフ場を整備します。整備後は市外からも参加できる大会を誘致し、周辺観光資源と連携して地域活性化を目指します。	・落合石畳マレットゴルフ場整備 ・ホール数:全36ホール 延長:1,387m ・管理棟(クラブハウス)建物構造:木造平屋建て 床面積:29.75㎡ ・駐車場 【効果】 ・スポーツ推進計画に基づいた身近で気軽にスポーツができる環境が整備できました。 ・高齢者の健康増進、交流の場が提供できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・落合石畳マレットゴルフ場の整備等で、スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実を行いました。 ・市民が地区単位でマレットゴルフの講習や教室等が開催出来る健康増進・交流の場が整備できました。 ・高齢者のみならず中学生を含めた世代間交流の機会が提供出来る場となっており、「スポーツが深める地域の絆」と充実したスポーツ環境を推進できました。 ・老朽化した既存施設の維持管理について、「市有財産(施設)運用管理マスタープラン」による統廃をはじめとする施設の適切な維持管理を推進することが課題である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・落合石畳マレットゴルフ場の整備は完了したため、今後は利用者の順調な増加を目指し適切に運営をする必要がある。 ・世代間交流を図ることが可能な施設の整備完了してきたのは地域の活性化に資すると考えられる。 ・事業評価については「B 計画の承認」にあたるが、落合石畳マレットゴルフ場の整備完了という点から今後については施設維持管理及び地域での自主運営を目指す。
文化スポーツ部 図書館	読書推進事業	・中津川市教育大綱に掲げる「学び、活かす市民」を育むため、家庭・地域・学校・行政・関係団体が相互に連携をとりながら、市内いっしょでも、どこでも、だれでもが読書に親しめる環境づくりと読書活動を推進します。	【目標】 図書館ボランティア養成講座開催数 H28年度(実績):19回 H29年度:18回 H30年度:20回 ・ブックサポーター養成数 H28年度(実績):65人 H29年度:90人(実績621人) H30年度:100人 【効果】 ・図書館まつりやはがきコンクールなどの行事開催を通じて、読書の啓発が図られます。 ・読書活動は、心豊かな生き生きとした、人々がががやき、いきいきと暮らす効果を生み出します。	・読み聞かせの大切さを伝えるため、お話し会を開催します。 ・図書館を一層市民に身近なものとするため、企画展や図書館行事を市民協働で開催します。 ・読み聞かせや図書館サポーター養成講座を開催し、ボランティアを育成します。 ・利用者の欲しい情報に対応するため、図書資料を充実します。	・ブックスタートの実施 健康福祉会館(24回、389人) 坂下・福岡・付知3総合事務所(各6回、152人) 絵本で子育て人づくり事業(幼稚園・保育園への訪問お話し会の開催 19回 1,600人) ・図書館を一層市民に身近なものとするため、企画展や図書館行事を市民協働で開催します。 ・読み聞かせや図書館サポーター養成講座の実施(19回、受講者 71人) ・読み聞かせや図書館サポーター養成講座を開催し、ボランティアを育成します。 ・利用者の欲しい情報に対応するため、図書資料を充実します。 【効果】 ・イベントの開催によって、市民と図書館、市民と資料を結びつけ、市民の交流を図りました。 ・講座の開催によってボランティアを養成するとともに、活躍の機会をつくりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	「中津川市教育振興基本計画」に掲げられている「読書」による人づくりの主旨により、「中津川市読書基本条例」の中津川子ども読書活動推進計画に基づき取り組みによって、全市民的な読書活動を進めている。中央館への入館者数は169,236人(対27年度比84.2%)と減少したが、市全体の図書館貸出数は243,225冊(同97.8%)でほぼ横ばいであった。 ・地域のボランティアが養成講座の受講経験などを活かした活動を行って、市民による地域の特性を活かした図書館(室)づくりや読書を通じた人づくりの取り組みとなっている。ボランティア養成講座の開催数は19回でH27年度と同数であったが、受講実数は88名から71名に減少した。H27年度には改修された苗木での講座に受講生が多く集まったことも要因であるが、過去に講座を行っていない地域や活動のニーズが高い地域での講座開催によって、地域で活躍する人材の育成に努めた。 ・図書館に関わる全市民的イベントについては、図書館まつり2,146人(対27年度比70.4%)、はがきコンクール1,984通(同96.1%)、えほんジャンボリー624人(同253.7%)であった。市民と図書館、市民と資料、市民と市民を結ぶための事業として位置づけられており、今後も内容の充実と参加促進を図りながら継続していく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・事業内容の主旨に基づきボランティア養成などの事業を推進したことや「図書館くらぶ」をはじめとする多くのボランティアの協力を得ることで、蔵書数の充実だけに留まらず、高額の予算を投入したとしても得ることのできない、真に市民が主体の読書推進活動が進められている。 ・来館者数減少に対し貸し出し数が増え続けていることから、読書への興味関心の薄れではなく、読書する市民が固定化されていると考えられる。今後も読書活動の魅力を発信し、今まで読書への興味関心のなかった市民への働きかけについてもイベント内容の工夫を行うなど、注力する必要があるが、過大な予算をかけることなく読書への楽しみを啓発、魅力を発信する事業が進められていることから、長期的な継続、効果の発揮が期待できる。 ・今後についても蔵書の充実はもとよりボランティア組織との協力関係を発展させ、イベントの充実を図ることで、市民にとってさらに魅力的な図書館としていくことが大切である。 ・対象者の性別、年齢などの区別なくサービスが提供できる施設のひとつとして、今後も計画に沿った取り組みにより、読書活動を進めることが肝要である。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	公民館を拠点とした地域づくり事業	・公民館は地域づくりの拠り所であり、地域の生涯学習、スポーツ、文化芸術活動等の拠点とするため、各地域の特性に応じた市民参画の運営を行います。 ・地域づくりや地域課題に取り組む人材育成を行います。	【目標】 公民館建設と利活用に向けたポイント、文化芸術活動等の拠点とするため、各地域の特性に応じた市民参画の運営を行います。 ・指定管理公民館 H29年度:1か所 H30年度:2か所 【効果】 ・地域拠点施設を中心とした地域活動が活発になり、地域コミュニティ活動の推進が図られます。 ・地域を担う人材が育成され、地域主体の公民館運営が進みます。	・公民館の実施計画、実施設計の作成作業のため、地元と協議します。 ・地域づくり、公民館に関する講座を開催し、公民館を拠点とした地域づくりを進めます。 ・市民参画による公民館の運営管理を進めるため、モデル地区での公民館運営事業の一部を委託し、順次指定管理者制度の導入を進めます。	＜公民館企画運営委託事業＞ ・H29年度公民館への指定管理者制度導入に向けて、福岡公民館において公民館業務の一部と夜間休日の管理業務を委託 ＜地域人材育成事業＞ ・市民協働課と協働し、地域づくり人材育成講座を蛭川地区にて開催 参加者 32人 【効果】 ・公民館への指定管理者制度導入のモデル地区として、検証と準備を行うことができました。 ・公民館を拠点とした地域づくり型生涯学習を推進することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・公民館の指定管理制度の導入向け、一部事務委託を行い、スムーズな移行に備えることができた。 ・市民協働課と連携した地域づくり人づくり講座や、地域づくりをテーマとした「公民館講座」を開催し、地域の特色を活かし、地域が主体的に活動できるような支援を行った。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・民間ノウハウの導入、活用を目指し福岡公民館の指定管理には事業の進捗としては評価できるが、今後は質の高いサービス提供を行えるよう指導を行う必要があると考えられる。 ・他の地域への指定管理制度の導入を検討するうえで福岡公民館は一つの基準となるものであることから、H29年度の指定管理における成果や経費の検証を行い、地域間で整合のとれた合理的な基準を設定する必要がある。
文化スポーツ部 文化振興課	芝居小屋管理事業	・芝居小屋は、地域の娯楽の殿堂として建てられ、コミュニティの拠点として地域の人間に大切に受け継がれてきており、また近年では市外からの見学者も多く訪れるようになってきた。芝居小屋を後世にのこすとともに有効活用を図るため、地域と協働による管理と観光資源としての活用を行います。	【目標】 芝居小屋見学者 H28年度実績:14,997人 H29年度目標:15,800人 H30年度目標:16,400人 【効果】 芝居小屋を保存し、観光資源としても活用することで、地域住民の誇りや愛着の高揚を図り、地歌舞伎などの伝統芸能を活性化させ、個性あまらづくりにつながります。	・芝居小屋での舞台芸術などのイベント開催により、市内内外、その魅力を発信するとともに、見学者への施設公開を行います。	＜明治座管理運営事業＞ ・地歌舞伎公演の実施(加子母歌舞伎保存会) ・第18回明治座クラシックコンサートの実施(6/18(土)～6/19(日) 620人) ・利用者数 H27 10,508人、H28 16,195人 ＜常盤座管理運営事業＞ ・地歌舞伎公演(常盤座歌舞伎保存会) ・2016常盤座楽劇フェスティバルの実施(10/11(土)～10/2(日) 239人) ・利用者数:H27 8,714人、H28 6,351人 【効果】 ・伝統ある芝居小屋を地域ぐるみで保全管理するとともに、芝居小屋の魅力を活かした観光などの地域づくりに取り組むことができました。 ・芝居小屋を活かした地域づくりを進めることで、地歌舞伎などの伝統芸能の保全や新たな芸術活動の推進につなげることができました。 ・以上の総合的な取り組みにより、来館者数も目標値を大きく上回りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・明治座はH27年度に改修工事が完成し、バスツアーの受入強化や新たな体験事業等に取組んでいる。明治末期に建てられた当時の芝居小屋のもつ雰囲気を活かした観光や地域づくりを通して、市内内外に芝居小屋の魅力を発信できた。 ・今後も地歌舞伎等の伝統芸能の継承を進めるとともに、新たな芝居小屋の利用促進を図り、PRに努ればさらに活用の幅が広がると考えている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度の明治座保存改修工事後、地歌舞伎などの魅力を発信する拠点としての環境が充実したことにより、見学者が増加するなど、乗客・魅力発信などの効果が発揮されているが、今後地域文化の継承活動に必要な財源を確保するために、芝居小屋の利用促進、PR施策を行うとともに観光事業とも結びつけていくことが必要である。 ・また、今後は自立的かつ持続的な活動を可能とする運営体制の構築が必要である。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 文化振興課	美術展開催事業	・郷土の偉人である前田青樹、熊谷守一画伯を顕彰し、全国公募展を開催することにより、業績や魅力を発信し、美術創作活動の普及と向上を行います。 ・市民が気軽に出品できるよう市民展を開催し、市民の創作活動を高めます。	【目標】 ・青樹大賞公募展 H27年度:228点 H30年度目標:235点 守一大賞公募展 H28年度:610点 H31年度目標:620点 市民展 H28年度:285点 H30年度目標:295点 【効果】 ・前田青樹画伯、熊谷守一画伯の功績等を市内外に発信することにより、住みたいまち創りにつなげます。 ・市民展の開催により、市民の創作意欲を高め、レベルの向上につなげます。	・本市出身の偉大な芸術家「前田青樹」「熊谷守一」を顕彰する全国公募展を3年毎に開催します。 ・創作活動に取組む市民が気軽に作品を出品し、活動成果を発表いただける場をつくりまします。	・第11回熊谷守一大賞展(絵画全国公募展) 展覧会期 10/15(土)～10/23(日) 会場 アートピア付知交芸プラザ 表彰式 10/15(土)、入賞作品 81点 応募作品数(審査対象)438点 ・第65回中津川市民展 展覧会期 11/26(土)～12/4(日) 会場 にぎわいプラザ 5階 表彰式 12/4(日)、入賞作品 59点 応募作品数(審査対象)228点	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・守一大賞展には、全国から438作品が集まり、レベルの高い絵画を多くの市民が鑑賞。郷土の偉人を顕彰し、市内外に広く中津川市をPRできた。 ・市民展には、228作品が集まり、芸術活動に励む市民の成果発表の場や目標として実施できた。 ・学校へ出張講座や中津川市文化協会と連携した「守一大賞展を見学」など、市民に対し芸術文化に触れる機会を提供でき、創作意欲や芸術レベルの向上につながった。 ・守一大賞の賞金については、平成27年度の事業評価での指摘を受け、守一大賞と同程度の水準にできるような準備と調整を進めた(審査員及び有識者への調整はH29年度)。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・青樹大賞と守一大賞で異なる賞金の設定について、見直しを行い両水準との調整を行うことで二作家ともに市として顕彰の意を表すことができると考えられる。丁寧に内外の調整を行い、賞金の設定を行うべきである。 ・応募数が増える傾向にあり、過去からの受賞者のほとんどが市内在住者であるため、事業目的にもあるように、「気軽に」市民が応募でき、さらに、市内・市外を問わず中津川市をPRする機会とらえ、郷土の偉人である二作家の顕彰とともに応募数を増やすようなPR活動が必要である。 ・学芸員による市内小中学校への出張活動により芸術文化への潜在的なニーズを喚起する機会になっていると思われ、単年度の活動で効果を出すのは難しい。次年度以降継続的に行うとともに、興味をもった子どもが将来にわたり芸術活動への意欲を高めるための環境を整えていく必要がある。
文化スポーツ部 文化振興課	文化財保護事業	・文化財を、地域を知るための貴重な資源として、また地域住民の宝として後世に継承し、さらには市民に文化財保護の大切さを周知するため、保存、整備、公開の取組を進めます。 ・文化財を活かした地域づくりに向け、市民と協働し文化財の魅力を高め、活用を図ります。	【目標】 ・文化財標柱等設置率(史跡・天然記念物) H28年度目標:82% H30年度目標:86% ・落合宿本陣の整備公開 H28年度:基本構想 H30年度:工事着工 【効果】 ・地域に埋もれている文化資源の掘り起こしとともに、文化財の保存整備を行うことで、市民の活動の場、観光資源としての活用につなげます。	・地域に伝わる貴重な文化財を後世に継承していくため、市の指定文化財の保存管理、公開を行います。 ・地域に伝わる伝統芸能の保存活動の支援を行います。	・落合宿本陣の整備計画策定に向けた調査を実施。 ・指定文化財の適正な保存管理(管理謝礼の支払い:141件) ・指定文化財の保存管理、公開を行います。 (史跡・天然記念物:4基、H28年度累計120箇所 82%[147箇所中]) ・各種開館に伴う埋蔵文化財の調査を実施。 ・無形民俗文化財の保存・継承に対し支援(交付金の交付:6団体) 【効果】 ・指定文化財等の保存、整備を行うことで地域の文化を絶やさず後世に伝え、地域の人たちの文化財への愛着にもつなげられました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市には、国・県・市の指定を合わせると290件の指定文化財がある。これらの文化財を知ってもらうため、文化財愛護標柱や説明看板の設置を毎年計画的に行っており、昨年度は標柱7ヶ所、案内看板6ヶ所の設置を行った。 ・今後指定文化財の大切さを啓発していくことが、後世に伝え、継承していくためには必要であると考えているので、歴史学習にも力を入れていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直	・街道文化が栄えたまちとして、市が所有する文化財の魅力発信により、市のPR及び観光資源となるよう有効活用が求められている。 ・文化財保護の重要性については議論するまでもないが、市として多くの文化財を擁している現状であり、保存の対応等が限られた財源の計画のなかで財政を管理していく必要がある。計画的な事業推進が必要である。 ・国指定等に伴い大きな制約がかかることなども踏まえ、今後の文化財の国庫指定については十分な議論と慎重な合意形成に努める必要がある。 ・計画に基づき事業を進めているものであるが、事業規模及び事業実施時の制約、財政状況の観点から慎重な対応を要する。
文化スポーツ部 文化振興課	苗木城跡整備事業	・本市の貴重な歴史文化遺産である国史跡苗木城跡を後世に伝えていくとともに、観光資源として活用できるような連携や景観の整備を行います。	【目標】 ・石垣整備事業進捗率(石垣整備を予定する全事業費のうちの当該年度までにかかった経費の割合) H28年度実績:84% H29年度目標:90% H30年度目標:92% 【効果】 ・当時の姿に復元するための石垣整備や景観を整えるための雑木伐採により、観光活用につなげます。	・国史跡に指定され、本市の貴重な歴史文化遺産である苗木城跡の魅力をより向上させるため、石垣苗木城跡保存管理計画(策定書)に基づき、計画的に石垣の修復や遺構の整備などを行うことで、歴史資源と観光資源両面から磨きをかけていきます。	・二の丸跡舗装主居間石垣修復工事 撤去31㎡・積上87㎡ 【効果】 ・計画通りに進められており、石垣の健全な姿で後世に伝えることができます。 (石垣整備事業進捗率:H28年度実績 90% 石垣整備事業費割合(石垣度別総延長559mのうち H28年度実績:78.4%(435m)) ・整備完了箇所が毎年増え、朝日園時から伝わるいこいのえが観光客の日本人の心に響き、訪れる観光客も急増しています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27～29年度にかけて行、二の丸跡舗装主居間石垣整備事業の2年目であり、引き続き石垣の積みや欠損部分の整備(36m、87㎡分)を行った。 ・継続的に整備を行うことで、戦国から江戸にかけて築いてきた石垣を保存していくことができる。 ・地域振興の目録作成事業は、約2,200点の資料の目録を作成し、資料所在の確認と整理を行った。 ・H29年度は講演会を開催し、インターネットによる公開を広く普及し、システムの利用につなげていきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・苗木城跡は文化財としてだけでなく観光資源としても中核的な役割を果たしているため、事業計画に基づき昭和年代から継続して進めてきた整備を継続的に行っていくことが重要である。H28年度事業内容については、継続して行っている二の丸跡舗装主居間石垣整備について計画通り進められていると確認した。 ・以前より整備されてきた歴史資料及び観光資源としての価値が認められるとともに、お城ブームもあり観光客が増加したことは事業実施による効果である。今後も観光事業と連携し、魅力発信に努める。
文化スポーツ部 文化振興課	郷土資料調査活用事業	・近代行政文書や古文書等の郷土資料を調査、管理し、デジタル化を行うことにより、後世に伝えるとともに歴史と活用を図ることで地域の歴史文化をのびのびと理解する。	【目標】 ・インターネット閲覧件数(H28年度) H28年度実績:84% H29年度目標:3,300カウント H30年度目標:10,000カウント(累計) ・郷土資料の調査を進め、公開できる約130点の歴史資料をデジタルアーカイブ化し、順次公開します。 【効果】 ・収集した市の歴史資料は、活用することにより研究・学習効果が生まれます。郷土資料デジタルアーカイブ作成公開事業を行い、Web公開することで市の魅力の発信につなげます。	・市内各地域に残されている貴重な古文書等歴史資料を調査、整理、デジタル化するなど情報公開を行い、研究や学習への活用を図ります。	・デジタル資料デジタルアーカイブ作成公開事業 ・資料数62件のデータ入力を行い、H28年度で事業が完了しました。 ・総論、古文書資料のデジタル化とWeb公開 資料128点。 ・H28年度実績:1,455カウント ・市史編纂室 ・近代行政文書や旧家所蔵文書等の調査・目録の作成を継続して実施しています。 【効果】 ・資料のデジタル化により、半永久的に劣化のない記録保存が行われ、将来にわたって研究・学習に活用できます。 ・インターネットでの公開により、市民が手軽に郷土資料を検索できるようになり、地域の歴史についての理解を深めることができます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・デジタルアーカイブ化事業については、昨年度に引き続き古文書のデータ入力を行い、72点の古文書をインターネットに掲載した。 ・地域振興の目録作成事業は、約2,200点の資料の目録を作成し、資料所在の確認と整理を行った。 ・H29年度は講演会を開催し、インターネットによる公開を広く普及し、システムの利用につなげていきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・事業内容にある資料のデジタル化及びインターネット公開により、歴史資料の保存につながったことは順調に事業を進めた効果である。今後はコストを最小限に抑えたい一方で保存を継続したい。 ・インターネット閲覧件数は目標を下回っているため、自部門評価でもあるように資料の保存及び公開について発信し、利用者の増加に努める。
文化スポーツ部 文化振興課	文化施設管理運営事業	・優れた音楽、演劇等の鑑賞の機会を提供し、市民の文化活動及び芸術活動を支援するため、中津川文化会館、アートピア付知交芸プラザ、福岡ふれあい文化センターの管理運営を行います。	【目標】 ・文化施設3館の利用者数 H28年度実績:80,608人 H29年度目標:82,000人 H30年度目標:85,000人 【効果】 ・地域における文化、芸術活動の拠点として、市民に音楽、演劇等鑑賞の機会を提供し、市民の文化活動や芸術活動の発表の場として、文化の質の向上、発展につなげます。	・施設利用者が安全、安心、快適に利用できるよう中津川文化会館、アートピア付知交芸プラザ、福岡ふれあい文化センターの運営、維持管理を行います。 ・古典芸能、演劇、音楽コンサート、ミュージカル、映画などの優れた芸術文化の鑑賞機会を市民参加、参観のなかで提供していきます。	・中津川文化会館 利用者数 H27 56,093人、H28 56,397人 指定管理者 (一社)中津川文化協会 指定管理期間 H27～H29年度の3か年 アートピア付知交芸プラザ 利用者数 H27 14,909人、H28 16,369人 福岡ふれあい文化センター 利用者数 H27 8,418人、H28 6,748人 ・市民文化芸術鑑賞事業 ・東美濃ふれあいセンターを含む4館で実施 (一社)中津川市文化協会へ委託 ・コンサート等6公演、映画上映4公演、ロビーコンサート9公演、文化講座(伝統芸能等)8講座、美術鑑賞事業2事業 【効果】 ・各文化施設を活動拠点とする文化団体等との連携により、各文化施設の利活用が図られ、また地域の文化芸術活動の振興や継承及び文化を通じたまちづくりを推進することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・文化会館はH27年度から中津川文化協会が指定管理で運営を開始。舞台公演のほか、ロビーコンサート、文化講座なども市民参加型の新たな事業となり来場者確保に努めており、市と一体となって市民に対する文化水準の向上、文化の振興に取り組んでいる。 ・文化会館、アートピア付知、福岡ふれあい文化センターは施設の老朽化により、修繕が必要なところが各所に見られる。利用者が安心して文化活動が行えるよう保守点検や事後調査を必要とする安全の向上に努めている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余地がある 効率性⇒B高い余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・文化会館については、H27年度からの指定管理化により舞台公演数の増加や新たな企画を開催するなど、集客数の向上への取り組みを積極的に進めており継続的に事業を進めていく必要がある。しかし、施設老朽化に伴う施設改修については、長期的な視点からの抜本的な判断が求められる。 ・いずれの施設も老朽化に伴い緊急的な修繕等の事例が多く発生している。利用者の安全を確保し、施設・設備の修繕を要する箇所の点検等を常日頃から行い、各施設の状態を把握し安全面を考慮しながら財政的観点と並行して計画的な維持管理に努めることが必要である。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープランで用途廃止と定めた施設については、実施計画に基づいて計画的に作業を進め、維持管理経費の低減につなげる。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 館物博物館	中山道歴史資料館事業	・江戸時代から明治時代にかけての文書等の資料を中心とした調査・研究・収蔵品を企画展の開催や出前講座、公演等により広く市民に対して公開します。	【目標】 中山道歴史資料館利用者数 H27年度実績:21,474人 H28年度:20,000人 H30年度:20,100人 ・収蔵資料の保存・調査研究による、資料の散逸を防ぎ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられます。 ・収蔵資料を活用した企画展を開催し、古文書や収蔵品に関する教室や出前講座、講演等の普及活動を積極的に実施します。 【効果】 ・広く市民の興味・関心や、知識・情報活用力を高めることができます。	・江戸時代から明治時代の中山道に関する古文書等の資料の収集・研究・展示等を行うとともに、市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援します。 ・地域文化の紹介に努め、ボランティア活動の場の提供など、「人々がかがやくまち中津川」歴史文化に魅力があるまち」を指します。	・館の管理・運営 ・開館日数 304日 利用者 23,977人 H27年度 21,474人→2,503人増 ・学校等団体利用者数 88件 利用者 3,656人 ・企画展の開催 2回 4/1~9/28 観覧者延べ 3,948人、10/1~29/3/29 観覧者延べ 4,610人 ・古文書講座の開催 24回 参加者延べ 456人 ・歴史講座の開催 24回 参加者延べ 400人 ・講演会の開催 1回 参加者 46人 ・無料テーマ開催 5/1(日)春の中山道まつり 1,005人、5/22(日)国際博物館の日 115人 11/3(祝)文化の日 160人、11/8(日)秋の中山道まつり 1,449人 1/10(水)十日市 1,509人、六次市(毎月第一日曜)延べ 3,052人 ・中学生職場体験等受け入れ 10人 ・臨陣臨場家の建造物の紹介 来場者 5,231人(上段の(間)復元、土蔵展示スペース公開) ・目でみてわかる展示パネル等の作成 【効果】 ・収蔵資料を用いた出前講座、出前授業等館外での普及活動を行い、多くの利用者の興味や関心を得ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・学校等からの依頼により館長が出前講座に出向いたり、テレビや新聞等での広報活動を行うことにより、利用者数は増加している。(前年度比:111.7%) ・中山道中津川に関わる古文書等の貴重な資料を保存・研究・展示等を行っている施設であり、広く市民に興味・関心や、知識・情報活用力を高めることができるため、継続する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・イベント、講座へ出向いたこと、テレビや新聞等の広報活動を積極的に行ったことにより市の文化財産を効果的にPRでき、利用者数はH27年度比111.7%と効果につながったと言える。 ・中心市街地にある施設のため、市内イベントの参加者へのPRを行うなどさらに効果を高めることが肝要である。 ・賃借物件であることの不利益は条件の見直しが図られているため、今後も維持管理及び魅力発信に努めて効果の維持向上を目指す。
文化スポーツ部 館物博物館	苗木遺山史料館事業	・苗木遺山家資料や旧苗木藩領内の文化的遺産を中心に調査・研究・収蔵品を公開します。	【目標】 苗木遺山史料館利用者数 H27年度実績:36,535人 H28年度:36,500人 H30年度:37,000人 ・国指定史跡である「苗木城跡」のガイダンス施設として、全国からの観光客、見学者のためのガイドや資料提供等を行います。	・苗木遺山家史料や旧苗木藩領内の歴史的・文化的遺産を中心に、市民の生涯学習や文化活動を積極的に支援し、地域文化の紹介に努め「人々がかがやくまち中津川」歴史文化に魅力があるまち」を指します。 ・「サポーターポイント」制度によるガイドや資料提供を充実し、親しみやすい運営・活動を展開します。	・館の管理・運営 ・開館日数 304日 利用者 22,746人 H27年度 36,535人→13,789人減 ・企画展の開催 4回 観覧者延べ 8,826人 ・学校等団体利用者 19件 利用者 965人 ・講座等の開催 23回 受講者延べ 566人 ・無料テーマ開催 5/22(日)国際博物館の日 433人 8/7(日)友政18年ぶりに苗木城を奪還した日 159人 11/3(祝)文化の日 648人 ・友の会、案内ボランティアとの連携 ・中学生職場体験等受け入れ 2人 【効果】 ・資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられました。 ・苗木城跡のガイダンス施設として資料提供を行い、郷土の歴史・文化への興味・関心を高められました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・苗木遺山家や苗木藩領内の貴重な資料の保存・紹介を高め、広く市民に興味・関心や、知識・情報活用力を高めることができるため、継続する必要がある。 ・旅行会社の企画構成の関係などにより観光バスが減少し、あわせて史料館内の無料ゾーンへの利用が減少したことから、H28年度利用者数はH27年度比13,789人減少している。しかし、有料入館者は増加しているため、史料館自体に興味を持っていただいている方は増加していると考えられる。 ・旅行会社の企画内容に合致するなど目に触れる機会の増加が利用者の増加につながると考えられるため、今後はより多くの方々に利用していただけるよう、各部署と連携し、魅力及び情報発信に取り組む。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・全国的なお城ブームにより利用者が増加したH27年度に対し、H28年度は減少しており利用者の増加が継続しなかったのは課題である。苗木城跡に興味を持って訪れる方に対し、その魅力を伝える機能を持つ施設として、所蔵資料の価値を発信するなどの取り組みが必要である。 ・市内・市外を問わず苗木城跡が国指定史跡であることの魅力を発信し、資料への興味を持ってもらうことに取り組み、効果的な集客を計らいたい。
文化スポーツ部 館物博物館	子ども科学館事業	・次世代を担う子どもたちが気軽に立ち寄り、実験や体験を通して科学に触れ合うことができ、また防災(防災)に関しての情報を提供することで、子どもたちの科学への興味・関心、防災意識を向上させ、同時に市民の生涯学習や文化活動を支援するために、科学館の教育普及活動を行います。	【目標】 子ども科学館入館者数 H27年度実績:16,449人 H28年度:17,600人 H30年度:17,800人 ・実際に目で見て、触れて、体験し、学習できる科学館を目指します。 ・科学的分野を中心にすえた教室等の教育普及活動を実施します。 ・末松安晴博士の功績を広く市民に伝え、体験装置を通し子ども達の科学のおもしろさをわかりやすく伝える。 【効果】 ・次世代を担う子ども達の科学への興味・関心や知識・情報活用する力を育てることができます。	・子ども達の科学への興味を高めるため、常設展示を充実していきます。 ・情報提供の充実と学校等への学習支援を行い、タイムリーな教室を開催します。 ・末松安晴博士顕彰室を公開し、博士の功績を広く市民に伝え、体験装置を通し子ども達の科学のおもしろさをわかりやすく伝える。	・館の管理・運営 ・開館日数 308日 利用者 15,662人 H27年度 16,449人→787人減 ・学校等団体利用者 61件 利用者 2,497人 ・教室の開催 11回 参加者延べ 111人 ・夏休み工作相談 ・科学まつりの開催 11/23(祝) 参加者 341人 ・無料テーマ開催 5/22(日)国際博物館の日 383人 11/3(祝)文化の日 629人 ・中学生職場体験等受け入れ 3人 ・中津川工業高等学校生徒による土曜教室の実施、ボランティアの受け入れ ・中津川工業高等学校生徒による土曜教室の実施および普及の連携 ・中津川D51の会への協力・会場提供 《末松安晴博士顕彰室》 ・末松安晴博士顕彰室の充実及び体験装置の設置 展示室床面積50㎡→100㎡に増設、光ファイバー通信のしくみについて子ども用解説パネル新設、オンスコープ・プリズム分光器・光ファイバー原理説明器などの体験装置新設 【効果】 ・各教室を行ったことにより、子ども達の科学への関心を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・文化勲章を授章された末松安晴博士は中津川市出身であり、その功績を広く市内内外に顕彰し伝えることは、中津川市にとって必要であることであり、今後も顕彰していくことが必要である。 ・子どもたちの科学への興味を高め、学習支援も行って、継続が必要である。 ・H28年度利用者数は15,662人(前年度比89.0%)であり、集客に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒C有効でない 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒C縮小/見直	・利用者が減少傾向であり、具体的、効果的な対応がとられなければH30年度の目標入館者数の達成が困難であると考えられる。 ・雨漏りなどの施設老朽化対策には莫大な予算が必要となるため、今後の施設のあり方を検討することが必要である。 ・施設の意義及び末松安晴博士顕彰事業を効果的にPRすることで、子ども科学館の集客を増やすことが必要である。 ・教育委員会においても「課題はあるが効果は認められる」など事業評価が行われているところであるが、財政の観点での評価としては事業進捗、施設の老朽化への対応を探る状況下から「縮小/見直し」とした。
文化スポーツ部 館物博物館	館物博物館事業	・国内有数の館物産地を背景とした博物館で、他にない学術的にも貴重な標本資料を多数収蔵しており、これらの貴重な資料を後世に伝えていきます。	【目標】 館物博物館入館者数 H27年度実績:14,581人 H28年度:15,500人 H30年度:15,800人 ・自然科学を中心にすえた教室等の教育普及活動を実施します。 ・市民が参加できる活躍の場を提供し「参加型博物館」の推進に努めます。 【効果】 ・標本資料の散逸が防がれ、蓄積された資料情報とともに後世に伝えられます。 ・次世代を担う子どもたちの、自然に対する興味・関心や、知識・情報活用力を高めます。	・長島館物コレクションや苗木地方の館物の保存・展示や活断層に関する普及・啓発など、自然科学の生涯学習や文化活動を積極的に支援します。 ・情報提供の充実を図るとともに教育普及・学校への学習支援を行い、魅力ある館の運営に努めます。	・館の管理・運営 ・開館日数 303日 利用者 15,547人 H27年度 14,581人→966人増 ・学校等団体利用者 112件 利用者 5,284人 ・企画展の開催 1回 観覧者延べ 7,521人、名古屋大学博物館との相互連携協定による講演会 1回 参加者 29人 ・私の展示室開催 2回 観覧者延べ 3,562人、展示説明会 1回 参加者 29人 ・各教室等の開催 22回 参加者延べ 916人 ・ストーンハンティング実施 日数 209日 参加者延べ 8,885人 ・ミュージアムフェスタ開催 7/31(日) 参加者 1,268人 ・無料テーマ開催 5/22(日)国際博物館の日 626人、11/3(祝)文化の日 817人、9/3(土) 124人、2/12(日) 80人、 ・コンサートの開催 2回 参加者9/3(土) 124人、2/12(日) 80人 ・博物館協議会の開催 2回 委員 10人 ・友の会との連携 ・広報活動 学校へのチラシ配布、「恵那山」4回等 ・博物館実習 1人 【効果】 ・企画展・各教室等の開催により自然科学への関心を高めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・教室や講座を積極的に実施し、活断層や地質について市民・利用者の知識・理解を深めることに大きく寄与している。 ・全国的にも数少ない地質系の登録博物館として、長島コレクションや苗木地方の館物など貴重な資料を後世に伝えていく義務を果たすために不可欠な施設であり、継続拡充していく必要がある。 ・利用者数前年度比 106.6%	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・管理運営とともに積極的なイベント展開により利用者は15,547人と目標を達成し、前年度比106.6%と進捗が見られる。H27年度の反省点を生かした取り組みの効果と言える。今後も向上を目指し取り組まれない。 ・利用者の確保実績はあるが、親子や子どもを対象としたイベントが多く、少子化による影響で学校等の団体客が減少していることが見込まれる。 ・施設の維持管理に努めるとともに、一度も来館したことがない市民もターゲットとし、標本資料の価値を高め、施設の魅力を発信しながら運営することが必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
文化スポーツ部 植物博物館	東山魁夷の旅程館事業	・日本を代表する東山魁夷の貴重な絵画等展示・紹介することにより、郷土にゆかりのある文化人を広く国内外に顕彰し、豊かな文化を伝えます。	【目標】 ・東山魁夷心の旅程館利用者数 H27年度実績:7,610人 H28年度:7,500人 H30年度:7,500人 ・収蔵する絵画等展示・紹介します。 【効果】 ・広く市民に地域の文化を伝え、生涯学習や文化活動を支援します。	・中津川市山口とゆかりのある東山魁夷館の絵画を展示・紹介することにより、市民の生涯学習・文化活動を積極的に支援し、「人々がががやくまち中津川」歴史文化に魅力があるまちを目指し、地域文化の紹介に努めます。 ・市民や観光客が親しみやすい運営に努めます。	・館の管理・運営 ・開館日数 307日 利用者 5,650人、H27年度 7,610人 → 1,960人減 ・展示替え 4回 ・無料デーの開催 5/22(日) 国際博物館の日 175人 8/7(日) 開館記念日 180人 11/3(祝) 文化の日 214人 ・山口小学校児童絵巻の製作、作品展 参加者 31人 ・市内小中学校への出張展示 実施校 3校 観覧者 280人 【効果】 ・出張展示を行い、子どもたちへ収蔵する作品等を広く紹介することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・郷土にゆかりのある東山魁夷館の貴重な絵画を広く市民内外に伝えることは中津川市として必要である。 ・H28年度利用者数は5,650人(H27年度比74.2%)であり、利用者数の増加に努めた。 総合評価⇒B計画の承認	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度利用者に対して、H28年度利用者数は5,650人(H27年度比74.2%)と大幅に減少している。H27年度は開館20周年記念行事等の効果により一時的に上昇していると思われる。今後は大きなイベント以外で集客可能な対策をとるなど、H30年度までの目標入館者数の達成に向け、取り組んでいく必要がある。 ・隣接する道の駅「賤母」の利用者の取り込みを固く必要であると考えられる。連携するキャンペーンなどを企画しPRを強化することが必要である。
財務部 資産経営課	庁舎耐震整備事業	・市役所本庁舎(S47年建築)は、耐震基準を満たしておらず、大規模地震が発生した際には倒壊の恐れがあります。防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性を確保するため、耐震化を図ります。	【目標】 ・H29年度末までに耐震補強及び必要最小限の改修工事を実施します。 ・Iso値(※1)＝0.99以上 【効果】 ・大規模地震発生時等に防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性が確保できます。	・防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性を確保するため、耐震補強工事を実施します。 ・本庁舎は建築後45年経過しており施設が老朽化しているため、必要最小限の改修工事を実施します。	・H28年8月に耐震改修工事に着手しました。H30年2月の工事完成を目指します。 ・H28年度の完成工事高は52%となります。 ・主な工事の内容は、現状のIso値(※2)0.45を0.99以上に高める耐震補強工事と、必要最小限の改修工事として、屋根改修、トイレ改修、給排水設備改修、議場排煙策、電話交換機更新等を実施しています。 ■全体計画 H26からH29年度 ・H26年度:基本設計 H27年度:実施設計 H28からH29年度:耐震改修工事 総事業費850百万円、H29年度以降の事業費400百万円、H28年度までの事業費450百万円 【効果】 ・H30年2月の工事完成時点でIso値が0.99以上を満たし、防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性が確保できます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・本庁舎が防災拠点としての機能確保と行政機能の継続性を確保するため、H28年8月9日に耐震改修工事を着工した。 ・H30年2月15日までの完成を目指し、H28年度の完成工事高は、目標である52%を達成した。 総合評価⇒A拡充/重点化	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・厳しい財政状況のなかで、整備箇所について取捨選択を行いながら事業費を最低限に抑えているため、設計内容に不具合の出ることもあったが、補正予算対応などにより臨機応変に対応することができた。 ・工事の進捗に留意し、適正な事業費に抑えながら、H29年度の完成を迎えたいところである。
生活環境部 防災安全課	自主防災組織育成事業	・「防災」「減災」を推進するためには、ハード対策だけでは限界があることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していきます。そのために、市民一人ひとりの防災意識(自助・共助)の高揚を図ることや災害に対する心構えの啓発、避難に関する知識の普及により地域防災力の向上を目指します。	【目標】 ・市民の防災に対する意識の向上 防災訓練参加率 H27年度実績:22.0% H28年度実績:26.1% H30年度目標:28.0% ・防災士の育成 H27年度実績:221人 H28年度実績:294人 H29年度目標:325人 H30年度目標:350人 【効果】 ・地域防災力の向上により「災害に強いまちなかつわ」が形成されます。	・自主防災会を育成して地域の防災力を高めるため「避難所開設運営マニュアル」の作成や防災士養成講座(中津川市地域防災リーダー育成講座)を実施するとともに、各地域の防災訓練の支援を行います。 ・災害発生に備えた防災訓練などを行い地域防災力の強化を図るとともに、自主防災会の育成や防災士を養成するための機会を提供します。	・自主防災組織育成のための防災訓練の実施(H28年8月28日 参加人数:21,014名) ・自主防災会リーダー研修会の開催(4回) ・防災講演会の実施(H28年7月4日 参加人数:221名) ・防災士養成講座(中津川市地域防災リーダー育成講座)の実施(4日間:74名) ・消火栓ホース格納箱設置(27ヵ所) ・「避難所開設運営マニュアル」の作成 【効果】 ・防災士(地域防災リーダー)の養成により、平常時から災害時までのリーダーができて、地域防災力の向上を図ることができました。(H28年度末:294名)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・自主防災会リーダー研修や防災士養成講座、防災講演会の実施により、地域の防災力の向上を図ることができた。 ・防災士(地域防災リーダー)の養成について、H27年度末の実績221人からH28年度末は294人に増員し、地域の防災力が向上した。今後は防災士のスキルアップ研修等を行い、さらに自主防災会の能力を高めていく必要がある。 ・防災士の人数は増加しているものの、地域ごとに防災士の人数にはばらつきがあるため、全地区への防災士配置を目指す。防災士の制度や必要性の周知、資格取得の働きかけを行っていく。また、ハザードマップを利用した防災訓練の実施により、市民に「災害を自分ごと」としてとらえていただくことができ、「自助」「共助」の意識を高めていくことができた。 ・避難所開設運営マニュアルは、H27年度末で策定箇所数が7箇所であったが、H28年度末には9箇所になった。また、第一中学校などは、防災訓練時にマニュアルに付した開設運営訓練を行って、PDCAサイクルにより訓練結果を検証し、マニュアルに反映されたことは高く評価できる。今後も講演会などを通してスキルアップを推進する必要がある。 ・地域によって想定される災害が異なること、住民の間でも災害に対する危機意識が異なることなどを踏まえ、情報共有を図るとともに、積極的な取り組みを進めている地域をモデルとして全市的に啓発していくことが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	【外部評価対象事業】 ・順調に防災士の増員がなされており、市民の防災意識の高揚や、他市では取り組みきれていない「自主防災(防災訓練における計画・実行)」が効果的に行われている。 ・防災士配置については地区によって防災士の役割、重要性を知らず取り組みに踏み出せないところや世帯の事情、地域性により取り組みにくい場合も考えられる。自主防災の意識から大きな範囲で取り組みをすすめる必要がある。 ・災害時の緊迫した状況と対応に力を入れる「地域」であることから、本事業において防災会のリーダー育成が図られたことは高く評価できる。今後も講演会などを通してスキルアップを推進する必要がある。 ・地域によって想定される災害が異なること、住民の間でも災害に対する危機意識が異なることなどを踏まえ、情報共有を図るとともに、積極的な取り組みを進めている地域をモデルとして全市的に啓発していくことが重要である。 ・市民の意識を高めるためにもマニュアルの整備等は有効である。策定箇所の増加は評価できるものであり、未策定地域への波及効果も期待できるため、活用事例などを広く周知し、自主防災意識の向上を図られていく。
商工観光部 工業振興課	垂炭鉱害対策事業	・戦中戦後の資源不足時に主に家庭用燃料として垂炭が産出された地域で採掘され、現在、その鉱路の陥没事故の発生が地域住民の大きな不安となっているため、災害発生時の速やかな対応とその対策を検討するための状況調査を行います。	【目標】 ・災害発生時の緊急輸送路等優先度の高い箇所から今後の対応を検討するための状況調査を実施します。 ・調査:～H31年度 実施設計:H29年度～H32年度 【効果】 ・浅所陥没被害の復旧及び予防保全対策により市民の生命、財産が守られます。	・地域住民の安全・安心を確保するため、現状を把握し、対策を検討するための状況調査を行います。 ・垂炭鉱廃坑に起因する宅地・農地等の浅所陥没被害の原形復旧を行います。	・緊急輸送路となる市道の一部を対象にボーリング調査を実施。(4ヵ所) ・浅所陥没箇所の復旧 2件 ・垂炭鉱害復旧に係る調査・測量・設計を実施。(工事はH29年度へ繰越) 【効果】 ・復旧のための方針が決定し、復旧工事に向けての準備が整いました。 ・陥没箇所が復旧され、市民の生命・財産が守られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・落合地区の垂炭鉱廃坑は毎年のように陥没・復旧を行っており、住民の東海・東南海地震等災害による危機意識は高い。 ・市民災害等の緊急輸送路の安全確保は、地域住民の安全・安心を観点から重要であり、現状を調査し対策を検討するために継続して事業を進める必要がある。 ・垂炭復旧の制度継続について、引き続き国等への要望、働きかけを行っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域住民の安心・安全を確保するための必要性は非常に高い。しかし、垂炭鉱廃坑問題は国のかつての政策の結果でもあり、本市は国が対応すべきである。 ・しかしながら、市民の安全安心を守るためには危険箇所と判断された場合、対応しつ必要がある。 ・市は応急的な陥没対応のみを行い、根本的な対応については国が責任を持って行うよう働きかけを行っているべきである。
基盤整備部 建築住宅課	住宅・建築物耐震化促進事業	・いつ起こってもおかしくないと言われる東海・東南海地震による被害を最低限にとどめ、減災対策として事前に備えることにより市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる地震災害に強いまちづくりを進めます。	【目標】 ・本市の住宅耐震化率 H25年度住宅・土地統計調査推計値:79% H29年度:86% H30年度:89% → H32年度(目標値):95% 【効果】 ・大規模地震の発生による建物倒壊や損傷等の建物被害を抑え、人的被害を減らすことができます。	・木造住宅等耐震化促進のための、住宅建築物の耐震化の必要性について市民に広く普及啓発し、耐震診断及び耐震化リフォームの補助を行うことで、住宅耐震化を支援します。 ・地震による市民の被害を軽減するため、耐震化促進計画(H20.3策定)により、住宅・建築物の耐震化に取り組みます。	・木造住宅耐震化診断 実施件数 77件(県内5位/42市町村) ・木造住宅耐震補強工事費補助(リフォーム補助を含む) 実施件数 11件(県内4位/42市町村) ・集会所等建築物耐震化診断補助 実施件数 1件 ・耐震シムスター補助 実施件数 1件 ・耐震化を促進するための啓発事業 【効果】 ・H28年度は木造住宅耐震化診断、木造住宅耐震補強工事費補助(リフォーム補助を含む)を実施し、市民の住宅の耐震化を支援しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H28年度の実施件数は、岐阜県下42自治体中診断5位、補強4位(H27:診断1位、補強3位)と順位を落したものの、依然として県内の上位グループをキープしており、本市の地震防災に対する市民の地震防災への意識は高いと思われる。 ・県本地震の発生に伴い、市民の耐震相談件数も急増しており、今後も住宅耐震化促進事業にも、事業推進と行政として有効かつ必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度の耐震診断、補強の結果から若干県内での順位を落しているが、依然県内でも高い順位は現れているものと思われる。 ・今後も市民の地震に対する意識が希薄にならないよう、出前講座や個別訪問などの普及活動を推進する必要がある。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 建設課	橋りょう新設改良事業	・老朽化した橋りょうの架替えを行った場合に事業費が多くなるため、既存橋りょうを長く使用するための対策を行います。 ・地域防災上、避難ルート及び緊急輸送路の確保として橋りょうの耐震化を行います。	【目標】 ・橋りょう定期点検 対象橋りょう数約880橋 H29年度:220橋 H30年度:250橋 ・第一、二次緊急輸送路を跨ぐ橋りょう及び避難輸送路に架かる橋りょう補修及び耐震化工事対象橋りょう数:13橋 H29年度:1橋 H30年度:2橋 【効果】 ・避難ルート及び緊急輸送路の確保、橋梁の延命、橋梁架替工事費の削減が図られます。	・市内にある約880の橋りょうについて、その重要性、優先度に基づき計画的な耐震、改修を行います。	<防災・社会資本整備交付金事業> ・橋梁耐震補修・補強 おとさか跨道橋2橋橋梁耐震化補修工事(おとさか跨道橋L=40.0m、上津戸井橋L=17.2m、津戸井橋L=13.5m) 黒沢橋補修・補強設計業務委託 L=20.4m ・橋梁点検 市内道路橋N=110橋の点検を実施(内 JR跨線橋N=4橋、中央自動車跨道橋N=3橋) 【効果】 ・おとさか跨道橋、上津戸井橋、津戸井橋の耐震補強補修工事により、緊急輸送路の確保、橋梁の延命を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・老朽化した橋りょうの架け替えは多大な事業費を要することから、耐震化補修工事により既存橋りょうの長寿命化対策を講じたことで経費削減を図ることができた。 ・おとさか跨道橋の耐震補強補修、110橋の橋りょう点検を実施し、今後も優先順位を付け耐震化をしていくことで市民の安全・安心を守る必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度に実施した耐震補強工事によって、第一次緊急輸送路にかかる跨道橋について耐震化できたことは市民の安全安心につながるため評価できる。 ・橋りょうの点検及び耐震化及び補修工事については、今後も計画的にすすめていく必要がある。市民生活に直結した、効率的な橋りょう選定を行い実施していく。 ・特に、5年毎の点検が法令により義務付けられていること、現状では目標に対して全ての橋りょうの耐震化が完了していないことを踏まえ、必要予算を確保し計画的に事業を実施していくことが必要である。 ・社会資本整備交付金の交付額により全体事業量をコントロールせざるを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。
基盤整備部 建設課	道路維持補修事業	・市民が道路や歩道橋等を通ずるのに対し、安全を確保するため、道路施設の点検・補修を行います。	【目標】 ・H27～30年度 道路付属構造物施設点検 ・H27～30年度 道路付属構造物施設点検結果により、修繕が必要となった施設の修繕工事 【効果】 ・市民生活に欠かすことのできない道路環境の予防・保全が図られ、市民の安全が保たれます。 ・施設の長寿命化が図られます。	・緊急輸送路を確保するため、道路施設の点検・補修を行います。 ・道路管理者の責務として管理市道の道路施設点検を実施し、道路利用者の安全を確保します。	<防災・社会資本整備交付金事業> ・道路舗装補修工事(川上21号線L=298.9m 阿木3号線L=457.0m 向ハザバ〜宮ノ腰線L=410.0m) ・歩道橋塗装補修工事(三五沢横断歩道橋) ・道路付属物点検業務委託 (道路付属物二次点検N=33か所) ・道路付属物補修工事(道路照明灯撤去・設置N=2か所) ・分田〜下浦線調査測量設計業務委託(測量L=260m、地質調査N=3か所) <市単独事業> ・坂本121号線路肩改修工事 L=45.0m 他補修工事等 35件 ・必要箇所において、補修等の対策を実施 714件 【効果】 ・道路維持補修事業により、市民が道路や歩道橋等を通ずるのに対し、安全の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・道路や歩道橋等が市民が安全に利用するため、道路施設の点検・補修や維持工事をすることで、安全・安心を図ることができた。 ・今後も交付金を活用し整備を進めるため、交付金の確保に努める。 ・要望に対して、優先順位を付け重要度や危険度の高い箇所から補修を行うことで安全・安心を図ることができた。 ・すべての要望に対して対応することはできない。復旧の手法などを検討することで、より多くの要望に対応する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・長期的な観点では、新設改良よりも維持補修のウエイを高くしていく必要があると考える。 ・点検・補修及び維持工事については、優先順位を付け継続的に行っていく必要がある。 ・社会資本整備交付金の対象事業については、交付額により全体事業量をコントロールせざるを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。
基盤整備部 建設課	急傾斜地崩壊防止事業	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域を解消し、安全・安心な生活環境を提供します。	【目標】 ・H27～29年度 野尻(2)急傾斜地崩壊防止工事(付知) H29年度完了 【効果】 ・急傾斜地に隣接する住宅に住む住民の生命・財産を守ることが出来ます。	・急傾斜地に建つ住宅が大雨などによる災害で被害を受けることのないよう、複数年にわたり県と連携して崩壊対策工事を行います。	・旭町(2)急傾斜地崩壊防止工事 L=29.6m ・野尻(2)急傾斜地崩壊防止工事 L=5.0m ・大新田急傾斜地崩壊防止工事 L=74.0m(H29年度へ一部繰越) ・県営事業負担金(付知町中野、加子母渡合・番田) 【効果】 ・事業実施により、急傾斜地に隣接する住宅に住む住民の生命・財産を守る見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域の対策を行うこと、安全・安心な生活環境を提供することができた。 ・今後も補助金を活用し、危険箇所の対策工事をしていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・急傾斜地崩壊防止事業は県と足並みを合わせて行う必要がある。補助金獲得を前提とし、今後も継続して事業を実施していく。 ・県の補助金獲得が事業を実施するうえで重要となるため、財源の確保に引き続き取り組む必要がある。
消防本部 消防総務課	消防設備整備事業	・消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、住民のニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務があります。 ・H27年度からH30年度にかけて、署車両8台、団車両等23台を更新します。 (実績 H27年度:署車両3台、団車両等6台、H28年度:署車両1台、団車両等4台) 【効果】 ・維持管理の効率化、経費の削減が図られます。	・消防力の強化を図るため、消防施設設備整備計画により計画的に消防設備を更新します。	・救助工作車1台(北浦防署:23年経過) ・消防団ポンプ車1台(坂本分団:24年経過) ・小型動力ポンプ積載車1台(福岡分団:24年経過) ・小型動力ポンプ2台(阿木分団:23年経過、加子母分団:25年経過) ※更新にあたっては、消防車20年、救急車10年、その他車両、機器20年として、地域パトラス、誤子、故障歴等を勘案し、計画的に更新します。 【効果】 ・消防施設設備整備計画に基づいて車両等を更新し、維持管理費の削減、消防力を強化しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・北署救助工作車の車両及び資機材が老朽化したことにより不安があったが、緊急援助隊整備費補助金を活用し更新することができ、市民の安全安心を確保できるとともに、緊急消防援助隊としての出動も可能になった。 ・団のポンプ車1台、積載車2台及び可搬ポンプ2台を更新することができ、より効率的な消防活動が行えるようになり、住民の安全安心を確保することができた。 ・今後も整備計画に基づいて計画的に更新を行う。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・消防ポンプ自動車などの老朽化が進んでいることに加え、大規模救急車や工作車のような特殊車両が高額になるなど、配備に対する国補助の要件が厳しくなっていることが大きな課題である。補助金を獲得しての車両更新ができたことは評価できる。 ・今後も整備計画に基づいた計画的な配置に努めるとともに、設備の状況を詳細に把握し長寿命化を図りつつ効率的な運用を図ることが必要である。 ・また、これらの車両、資機材は特殊な機材で高額であることから、選定や購入にあたっては、費用対効果を十分考慮し必要最小限のものに留める必要がある。	
消防本部 消防総務課	消防施設建設事業	・広大な面積を有する本市において、消防団は消防署だけでは不足する人命救助や初期消火などへの対応等非常に重要な役割を担っています。 ・地域防災の中核として活躍している消防団の拠点である消防団員用の建設を計画的に行います。 ・消防水利を効果的に配置するため、耐震性防火水槽建設、消火栓の設置、移転を行います。 ・消防本部・署、団器具庫等の維持管理、及び消防水利の維持管理を行います。	【目標】 ・H41年度までに、現在88か所での不足する人命救助や初期消火などへの対応等非常に重要な役割を担っています。 H28年度:88か所(実績) H29年度:87か所 H30年度:86か所 H41年度:85か所 【効果】 ・消防水利を効果的に配置するため、耐震性防火水槽建設、消火栓の設置、移転を行います。 ・消防本部・署、団器具庫等の維持管理、及び消防水利の維持管理を行います。	・消防力の強化を図るため、市有財産(施設)運用管理マスタープラン、消防施設設備整備計画により計画的な消防団員用の統廃合、消防水利の建設等を行います。	・器具庫用地造成工事 1か所(福岡分団第3部川西器具庫) 建設計画:H27年度用地購入、H28年度造成工事、H29年度建設工事 ・消火栓移転工事 4か所(庭川今洞、坂下相沢、福岡大堂、千旦林馬見岩) ・消火栓新設工事 4か所(加子母尾山、駒場、茄子川西通り、桃山) ・消火栓差込工事(山口105か所、坂本250か所) ・女性職員用施設整備(中消防署) ・女性専用待機室80㎡、2段ベッド、シャワールーム付き。 ・屋上防水工事(中消防署) ・ウレタン防水加工他工事施工面積 380.8㎡ 【効果】 ・地域の実情等を考慮して器具庫を統廃合するための造成工事を実施したことにより、H29年度に建設が完了し統廃合が図られます。 ・女性職員用施設を整備し女性職員が勤務できる態勢が整いました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・今年度器具庫建設予定地の造成が完了しH29年度建設に進むことができた。 ・女性職員用施設が完成したことにより、中消防署においては女性の交替制勤務も可能となる環境を整えることができた。 ・今後も整備計画に基づき、器具庫の統廃合、消防水利不足地域の防火水槽等を整備していく。 ・H28年度に女性職員用施設を建設したことにより、H28年度においては1名の女性職員を採用することができ、今後も女性職員の採用が可能となった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設整備については、高額な予算が必要となるため、より有利な補助金等の獲得など財源の確保に努める必要がある。 ・消防施設設備整備計画に基づく器具庫建設等による適正配置は効率的な運用と維持管理コストの削減に期待ができる事業であるため、廃止施設の処分による維持管理コストを削減し、施設整備については、費用対効果を十分考慮し必要最小限のものに留める必要がある。 ・予算・限られた予算でより効果的な事業を実施するには、施設等の状況等を踏まえた優先順位付けと、長期的な視点により、再配置施設が各々の現状に見合ったものになるよう費用対効果に留意した計画策定が必要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 防災安全課	生活安全対策事業	・安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、市民の身の安全に潜む犯罪の防止、危険の除去に取り組みます。	【目標】 ・地域安全ボランティア団体の後の育成 リーダー養成講座1回/年 ・青色防犯パトロールの推進及び実施 公用車18台、週に1度以上の実施継続 ・いじめによる重大事象発生ゼロの継続、いじめ対策部会、地域非行対策部会開催による 関係機関との連携、情報共有、事例研修会 各2回/年 ・特定空家等の除却戸数(年間3戸)、特定空家等の除却以外による是正戸数(年間7戸) ・相談を受けた空家等が活用された戸数(年間10戸)	・防犯対策のため、青色防犯パトロールや地域安全ボランティア団体の育成支援を行います。 ・街頭犯罪抑止、生活道路における歩行者の安全な通行のため、地域で新規設置した防犯灯に対して交付金を交付します。 ・空家等の対策のため、関係部局と連携して適正な措置(行政指導)を行います。	＜安全安心まちづくり事業＞ ・地域安全ボランティア団体の支援育成・青色防犯パトロールの推進及び実施(ボランティア団体:86団体・青色防犯パトロール:48回実施) ・自治会への防犯灯設置補助(新規137基、LED化185基) ・地域非行対策部会(7月、3月)・いじめ対策部会(10月、2月、3月)を開催 ・関係団体との情報共有、連携強化 ・身の回りの危険の除去事業 ・いじりはっつと報告による改善・危険箇所点検(交通安全関連83件交付うち実施済56件) ・生命を守る月間現地視察(H28年8月5日 3か所) ＜空家等対策事業＞ ・空家等対策AEDの維持管理(パッド7枚・バッテリー7個の更新) ・相談窓口設置・市空家対策計画策定・空家等対策協議会(5回開催) ・空家特措法に基づく特定空家認定(5件うち改善措置2件) ・空家等に対して訪問または文書送付による適正管理依頼件数27件のうち改善件数11件	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・防犯灯設置補助は予算ベース新規122基、LED化176基に対し、実績ベース新規137基、LED化185基と計画以上の補助ができた。 ・安全安心まちづくりリーダー養成講座を開催することができた。 ・空家等対策では協議会を5回開催し、市空家等対策計画を策定した。危険空家を3件を特定空家に認定し、計5件の行政指導ができた。うち2件は土地売却による除却の旨を見つけることができた。危険空家以外の適正管理ができていない空家については、所有者等を特定し、訪問または文書送付による適正管理依頼を行い、27件中11件の改善を図ることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・防犯灯の設置状況、地域安全ボランティア団体の育成の実績から、H28年度に引き続き、市民の防犯意識の啓発及び補助について効果が現れている。今後警察等関係機関及び市民との連携を強化し効果を継続すべくである。 ・空家対策については所有者のみならず周辺住民への影響が大きく、今後も増加することが想定されるため、制度の周知等特定空家にしないための取り組みを強化し、適切かつ効果的な対応を行っていく必要がある。
基盤整備部 建設課	交通安全施設設置事業	・児童生徒の通学時の安全確保のため、毎年、小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察及び、自治会等が参加する通学路合同点検を行います。	【目標】 ・通学路の緊急合同点検結果による要対策箇所の安全施設等の整備 115路線 ・通学路合同点検の実施 1回/年	・通学路合同点検の結果を受け ・通学路の危険箇所の除去、改良及び安全施設の補修、歩道の整備、側溝整備、防護柵設置、カー塗装等の安全対策を行います。	＜防災・安全社会資本整備交付金事業＞ ・東通～ニツ岩線通学路歩道設置工事 L=674.0m ・通学路明色化工事 32路線 カラー塗装 L=8,825m ・通学路柵設置工事 1路線 L=162.0m(一部緑越) ・松原寺～大西線歩道整備測量調査業務委託 L=90.0m ＜単独事業＞ ・交通安全対策(区画線)設置延長 L=14,895m 他交通安全施設等 3件	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・児童生徒の通学時の安全確保のため、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する通学路合同点検を行い、歩行者、児童に安全・安心な歩行空間の確保を図る。 ・今後も合同点検を行い、優先順位を付け整備をしていく必要がある。 ・事業を円滑に実施するため、交付金の獲得に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・歩道設置や通学路明色化工事により、通学する児童生徒の安全は確実に確保されていることは評価できる。 ・しかし、全市域の児童及び歩行者の安全な歩行空間が確保できたわけではない。今後も合同点検の結果を元に優先順位を付け計画的に実施していく必要がある。 ・社会資本総合整備交付金の交付額により全体事業量をコントロールし得るを得ないため、積極的な要望により国庫補助の獲得に努める必要がある。
生活環境部 環境政策課	環境管理事業	・中津川市環境基本条例に基づき、将来に向けて環境を善くしたまちづくりを推進します。 ・リニアでの開発や供用後のまちづくりを見据え、豊かな自然を守り、磨き、次世代に残していくために、希少動植物の調査や保護、外来生物の駆除、里山里山の保全などに取り組みます。また、そのための人材育成にも取り組みます。	【目標】 ・保育園・幼稚園や小学校において環境教育・学習を実施します。 H28年度:12園・15校 H29年度:13園・15校 H30年度:17園・17校	・市民と行政が協働し、自然共生地域づくりの推進に向けた各種事業に取り組みます。	＜自然共生地域づくり事業＞ ・自然環境団体等連絡会議の参加団体による、環境保全活動の推進、有識者による勉強会の実施 ・幼児向けの環境教育(4回)、小学生向けの河川環境学習の実施(2回)、指導者育成(1回) ・幼児環境教育 9園(330人参加) 河川環境学習 13校(480人参加) ・市向け講演会の開催(生物多様性講演会) ＜シニア等シニア等重要自生体保全事業＞ ・希少植物等(シテコソ等)の分布や現状調査と保護対策の検討、保全活動の実施 ・特定外来生物分布調査及び駆除事業 ・特定外来植物の駆除に向けた啓発、分布調査や地域行事での駆除活動の推進 ・外来植物駆除 82か所(3,420kg)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・幼稚園児・保育園児を対象とした環境教育の実施と小学生を対象とした河川環境学習の実施など、幅広い世代が連携、協働し将来の環境を守る人の育成が図られ、豊かな自然環境を保全し、安心して暮らせる地域づくりが進められた。(前年度比:3園、1校増) ・特定外来植物駆除活動について82か所、3,420kgの駆除を行い、環境保全に努めた。 ・幅広い世代が連携し、共同することで環境保全及び人材育成など安心して暮らせる地域づくりに資する実績が積み上げられたが、活動を支える指導者やスタッフの育成(高齢化など)が課題である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・環境保全の意識付け及び環境を害する特定外来種の駆除など、具体的な活動が行われていることが結果に現れている。 ・幼少期の体験から環境への意識付けを行う取り組みは効果的であると考えられ、実績も増加しているが、対象学年については拡大の余地がある。検討を求めるとともに、人材育成にも資すると考えられるため、市民周知にも取り組まれない。 ・自部門評価にもあるが、スタッフの高齢化という課題があったため、今後市民周知に取り組むなかでスタッフ育成を図り、事業を進める必要がある。
基盤整備部 建設課	河川改修事業	・防災力の強化のため、異常気象による、局所的豪雨に対応ができる河川と排水路の整備を行います。 ・自然環境と調和のとれた自然共生型の河川を整備することで住み良いまちづくりを行います。	【目標】 ・H27～28年度 河川排水能力調査(第1期) ・H29～30年度 河川整備計画策定(第1期)	・河川や基幹排水路を計画的に整備するため、河川整備計画を策定します。 ・異常豪雨による水害の発生を抑制する河川の整備をします。 ・水害に強く異常豪雨にも対応できる基幹排水路の整備をします。	・第2辻原川河川改修工事 L=35.7m(H29年度へ一部緑越) ・えびす町排水路改修工事 L=17.0m 他6か所 ・第2辻原川測量調査設計業務委託 L=290m 他1か所 ・中津川市河川整備計画策定業務委託 N=3か所 ・十兵衛川 L=2.0km、野田川 L=3.0km、辻原川 L=3.9km ・河川堆積土排土工事 N=13か所	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・異常気象による局地的豪雨に対応できる河川と排水路の整備、計画をすることで、人命災害に対して安全・安心が図れた。 ・今後も排水能力調査、計画、整備を進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・全国各地で局地的豪雨による災害が発生し、河川の氾濫に対する市民の危機意識が高まっている。 ・暮らしの安全を確保する観点からも重要な事業であることから、合理的な優先順位付けに基づいて排水能力調査を行い、その結果を元に計画的に改修を実施していくことが必要である。 ・河川改修に対するニーズは局地的豪雨が多発している近年高まりを見ているため、河川改修に対する補助金の要望など、財源の確保に取り組む必要がある。
水道部 下水道課	下水道整備事業(中津川処理区)	・木曾川上流域に位置する都市として、公共用水域への負担を軽減し、居住環境の向上を図るため、未整備地区の整備を計画的に進めます。	【目標】 ・全体計画区域:1,153ha ・事業計画区域面積:986ha ・整備済面積:780,29ha(H28年度末) ・全体計画面積整備率:67.7% ・事業計画区域面積整備率:79.1% ・全体計画期間:S49年度からH37年度	・中津川処理区の全体計画区域1,153haのうち、H28年度末現在の事業計画区域面積整備率は79.1%であり、未整備地区の下水道工事を計画的に推進します。	・下水道管渠整備 延長 L=1,002m(青木、小向井、子野、西山、大久後工区)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・今後は限られた地区での工事となるため、工程管理を整理し有効に進める必要がある。 ・合併処理浄化槽と合わせた水質化を進めていく(ただし、青木、斧戸線の整備については例外である)。 ・当該処理区の水質化率は85%と高く、引き続き個別訪問を等による水質化促進でさらなる向上が期待される。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・水質化率については高い水準にあるが、さらなる向上を図る余地があるため、積極的な取り組みを進める必要がある。 ・社会資本総合整備交付金の配分率で事業費が増減する可能性があるため、坂本処理区との整備が優先順位を付け事業量の調整を行う必要がある。 ・合併処理浄化槽設置率が高いなどの要因により接続意向が低調なエリアについては、工事を先送りするなど費用対効果を重視した整備を行うことが重要である。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
水道部 下水道課	下水道整備事業(坂本処理区)	・木曾川上流域に位置する都市として、公共用水域への負担を軽減し、居住環境の向上を図るため、未整備地区の整備を計画的に進めます。 ・リニアのまちづくり計画に基づきインフラ整備(下水道整備)を進めます。	・全体計画区域:282ha ・事業計画区域面積:253ha ・整備面積:99.95ha(H28年度末) ・全体計画面積整備率:35.4% ・事業計画区域面積整備率:39.5% ・全体計画期間:H19年度からH37年度 【目標】・公衆衛生の向上を目指し、整備可能な地区の整備を推進します。(深沢、千旦林地区ほか) 【効果】・自然環境及び公共用水域の水質保全、生活環境の向上が図られます。	・坂本処理区の全体計画区域282haのうち、H28年度末現在の整備率は39.5%であり、未整備地区の下水道工事を計画的に推進します。	・下水道管渠整備 延長 L=3,920m(深沢、新町、中洗井、堤下、千旦林工区他) ・測量設計業務 6か所(旭、堤下、深沢、上諏訪他) 【効果】 ・整備面積 99.95ha(H28年度末) 全体計画面積整備率 35.4% ・河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域の水質汚濁の防止を図りました。 ・生活排水やトイレの水洗化により、快適で衛生的な居住環境が向上しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・幹線の整備やリニア中央新幹線や幹線道路の整備に合わせた効率的な整備が必要である。 ・今後はH29年3月に都市計画決定したリニア駅周辺区域整備区域の整備を中心に進め、地区によっては中津川処理区同様、合併処理浄化槽と合わせた水洗化を進めていく。 ・供用開始から6年目で、水洗化率が53%と低調であるが、引き続き個別訪問等による水洗化促進で工場が期待される。 ・中核工業団地や新たな企業誘致により企業等を取り込むことにより経営健全化を図る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・目標の事業計画面積整備率に対して実績が下回っているため、リニア開業に向けて、今後高めていく必要がある。 ・中津川処理区と比べ優先順位は高く、社会資本整備総合交付金の配分次第で事業費が増減する可能性があるが、優先順位を上げ事業量の調整を行う必要がある。 ・合併処理浄化槽設置率が高いなどの要因により、接続意向の低調なエリアについては、工事を先送りするなど費用対効果を重視した整備を行うことが重要である。
水道部 下水道課	終末処理事業(公共)	・中津川処理区及び坂本処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・中津川処理区及び坂本処理区終末処理場を、年間を通し適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう中津川処理区、坂本処理区の終末処理場の維持管理を行います。	<中津川処理区> ・維持管理及び修繕 中津川浄化センター№3汚泥脱水機修繕 他10件 汚泥運搬、処理委託 1,922t/年 処理水量 8,647m <sup>3</sup> /日平均 12,885m <sup>3</sup> /日最大 <坂本処理区> ・維持管理及び修繕 坂本浄化センターポンプ設備修繕 他1件 汚泥運搬、処理委託 153t/年 処理水量 738m <sup>3</sup> /日平均 1,304m <sup>3</sup> /日最大 【効果】 ・公共下水道終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公共下水道2処理区(中津川処理区・坂本処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていくうえで、欠かすことのできない事業である。 ・汚泥処分方法について、埋立処分・資源化・市環境センターでの焼却処分のほか、瑞浪でも肥料化処分を開始し、運搬費を含む処理費用を削減した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・汚泥処理方法について、環境センターでの焼却処分以外にも効率的な処理方法を実施し、経費削減を図って評価できる。 ・施設維持管理についても手法を精査するなどし、見直すことで経費削減を図る必要がある。
水道部 下水道課	汚水処理施設共同整備事業	・汚泥乾燥施設を建設し、下水道汚泥と衛生センター汚泥を自区内処理することで処理費を軽減していきます。	【目標】 ・下水道汚泥と尿、浄化槽汚泥の乾燥施設を集約・共有化することで、建設費・維持管理費を抑え、作業の効率化を図ります。 【効果】 ・全区域汚泥量の自区内処理が行えます。	・下水道汚泥と尿、浄化槽汚泥を効率よく処分するための検討を行います。	・新衛生センター及び汚泥処理対策特別委員会開催(H29年2月14日) 【効果】 ・新衛生センター及び汚泥処理対策特別委員会で、汚泥処理施設は最新技術を調査し、検討するよう要望されました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H28年度は「新衛生センター及び汚泥処理対策特別委員会」に下水道汚泥の減量化に関する調査・研究の成果を紹介し、理解を得ることができた。 ・今後は、先進技術を調査し、中津川市に合った有効な処理方法を検討する。 ・H32年度まで方針決定する予定である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・目標に対して具体的な方策が示されておらず、検討を重ねる段階であるため、汚泥処理対策を効率よく行う方法について早期に方針を決定する必要がある。 ・処理技術の進歩を踏まえた汚泥発生量の精査等により、ランニングコストも含めできるだけ小規模で経費のかからない手段を検討すべきである。
水道部 下水道課	下水道施設長寿命化対策事業	・老朽化が進んでいる処理場の機械・電気設備が耐用年数を超えており、施設の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化に対して更新費用を平準化することで財政負担を分散します。 ・ストックマネジメントにより既存施設の改築更新と機能アップを図り、ライフサイクルコストの低減を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施し計画を策定し、施設の老朽化に対して更新費用を平準化することで財政負担を分散します。 ・H27～H28 中津川市浄化センター汚泥処理設備の機械・電気設備工事 ・H29～H30 中津川市浄化センター管理棟内の耐震補強と空調設備の更新、水処理設備の機械・電気設備工事 【効果】 ・計画的に改築更新を行うことで、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・浄化センター(S63年度建築)の老朽化に伴い、機能を維持するための設備更新や建物改修工事をH30年度までに行います。	・長寿命化計画による改築更新 汚泥処理施設再構築(汚泥濃縮タンク、汚泥受槽設備、汚泥返流水槽設備) 電気設備工事(汚泥処理運転操作設備、汚泥処理計装設備、監視制御設備) 【効果】 ・計画どおり改築更新を実施し、安定した施設の運用が可能になりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・既存施設を有効に利用するため、改築更新は必要不可欠である。 ・下水道法改正により変更になった下水道ストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)を策定し、交付金を活用し効率的に改築更新を進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・浄化センターに限らず他の施設も含め機械設備の故障が多く、維持補修の経費が嵩む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていくことが重要である。 ・長寿命化計画に基づいた計画的な改修は評価できる。長期的な視点で工法などをさらに精査しながら更新にかかる費用の圧縮が求められる。
水道部 下水道課	農業集落排水施設長寿命化対策事業	・農業集落排水施設は経年劣化により処理場やマンホールポンプ等施設の老朽化が進み、施設の維持管理費に多額の費用を要しているため、長寿命化計画により計画的に改修を行い、施設の延命を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率のよいストックマネジメントを実施します。 ・H28:加子母地区実施設計、加子母北部・中部処理場の機能強化事業 ・H29:加子母北部・中部の機能強化事業 ・H30:川上、田瀬の機能診断、加子母南部の機能強化事業 【効果】 ・計画的に機能強化事業を行うことで、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	・施設の計画的な改修を行うため、農業集落排水の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進めます。	・加子母(北部・中部)処理場の機能強化事業(処理槽と機械電気設備の改築更新) 【効果】 ・計画的に機能強化事業を行う事で、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・既存施設を有効に利用するため、改築更新は必要不可欠である。 ・交付金を活用し効率的に改築更新を進めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が嵩む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めるとともに、修繕工事についても計画的に行う必要がある。 ・施設の老朽化により依然として処理が困難であり、修繕が必要である。
水道部 下水道課	終末処理事業(農業)	・農業9処理区の終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	【目標】 ・農業9処理区終末処理場を、年間を通し適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、農業9処理区の終末処理場の維持管理を行います。	・農業9処理区の終末処理場の維持管理及び修繕 農業排水処理施設機械設備修繕工事 他31件 汚泥運搬 (6処理区 合計 1,804m <sup>3</sup> /年) コンポスト(5処理区 合計 35t/年) 処理水量 坂本北部処理区 530m <sup>3</sup> /日平均 阿木処理区 221m <sup>3</sup> /日平均 川上処理区 213m <sup>3</sup> /日平均 加子母北部処理区 283m <sup>3</sup> /日平均 加子母中部処理区 268m <sup>3</sup> /日平均 加子母南部処理区 336m <sup>3</sup> /日平均 田瀬処理区 175m <sup>3</sup> /日平均 高山処理区 133m <sup>3</sup> /日平均 蛭川処理区 151m <sup>3</sup> /日平均 【効果】 ・農業集落排水終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農業9処理区(坂本北部、阿木、川上、加子母北・中・南部、田瀬、高山、蛭川処理区)を水質保全のため適切に維持管理をしていくうえで、欠かすことのできない事業である。 ・コンポスト装置が設置してある処理場では、設備の老朽化により依然として処理が困難であり、修繕が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が嵩む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めるとともに、修繕工事についても計画的に行う必要がある。 ・施設維持管理については手法を精査するなどし、見直すことが必要である。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
水道部 下水道課	特環下水道施設長寿命化対策事業	・各下水道施設は供用開始から年月が経過し、老朽化が進んでいる処理場をはじめとする施設の効率的な改築更新を行います。 ・特環7処理区からの放流水質を確保し、河川環境の保全を図ります。	【目標】 ・長寿命化計画を策定し、効率の高いストックマネジメントを実施します。 ・H29年度 効率的な汚泥脱水設備設置に関する調査、実施設計、事業計画変更申請 ・H30～H31年度 長寿命化調査・計画策定(福岡クリーンセンター) ・実施設計 【効果】 ・計画的に改築更新を行うことで、費用の平準化を図り効率的な維持管理が可能となります。	施設の計画的な改修を行うため、特環下水道の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進めます。	・マンホールポンプ緊急通報装置更新工事 蛭川地区 12か所 【効果】 ・マンホールポンプにとって、緊急通報は管理上最も重要な設備であり、速やかな通報より故障などの緊急対応を確実に図りました。 ・マンホールポンプからの流出事故防止ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・既存施設を有効に利用するため、改築更新は必要不可欠である。 ・下水道法改正により変更になった下水道ストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)を策定し、交付金を活用し効率的に改築更新を進めている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が嵩む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めていることが重要である。 ・施設改修が一時期に集中しないよう計画に基づき計画的な改修に努める必要があり、長期的な視点で工法などをさらに精査しながら更新にかかる費用の圧縮が求められる。
水道部 下水道課	終末処理事業(特環)	・特環7処理区終末処理場の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・特環7処理区終末処理場を、年間を通し適切な設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、特環7処理区終末処理場の維持管理を行います。	・特環7処理区終末処理場の維持管理及び修繕 汚泥脱水乾燥車年次点検整備 他35件 ・汚泥運搬、処理委託7処理区合計 1,062t/年 処理水量 落合処理区 689m <sup>3</sup> /日平均 苗木処理区 1,246m <sup>3</sup> /日平均 まごめ処理区 164m <sup>3</sup> /日平均 坂下処理区 1,160m <sup>3</sup> /日平均 付知処理区 1,579m <sup>3</sup> /日平均 福岡処理区 757m <sup>3</sup> /日平均 蛭川処理区 662m <sup>3</sup> /日平均 【効果】 ・特定環境保全下水道終末処理施設の正常な稼働を保つとともに設備の延命を図り、公共用水域の水質保全ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・特環下水道7処理区(落合・苗木・まごめ・坂下・付知・福岡・蛭川処理区)を水質保全のための適切に維持管理をしていくうえで、欠かすことのできない事業である。 ・汚泥処分について、H27年度途中に開始した埋渣での肥料化処分を継続・拡大し、運搬費を含む処理費用を削減した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・汚泥処理方法について効率的な処理方法を実施し、経費削減を図っており評価できる。 ・機械設備の故障が多く発生し維持補修の経費が嵩む状況にあることから、計画的に設備更新等の対策を進めるとともに、修繕工事についても計画的に行う必要がある。 ・施設維持管理については手法を精査するなどし、見直す必要がある。
水道部 下水道課	個別排水処理事業	・個別排水処理施設の適切な維持管理を行い、自然環境及び公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ります。	【目標】 ・対象となる合併処理浄化槽を、年間を通し適切に設備稼働します。 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境の向上が図られます。	・利用者が安心して快適に利用できるよう、個別排水処理施設整備事業(福岡・川上・加子母地区)で設置した合併処理浄化槽の維持管理を行います。	・合併浄化槽の料金徴収及び施設維持管理(77基) 浄化槽の撤去・処分 川上地区 1か所 【効果】 ・自然環境及び公共用水域の水質保全・生活環境が適切に保たれました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒C有効でない 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直し	・対象となる77戸の合併浄化槽を年間を通し適切に維持管理することができた。今後は一部廃止を含め、更新時期について検討していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・維持管理については計画どおり適切に行われているが、更新については方針を示す必要があり、一部廃止を含めた慎重な判断が求められる。 ・個別排水処理事業会計自体の存続についても、法適化に合わせて見直す必要がある。
生活環境部 環境政策課	地球温暖化対策推進事業	・地球温暖化防止対策やエネルギー問題に対して、市としても積極的に関与し、二酸化炭素の排出が少なく、資源を循環させ持続可能な地域づくりを構築するための取り組みを推進します。	【目標】 ・住宅用太陽光発電装置に対し補助を行います。(H28年度末累計1,001件)H12年度～H30年度までに累計1,800件以上の設置を行います。 ・新・ベレットストープに対して補助を行います。(H28年度末累計24件)H28年度～H30年度までに累計60件以上の設置を行います。 【効果】 ・自然エネルギーのさらなる活用を図り、低炭素社会が実現します。 ・環境にやさしいライフスタイルが実現します。	・自然エネルギーの活用を推進するため、家庭用太陽光発電等設置にかかる費用の一部を補助します。 ・新・ベレットストープ設置にかかる補助及び地域資源を有効活用するため、木質バイオマス活用に向けた研究を行います。 ・小水力発電の推進を図るため、新たな発電施設候補地のリストアップと調査を行います。	・住宅用太陽光発電システム補助 94件 設置費用の5%(上限10万円)の補助 ※ただし、市外業者が設置の場合は2.5%(上限5万円)の補助 新・ベレットストープ補助 24件 設置費用の1/3(上限10万円)の補助 【効果】 ・住宅用太陽光発電システム設置及び新・ベレットストープ設置に対する補助を行うことで、市民の自然エネルギー活用推進が図られました。 住宅用太陽光発電システムによるCO2削減量: 291t/年 新・ベレットストープによるCO2削減量: 88t/年	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民一人ひとりが省エネルギーの意識を持ち、実行していくことが必要であり、住宅用太陽光発電システム及び新・ベレットストープの設置を補助することで住宅設備や機器等の省エネルギーを推進した。 ・概ね予定通りの件数に対し、住宅用太陽光発電システム及び新・ベレットストープの設置補助を行い、市民の自然エネルギー活用推進が図られた。 ・住宅用太陽光発電システム設置補助94件(前年比4件増) ・新・ベレットストープ設置補助24件(H28年度より助成開始)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・住宅用太陽光発電システムについては、環境保全の面だけでなく災害時にも大きなメリットがあることから、引き続き設置の促進に努める必要がある。新築住宅を中心に設置ニーズも安定していることから現状維持で対応するのが妥当である。補助金申請の状況からも省エネルギー意識付けの効果が現れていると考えられる。 ・省エネルギー関連機器の設置補助は意識付けにつながる取り組みであると考えられるため、今後も補助に限らず事業の推進を図りたい。
農林部 農林整備課	小水力発電事業	・農業用水で小水力発電を行うことにより二酸化炭素排出削減を図ります。 ・売電収入を活用し、土地改良施設の維持管理につなげます。	【目標】 ・年間712tの二酸化炭素排出削減 (=1,538,163kwh×0.000579(H26代替値採用)×0.8(年偏差)) 【効果】 ・土地改良施設の効果的な維持管理に活用しながら、農林整備により排出される二酸化炭素の排出が図られます。	・用水を活用した小水力発電所を運営することで二酸化炭素排出削減を図りながら、売電収入を活用し土地改良施設の維持管理を図ります。	＜小水力発電施設の維持管理＞ ・施設管理委託、小水力発電所電気設備保守管理委託等 ＜小水力発電施設建設基金＞ ・小水力発電施設の更新に活用します。 ＜土地改良施設建設改良基金＞ ・後年度の土地改良施設の更新及び改良に活用します。 ＜市内の土地改良施設修繕工事＞ ・土地改良施設の更新及び改良をします。 加子母清流発電所頭首工管理道路舗装工事等 全63件 【効果】 ・小水力発電を適切に運営することにより、798t(H28年度)の二酸化炭素排出削減を図りながら売電益を活用し、土地改良施設の維持管理をすすめました。 (1,379,170kwh(H28年度発電量)×0.000579 = 798t、売電収入: 43,195,599円)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農業用水を活用した小水力発電施設の適切な維持運営により発生する売電収益を土地改良施設の維持管理に活用しながら、二酸化炭素排出削減を図ることができた。今後も現状維持で適切に運営していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・小水力発電は従来の火力発電などに比べ二酸化炭素の排出量を削減できる効果があり、また売電量も多量に安定した収益が得られることから、事業の有効性、効率性については一定の評価ができる。 ・農業用水から生み出された収入であるので農業(土地改良施設)に還元されるのは当然であるが、その具体的な使途については検討の余地があり、事業の予算は売電収入で賄うのが望ましい。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境部 衛生センター	し尿収集処理事業	・市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき安定的な処理を行い、放流先河川の良好な水質を維持し、最適な生活環境の保全に努めます。	【目標】 ・老朽化した施設の計画的な安定処理と維持管理の費用削減に努めます。 ・施設から発生する処理水(放流水)の水質を下記の規制値以下とします。 BOD(※1):20mg/ℓ、COD(※2):30mg/ℓ、SS(※3):25mg/ℓ 【効果】 ・2か所の処理施設で計画的に処理を行い、老朽化した中津川衛生センターの維持管理費用を削減します。 ・快適な生活環境の保全、河川や海域の水質を向上させます。	・市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理します。	し尿収集業務 し尿収集量 8,812kℓ(内、1,325kℓは恵北で処理) 汚泥処理業務 し尿汚泥 7,487kℓ 浄化槽汚泥等 5,894kℓ 脱水汚泥処理業務 サマーリサイクル(東京都) 334t 石灰肥料(福井県) 202t 施設維持管理業務 水中攪拌機修理 フロワー及破砕機修理 投入シャッター取替修理 【効果】 ・全収集量の25%を恵北衛生センターで処理し、計画的な安定処理が実施できました。 ・処理水を規制値以下で管理できました。 BOD:0.5mg/ℓ、COD:5.4mg/ℓ、SS:1.1mg/ℓ	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法律に基づき、し尿汚泥及び浄化槽汚泥を安全で安心できる処理を行い、発生した汚泥はリサイクルするなど、生活環境の保全に努めた。 ・施設の老朽化が進み多額の維持管理を要しているため、新衛生センターの早期完成を推進する。 【効果】 ・建設用地の造成工事は予定通り完成し、橋梁設置工事もH29年10月末で完成した。 ・施設建設工事はH29年11月に入札を予定し、H31年11月の完成予定に向け計画通り事業を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・し尿汚泥及び浄化槽汚泥の安定的な処理は放流先河川の良好な水質の維持、生活環境保全に資するという観点から引き続き適正な処理、管理を行うべきものである。 ・衛生センター及び恵北衛生センターにて計画的に処理運用を行い、新衛生センターの完成までの間安定稼働に努める。
生活環境部 衛生センター	新衛生センター建設事業	・S42年に供用開始した中津川衛生センターは、施設の老朽化が進み維持管理等に多額の費用を要しています。 ・市内に2つある衛生センターを1つに統合して、維持管理、汚泥処理を円滑に行いランニングコストの削減を図ることができ施設を建設します。	【目標】 ・H31年11月末の完成に向け、H29年度より計画的な施設建設を進めます。 ・市内に2つある衛生センターを1つに統合して、維持管理、汚泥処理を円滑に行いランニングコストの削減を図ることができ施設を建設します。 H31年度予測処理量 し尿:5,555kℓ/年 浄化槽汚泥等:15,200kℓ/年 2か所の施設の統合によりランニングコストが削減できます。 H27年度実績:27,676千円 →H31年度以降予測:180,000千円	・一般廃棄物処理基本計画に基づき安定的稼働で自然環境に優しい施設の建設を行います。	・発注支援業務委託 ・技術支援業務委託 ・造成工事(約400㎡) ・橋梁工事(橋台2基) 【効果】 ・H31年度完成に向け一部業務委託に遅れが発生したが、造成工事・橋梁工事は計画どおり実施できました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・建設用地の造成工事は予定通り完成し、橋梁設置工事もH29年10月末で完成した。 ・施設建設工事はH29年11月に入札を予定し、H31年11月の完成予定に向け計画通り事業を進める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・H31年度の工事完了、供用開始に向け事業を進めているが、計画の遅れが生じている部分もある。適切な対応し、着実に事業を進めたい。 ・外部評価の指摘事項にもあるように、衛生センターの建設については建設地周辺住民の理解により進められるものであり、着実に事業を進めながら受益者である市民全体への周知も行っていく必要がある。
生活環境部 環境センター	ごみ収集事業	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。	【目標】 ・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行うことにより、市民の衛生的な生活環境の保全を図ることができま。	・市民から排出される一般廃棄物の収集・運搬を安全かつ適正に行います。	・直営収集車両の車検・修繕 13台分 ・ごみ収集委託地区 可燃ごみ 中津西・中津南・苗木・坂本の一部・落合・阿木・神坂地区 燃えごみ 水曜日収集地区 衣類・布類 市役所・総合事務所・地域事務所・リサイクルセンター 指定ごみ収集袋作成 15,550箱 【効果】 ・一般廃棄物の収集運搬を安全かつ迅速・適正に行える体制を構築することにより、市民の衛生的な生活環境の保全を図ることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・一般廃棄物の収集運搬を安全かつ迅速・適正に行える体制を構築し、維持することができ、市民の衛生的な生活環境の保全を図ることができた。 ・H29年度より実施したごみ処理手数料有料化により、制度について広く市民に認知させる必要がある。収集業務に影響がないよう対策を講じ、円滑に業務を推進できるよう取り組む。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域状況に応じた収集体制を継続してきたことは評価できる。今後も適正な管理体制を構築し、事業内容を継続する。 ・H29年度より実施したごみ処理手数料有料化により、制度について広く市民に認知させる必要がある。収集業務に影響がないよう対策を講じ、円滑に業務を推進できるよう取り組む。
生活環境部 環境センター	ごみ処理事業	・一般廃棄物の焼却処理や埋立処分を安定的かつ適正に行うため、焼却施設等について7年間(H24→H30年度)の長期包括運営管理業務委託を締結するなど、ごみの定量的な処理と、施設の安全で安定した稼働に努めます。	【目標】 ・長期包括運営管理業務委託を締結し、焼却施設等について7年間(H24→H30年度)の長期包括運営管理業務委託を締結するなど、ごみの定量的な処理と、施設の安全で安定した稼働に努めます。 【効果】 ・単年度契約に比べ年平均10%程度の経費削減が見込まれます。	・ごみの焼却処理ならびに埋立処分を安定的かつ適正に行います。	・ごみ受入量 26,791t(燃えごみ 22,194t 燃えないごみ 885t 大型ごみ 3,195t 下水道汚泥 517t) ・ごみ焼却量 24,655t(運転日数:1号炉 268日 2号炉 281日) ・最終処分場埋立量 2,415t(スラグ 474t 不燃物 991t 固化物 950t) ・スラグリサイクル量 285t(売払い量 299t) 【効果】 ・長期包括運営管理業務委託により経費削減を図りながら、ごみ処理施設として安全かつ安定的な稼働を継続することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	長期包括運営管理業務委託により経費削減を図りながら、ごみ処理施設として安全かつ安定的な稼働を継続することができた。 H30年度をもって契約期間が満了となるが、施設の安定稼働を念頭に、長寿命化総合計画の策定などを見据えながら再度の継続を視野に入れた業務期間を行っている。 H29年4月1日より、ごみ処理手数料制度を導入したことによって、将来へ向けてのごみ減量と、ごみ処理費用の財源確保ができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ごみ処理については現状維持で事業を進めていくが、今後の処理対応については、長期包括運営管理業務委託がH30年度で終了することを鑑み、維持管理費の圧縮に引き続き取り組む必要がある。 ・長寿命化総合計画の策定については財政と稼働状況、施設の老朽化への対応など総合的な視点でもって慎重に対応する必要がある。 ・H29年度よりごみ処理手数料の制度を導入、施行によりごみ処理量の減少および手数料の増収が見込まれているところである。安定稼働を推進するとともに制度の周知及びごみ処理量の減にも取り組む。
生活環境部 環境センター	資源化対策事業	・燃えるごみの減量化のため、資源となるごみのリサイクルを推進します。	【目標】 ・資源となるごみを正しく分別し、リサイクルすることにより循環型社会の実現を目指します。 資源化目標 H29年度 21.5%、H30年度 21.5% 【効果】 ・リサイクルの推進を行うことにより、燃えるごみが減量され焼却施設への負担軽減と、市民のリサイクルへの意識向上を図ることができま。	・資源物の選別及び処理を適正に行います。	・ペットボトルの減容、空缶の圧縮、空瓶の破砕処理 資源ごみ処理実績 缶類 123t ビン類 577t ペットボトル 134t 牛乳パック 2,24t トレイ等 1,91t 計 838.15t ・雑紙、衣類・布類収集実績 雑紙 3.41t 衣類・布類 36t 計 39.41t ・刈草、剪定枝等堆肥化実績 6月:43t、9月:37t 合計80t 【効果】 ・資源物の収集、選別及び処理を適正に行い、リサイクルの推進を図ることができました。 ・H28年度リサイクル率 16.9%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	資源物の収集、選別及び処理を適正に行い、H28年度においては16.9%のリサイクル率で資源化を図ることができた。さらなるリサイクルの推進を図るべく努めていく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・リサイクル推進については、環境政策課が担当する「ごみ減量化・資源化推進事業」で実施しており、本事業はリサイクル処理そのものの業務であるが、処理の結果によりリサイクルの意識を高める効果も考えられる。 ・引き続きごみ減量関連の事業と連携してリサイクルの周知に取り組みなどの方策を打ち出していく必要がある。
生活環境部 環境施設建設推進室	斎場維持管理事業	・斎場は、市民生活と深いかわりを持ち、地域社会に密着した極めて公共性の高い施設であり、市民に安心と安らぎを提供できるよう適切な管理運営を行います。	【目標】 ・斎場の適切な管理運営を行います。 ・市民に安心と安らぎを提供することができます。	・火葬炉等の保守管理及び修繕を行います。 ・火葬業務を円滑に遂行するための管理運営を行います。 ・廃止した火葬場の解体を行います。	・火葬業務の実施(1,021件) ・火葬炉修繕 1か所 ・火葬炉耐火物修繕 1か所 ・火葬パーナー等の点検整備 6台 ・棺台修繕 ・蛭川火葬場の解体 【効果】 ・火葬を適切に実施することで、市民に安心と安らぎを提供することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・既存の火葬場施設の適切な管理運営により、利用者に支障なく運営した。 (H28年度火葬件数 1,021件) ・火葬を適切に実施することで、市民に安心と安らぎを提供することができた。 ・新斎場を建設するまでの間、中津川・坂下・付知の火葬場の維持管理及び修繕に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・新斎場の建設に向け既存施設の安定的な運用を行う必要がある。適切な管理体制、整備を行うことで利用者に支障なく運営できたことは評価できる。 ・老朽化により設備のメンテナンス経費が嵩むことが想定されるが、新斎場建設を見据えつつ、必要に応じての修繕を行い適切な管理運営を引き続き求める。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の実績内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
生活環境建設推進室	市有基地整備管理事業	・高齢化社会の到来、核家族化、新規転入による基地需要に對して、長期的に對応できるように既存基地の修繕、再整備・拡張を行い、市民の基地利用に支障をきたさないようにします。	【目標】 ・長期的に對応可能な基地施設を整備します。 【効果】 ・住民ニーズに基づき、基地を提供することができます。 ・基地の環境を整備することで、基地使用者及び周辺住民の安全と利便性が確保されます。	・住民ニーズに對して基地整備を行うとともに、市有基地の適正管理を行います。	・坂本辻原基地整備 全体計画 118区画(既存区画との合計 272区画) 整備区画 66区画 ・市有基地内の石垣、通路修繕、支障木伐採等 10件 ・地元管理組合が行う環境整備に對する原材料資材支給 5件	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・坂本地区の要望に對してH28年度までに坂本辻原基地拡張整備した。 整備区画 66区画 使用申請 5区画(H29.10.現在) ・広範なかつがわ及び坂本の地域版広報誌へ年に数回掲載して周知を図る。 ・市民の基地に對する意識調査を実施する。 ・必要があれば、募集要件の緩和も検討する。 ・既存基地の清掃委託や修繕整備を行い、基地利用に支障をきたさないようにした。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直	【外部評価対象事業】 ・基地の拡張整備について、分譲後の利用者数について課題が多量に受けられる。外部評価にもあるように、今後分譲の対応に對して方針を打ち出し、造成した基地の適正利用を推進する必要がある。また、高齢化社会の到来、核家族化、新規転入者の基地需要に對するべきではあるが、実情に見合った供給に努めるべきであり、実情に見合った供給に努めるべきである。 ・既存の基地についても、基地使用者及び周辺住民の安全性・利便性の確保を継続する。
商工観光部工業振興課	工業振興事業	・本市の製造業をはじめとする工業分野は、地域産業と雇用の中核的な役割を担っています。 ・雇用の場の確保と地元企業の活力向上を図るため、地元既存企業が安定した事業の継続と事業規模拡大を遂げるための支援を行います。	【目標】 ・地元企業の活力が向上し、働く場の確保により市内での就労人口を増やします。 ・市内企業の異業種交流への企業活力向上を図るため、地元既存企業が安定した事業の継続と事業規模拡大を遂げるための支援を行います。 【効果】 ・企業活力の向上により雇用の安定と地域活力の向上が図られます。	・企業ニーズを的確に把握するため、企業訪問による情報収集を行います。 ・中小企業内の安定した事業継続を支援する施策を整えます。 ・域外の企業展示会等の出展支援を行い、ビジネスマッチングを促進します。	・企業訪問の実施 181社(H27年度:160社) ・異業種交流の促進 メッセ東京で2018年の出展 6社 成約件数 14件 ・中核工業団地の安定した事業継続 ・技術研修等派遣助成金 ・交付対象者 73社 507人 ・勤労者技能検定手数料助成金 交付対象者 36人 ・産業振興交付金 商工会議所ホール管理費 ・企業立地土地借上料(付知地内)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本市の産業の中心的役割を担う工業分野への支援は、雇用の場の確保と地域活力の向上につながることを期待する。 ・H27年度比で企業訪問件数が21件増加しており、より多くの情報収集と実態把握により施策へ結び付けることができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・工業は本市の基幹産業であり、これを支援することは地域活力の向上に有効である。 ・企業訪問は前年度実績を上げており、他の取り組みも含め、こうした活動が全て成果につながるものではないため、引き続き地道であっても継続的な取り組みが求められる。 ・アンテナを高く張り企業ニーズの把握に努め、支援のあり方や効果的な手法について常に見直し続けることが必要である。
商工観光部商業振興課	商業振興事業	・商業活性化及び地域活性化に取組む各種団体を支援します。 ・中小企業、特に小規模企業は総論として事業を行っており、継続して支援します。 ・リニア開業を見据え、その効果を活かすための活性化施策を支援します。 ・商業を活性化し、市経済の活性化、活発なまちづくりに結びつけます。	【目標】 ・中小企業・小規模企業振興条例に基づき、中小企業者の振興を総合的に推進します。 【効果】 ・商工会議所、北商工会、金融機関、学校など関係者が連携することで、産業振興への意識を高めます。 ・商工団体が実施する企業・継承セミナーを支援し、事業の持続的発展、空き店舗数の増加抑制を図ります。 空き店舗数 H30年度 7件以内(H27年6月現在 7件)	・商工会議所、北商工会支援を通じた、個店強化の促進を図ります。 ・中小企業の円滑な事業遂行への金融支援を行います。	＜商業団体等育成事業＞ ・各種団体への補助金 ・中津川商工会議所・中津川北商工会 ・中小企業支援対策事業 ・中小企業小口融資制度 預託原資額 160,000,000円 ・中小企業小口融資 信用保証料補助金 34件 ・中小企業小口融資 利子補助給金 34件 ・小規模事業者経営改善資金融資制度 51件 ・創業に関する資金融資制度 17件	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市経済の活性化を推進するうえで、中小規模事業者への支援は有効かつ必要である。より一層効果的に発展につながる支援が出来るように、商工会議所、北商工会及び金融機関と連携し、カービズの監視も図っていく必要がある。 ・設備投資や運転資金などに適切な融資を行い、その経営を支援することにより、地域経済の安定と継続的な発展につながる事ができている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・団体への支援は既得権とならないよう毎年、事業内容に応じて見直しが必要である。 ・中小企業は経営基盤が強いが、きめ細やかな支援が求められることから、商工会議所、商工企業と十分協議して事業を進めることが重要である。 ・小口融資制度は中小企業と適切に融資することにより、今後も継続して中小企業が発展するよう努める。
商工観光部商業振興課	中心市街地活性化推進事業	・岐阜県の東の玄関口として、リニア開業の2027年以降も現在の中心市街地を本市の集約中心として、個店強化や集約イベント等の支援を行います。 ・利便性の向上や歴史資源との結びつきなど、中津川市中心市街地活性化まちづくり構想に沿った整備を検討し、中心市街地の求心力向上を図ります。	【目標】 ・中心市街地を面的にとらえ、エリアを見据えた中心市街地まちづくり構想に沿った事業を推進します。 ・中心市街地歩行者数の増加 H28年度実績:4,457人/日 H29年度・H30年度目標:4,777人/日 【効果】 ・計画に沿って事業を推進し、商店街の歩行者数を増加させることにより、まちのぎわいが向上します。	・まちの顔である中心市街地のぎわいを取り戻し、市全体の活性化につながるため、集約イベントや個店強化に対する取り組みを支援します。 ・新都市ビル跡地の活用を含めた中心市街地の課題を整理し、計画的に活性化事業を推進する計画、中心市街地活性化基本計画を策定するとともに、事業実施の担い手となるまちづくり組織を設立します。	＜集約イベントの支援事業＞ ・六斎市や春・秋の中山道まつり、音楽のまちづくり事業などの商店街活性化イベントへの支援 ・中心市街地にぎわい創出イベント開催等支援事業(中津川商店街連盟) (2回) ・音楽のまちづくり推進事業(中津川市) (11回) ・中心市街地活性化基本計画 ・中心市街地活性化協議会運営事業 ・中心市街地活性化検討業務 ・中津川市中心市街地活性化協議会運営事業 ・中心市街地活性化専門人材活用事業	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・商店街や大型商業施設、公共施設等が密集するまちの顔である中心市街地を元来なかつがわで次世代まで維持させるため、官民一体となる対策が求められる。 ・計画の中核である新都市ビル跡地開発の方向性を固めていくことが望まれる。 ・商店街や商工会議所と連携したまちなかイベントの開催により、東街街確保に効果をおげている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自部門評価のとおり、中心市街地の活性化は官民一体の取り組みが不可欠であり、行政主導の取り組みには限界がある。 ・新都市ビル跡地開発の方向性については民意を反映し、まちで受け入れられる活用方法になるよう、取り組んでいく必要がある。 ・六斎市などのイベントの実施により、まちなかのぎわいを創出していることは評価できる。今後も持続的に活性化させるために、創意工夫を凝らしたイベントが形骸化しないように取り組んでいく必要がある。
商工観光部商業振興課	にぎわいプラザ運営事業	・市民等が安心して安全に利用できるコミュニティ活動等の場を提供します。 ・利便性の高い中心市街地の公共施設として、活性化に寄与します。	【目標】 ・利用者の意見を聞いて、ニーズにあった施設整備、運営を行います。 利用率 H30年度 35%(H28年度実績 32.5%) ※利用率=使用件数 5,605件/(開館日 359日×貸部屋数 16室×時間帯 3種類) 【効果】 ・利用率向上により、市民等のコミュニティ活動が活性化されます。	・利便性、安全性の向上などにより、利用向上を図ります。 ・コミュニティオフィスなど、中心市街地への波及を見据えた活動の場を提供し、入居団体との協働により、中心市街地活性化を推進します。	・入居団体による事業者への協力。 ・施設修繕による、利用環境の改善。 ・にぎわいプラザ関連工事 ・にぎわいプラザ南面外壁修繕工事 ・にぎわいプラザ階段修繕工事 ・にぎわいプラザ外洋式化工事 ・防犯カメラ増設工事 ・送風機の設置による空調環境の改善 ・冷暖房機復旧工事 ・利用者数 年間利用者数 305,288人 年間プラザ利用料金 3,152,800円	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・利用者のニーズをもとに利便性、安全性を向上させたことにより、貸館に加え、学生を始めとするフリスポートの利用者が近年に増加傾向にある。さらなる施設の活用を目指し、貸しスペースの機能拡充を図りたい。 ・老朽化による維持・修繕に要する経費が増加しており、施設の統廃合、代替施設の建設を視野に今後の検討する必要がある。 ・多くの学生が利用することから学生を対象とした施策と運動した活用ができてきたと良い。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・駅前という立地もあり、広く市民に活用されている。 ・今後も継続することが求められるが、現在の施設に拘る必要はない。利用状況・潜在的なニーズを検証し、求められる「機能」を継続して提供していく方法を総合的に検討する必要がある。 ・学生の利用については、学生が利用することにより得られる効果を確認し、たまり場ではなく、学力の向上であったり、地元愛の醸成の場であるなど、プラスアルファの価値を見出す取り組みを検討する必要がある。
商工観光部商業振興課	特産品振興事業	・本市の豊かな自然や歴史、文化などの特徴を活かして生産又は加工された産品を、市内外に向け情報発信することで、市民の特産品への愛着を育て、商品価値の向上や販路拡大等商業の活性化につなげます。 ・リニア開業による首都圏とのつながり、人物の交流が盛んになることを見据え、魅力ある特産品をPRすることで、本市の知名度向上を図ります。 ・市内事業者の連携強化と販売技術の習得により、民間のチカラを活用した特産品振興を進めます。	【目標】 ・商品の価値を高めるため商品表示等の講習会開催 1回/年 ・生産者と事業者とのマッチングで、市民の特産品への愛着を育て、商品価値の向上や販路拡大等商業の活性化につなげます。 ・首都圏における特産品のPR 1回/年 【効果】 ・潜在している市産品の掘り起しと、市産品の販路が拡大できます。	・本市への集客・商業の活性化を図るため、県や近隣市町村、その地団体と連携しながら特産品生産者及び販売者の育成・特産品の販路拡大等の支援を行います。 ・リニア開業を見据え、中京圏及び首都圏で中津川をPRするため、物販及び情報発信を進めます。 ・市内事業者の自発的運営に向けた支援を行います。	・大手スーパー等でのテストマーケティング 「中津川フェスタ」(多治見市)(10/6～10/10 5日間) 参加店舗 16社 取扱商品 119品目 売上額 約1,850千円 「中津川・下呂フェア」(名古屋市)(11/12～11/13 2日間) 参加店舗 18社 取扱商品 150品目 売上額 約1,790千円 ふるさと祭り東京への出展 (1/7～1/15 9日間 入場者数 約40万人) ・リニアのホームタウン中津川・特産品のPR ・道の駅や大手スーパーとの商談会や合同見本市への参加を支援しました。 ・キッチンカーによる食の特産品の振興 利用回数 年間 19回(29日)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・大手小売店で行っているフェアにより、PRや商品改良に向けたテストマーケティングの機会を事業者にも与えている。 ・また、大手小売店と市内事業者との結びつき強化に役立っている。 ・市内事業者単独での事業展開や販売力強化に向けた支援が必要である。 ・キッチンカーの利用は月～2回で、特に市外での利用が少ない。 ・キッチンカー利用者アンケート調査を実施し、不満が多かった調理メニュー拡充や物販のみでの利用などの要見直しを進めている。 ・キッチンカーの認知度や使われない理由などについての調査を実施し、改善を図ってきたい。 ・道の駅や大手スーパー駐車場での利用を検討してきたい。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・中津川ブランドを外部に発信していくために事業者と一体的にPRや商品改良に取り組むことは評価できる。 ・自部門評価でもできるように、市内事業者が独り立ちしなければ事業効果は十分ではない。 ・事業者に対する支援を行うとともに、支援した事業者から他の事業者へ波及するように組み立てを行うことで、より一層の効果が得られるよう努める。 ・キッチンカー利用者アンケート調査を実施し、不満が多かった調理メニュー拡充や物販のみでの利用などの要見直しを進めている。 ・キッチンカーの認知度や使われない理由などについての調査を実施し、改善を図ってきたい。 ・道の駅や大手スーパー駐車場での利用を検討してきたい。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 商業振興課	駐車場事業	・中心市街地を訪れる買い物客や観光客等の利便性を向上させるため、駅前市営駐車場及び駅前広場市営駐車場を適切に管理、運営し、利用を促進します。	【目標】 ・利用台数の増加 H28年度(実績)242,761台 H29年度247,000台 H30年度250,000台 【効果】 ・道路交通を円滑化します。 ・中心市街地来街者及び公共交通機関利用者の利便性が向上します。	・駅前市営駐車場及び駅前広場市営駐車場を指定管理により、効率的かつ適切に管理、運営します。	【市営駐車場運営の指定管理委託】 ・中津川駅前市営駐車場(一般用30台・身障者用3台・月極40台)入庫から2時間無料、その後30分100円 ・中津川駅前広場市営駐車場(一般用17台・身障者用1台)入庫から30分無料、その後30分100円 ※共に料金については規定あり 市営駐車場放送設備取付工事 年間駐車場利用料金 22,026,190円 駅前市営駐車場 年間利用台数 130,989台 駅前広場市営駐車場 年間利用台数 111,772台 【効果】 合計利用台数は242,761台で、公共交通機関利用者や中心市街地来街者など、多くの方に利用されています。(利用台数H27年度比:99.49%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市街地を訪れる方に広く利用されているが、施設が老朽化しており、今後あり方や改修時期は、民間譲渡も含めて検討していく必要がある。 ・車で訪れる商店街の利用者や中心市街地のイベントの参加者が安心して利用できる駐車場施設として運営することにより、商業地のにぎわいの維持と発展の基盤として必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒C効率でない 総合評価⇒C縮小/見直	・車で商店街を訪れる利用者に対して、駐車場を適切に管理しサービスを提供できている。 ・黒字経営を維持できることから、来るべき大規模改修や解体に備えて、決算剰余金については適切に積み立てておく必要がある。 ・利用状況から当該駐車場は民間経営が十分可能な施設であると思われる。 ・今後の方向性については自部門評価でもよろしく民間譲渡を含め、検討を行うべきである。
農林部 農業振興課	農地・担い手対策事業	・農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足、農地の荒廃が問題となる中、地域の中心となる経営体(個人・法人・集落営農組織)の育成・確保や、経営体への農地集積に必要な取り組みを支援します。また、新規就農者の育成・確保のための支援を進めます。	【目標】 ・各年度、集落営農の重点指導地区を設定し、地域単位で集落営農組織の強化・法人化支援を進めます。 ・集落営農組織数(法人) H29年度1経営体 H30年度1経営体 ・新規就農者数 H29年度2人 H30年度3人 【効果】 ・集落営農組織の強化を図り、効率的な営農体制の整備、農地の集積化につなげます。 ・新規就農者の確保にため、夏秋トマト産地の維持拡大につなげます。	・個人、法人、集落営農組織の経営安定化を図るため、地域農業の担い手に対し支援します。また、農地の集積化を推進することにより、生産性の高い農業経営体となるよう支援を行います。	・国の若年就農給付金事業を活用し、新規就農(経営開始)後5年間、給付金を交付(交付対象者13名) ・新規就農希望者向けのトマト研修施設の整備に対し支援を実施(市内2か所 施設面積約25a) ・農業用機械購入(8経営体)、畦畔管理省力化(3経営体)への補助支援を実施 ・集落営農組織の組織強化等への支援を実施(坂下地区) ・機構集積協力金の交付(下野地区32.4ha、阿木地区4.7ha) 【効果】 ・新規就農者の支援については、関係機関(県、JA)と連携し、就農相談から就農定着までのサポートを実施した結果、3名の新規就農者の確保につながりました。 ・農地の集積化については、対象地区への説明会を継続的に行った結果、2地区を中心に37.1haの集積につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・新規就農者の支援については、関係機関(県、JA)と連携し、就農相談から就農定着までのサポートを実施した結果、3名の新規就農者の確保につながりました。 ・農地の集積化については、対象地区への説明会を継続的に行った結果、2地区を中心に37.1haの集積につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・本事業の目的は弱者救済ではなく自立化への支援であることから、やる気のある農業者によりインセンティブが働く仕組みが必要であるが、国県による制度設計のための裁量は限定的である。このため新たな政策の情報収集と周知を行い、関係機関と連携しながら潜在的なやる気ある農業者の発掘と働きかけを行っていく必要がある。 ・新規就農者への支援については、5年後、10年後がどうなっているか検証が必要である。 ・集落営農組織の法人化への支援については、関係機関と連携し、農地集積や耕作放棄地の解消につなげる必要がある。
農林部 有害鳥獣対策室	鳥獣害対策推進事業	・鳥獣被害の発生しない、安全・安心に耕作が行える環境整備を行います。 ・中津川市鳥獣害防止総合対策協議会と連携し、国の交付金事業を活用して侵入防止柵資材の導入を行い、農作物被害の軽減を図ります。	【目標】 ・鳥獣を農地に入れない対策として侵入防止柵等の設置を支援し、農作物の被害額を低減します。 (H28年度被害額実績10,410千円 H30年度目標10,000千円) ・鳥獣被害対策実施隊員が有害鳥獣捕獲活動を実施するための支援を行います。 【効果】 ・侵入防止柵設置の支援により、農作物被害が低減し、生産性が向上します。 ・有害鳥獣の個体数を減らすことで、農作物への被害が低減します。	・鳥獣による被害を軽減するため、侵入防止柵等の設置に要する資材費に対して補助を行います。 ・鳥獣被害対策実施隊員の育成・支援を行います。	・鳥獣被害防止施設設置事業(市単補助) 侵入防止柵を設置した場合の事業費の1/3以内で上限2万円 市内対象者 84戸 25,056円 ・鳥獣被害対策実施隊への報酬額:10,000円/人 150名 【効果】 ・中津川市鳥獣害防止総合対策協議会に対する国の交付金及び県の補助金を活用した資材提供も合わせ、各地域から要望のあった侵入防止柵等を設置することができ、農作物の被害低減につながりました。 ・各地域の鳥獣被害対策実施隊による積極的な捕獲協力により、農作物の被害低減につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・農作物の被害面積及び被害額は、H27年度が12,883千円、H28年度が10,410千円であり、被害金額が減っており、被害拡大の防止につながっている。 ・侵入防止柵の設置は、国と県の事業を活用して集落単位で大規模に設置しているが、この事業の対象とならない個人単位(小規模農地等)についても被害軽減対策は必要である。また、侵入防止柵の設置だけでは、農作物への被害軽減につながらないため、鳥獣被害対策実施隊(猟友会)の捕獲協力は必要不可欠である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・鳥獣害は農作物そのものの被害に加え農業者への精神面へのダメージも大きく、要望が強い事業であり、今後被害軽減対策は継続していく必要がある。 ・農作物の被害額がH27年度と比べ減少しており、継続的な対策が着実に効果として表れているのではないかと。 ・防止柵を単に設置するだけでは根本的な解決にならないことから、鳥獣害防止対策と有害鳥獣駆除の連携をさらに強化し、捕獲策の強化を合わせて行う必要がある。
農林部 農林整備課	多面的機能支払推進事業	・過疎化、高齢化、混住化等が進行し共同活動が困難になってきている地域に、農用地、水路、農道等の地域資源が適切に維持されるよう地域の共同活動を支援することで、農地の保全を図ります。	【目標】 ・多面的機能70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・国、県の交付金制度を活用し支援することで、農地の多面的機能が維持されるとともに、中津川市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・多面的機能支払交付金は、活動組織が活動する範囲の農振農用地の面積に応じて交付し、組織の活動に係る日常、機械経費、資材、修繕等に幅広く利用されます。	・取組団体 45組織(H28年度末) ・取組面積 1,344ha(田1,267ha 畑77ha) ・農地維持支払交付金:3,000円/10a、畑:2,000円/10a ・資源向上支払交付金(共同活動)田:1,800円/10a、畑:1,080円/10a ・資源向上支払交付金(施設の高寿命化のための活動)田:4,400円/10a、畑:2,000円/10a 36組織、田:1,076ha、畑:63ha 【効果】 ・多面的機能支払交付金を交付したことにより、荒廃農地はH28年度 64ha(H27年度66ha)(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)となり、荒廃農地の増加を抑制することができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・交付金は組織による活動に幅広く活用され、農地維持や共同活動の活性化に図られた。 ・国県の制度を活用し4分の1の市の負担で農業地域組織に直接交付できるよい仕組みであるが、事務手続きが煩雑なため事務体制の改善が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・国県の制度に基づく交付金によって共同活動を支援することにより荒廃農地の抑制につながっている。交付金が有効活用されるよう指導していく必要がある。 ・事務手続きが煩雑となるのは国県による制度設計のため致し方ない部分があるが、活動組織の負担が軽減されるよう国県に対して改善を要望していく必要がある。
農林部 農業振興課	農産物ブランド化推進事業	・農産物のブランド化による生産意欲の向上と、さらなるイメージアップを図るため、安心して農業が行えるよう農業者団体に対して支援を行います。	【目標】 ・夏秋トマト、夏秋なす、果の地域特産物 栽培面積の維持拡大 栽培面積 H27年度実績:夏秋トマト14.2ha、夏秋なす1.6ha、栗53ha H30年度目標:夏秋トマト15.2ha、夏秋なす1.6ha、栗64ha 【効果】 ・ミネラル野菜として、果産地としての本市のさらなるイメージアップにつなげます。 ・販売額の拡大はもとより、生産者の意欲向上・所得向上につなげます。	・ミネラル野菜(夏秋トマト・夏秋なす)の生産拡大やブランド化への取り組みに対して支援を行います。 ・間ノ根観光光園を通じて、果産地のPRを行います。	・ミネラル野菜のブランド化確立のために必要な肥料の施肥や土壌改良を行うための精密土壌診断に対し支援を実施(市内4生産組合) ・H28年秋に開園した「間ノ根観光光園」の施設整備等を実施。 (敷地面積:6.7ha、20品種、1,451本) 【効果】 ・ミネラル野菜(夏秋トマト・夏秋なす)のブランド化の確立により、中津川市のさらなるイメージアップにつながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・産地作物のPRやブランド化の確立に向けた事業実施により、産地としてのイメージアップにつながり効果的であった。 ・夏秋トマト・なすの4生産組合の販売額実績はH28年度は18,615千円であった。(対前年度比62,548千円増)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・販売額実績が昨年度と比べ伸びており、事業の成果として表れていることは評価できる。 ・ミネラル野菜のブランド化は、意欲のある生産者の存在によって進展している。販売額も伸びており、引き続き意欲ある生産者の支援を継続する必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
農林部 農業振興課	地産地消推進事業	・「地産地消」を推進することで地元産農産物の消費拡大につなげます。 ・今後、生産農家が自主的に販売につながるよう販路の拡大、PR等の支援を行います。	【目標】 ・六畜市での出店やファーマーズマーケットの定期開催、その他各種イベントへの支援を行い、地元産農産物をPRし、地産地消の推進を図ります。(4月～12月の年9回開催) 【効果】 ・地元産農産物の直売による地産地消、地域農産物の消費拡大につながります。 ・生産農家が自主的な販路拡大につなげていけるよう支援します。	・地産地消を推進するため、地元産の農産物が継続的に供給できるように、耕作面積の拡大や新たな栽培方法や技術の導入を推進するとともに、地元産農産物の利用拡大に向けたPRを行います。	・六畜市、ファーマーズマーケットでの中心市街地における農産物販売の実施(4月～12月の年9回開催) ・生産者団体の農産物販路拡大に向けた取り組みに対して支援を実施(12団体) ・学校給食での地産地消の推進に対して支援を実施(対象 市内小中学校 31校) ・卸売市場整備計画に係る調査業務を実施(調査期間 7月～3月) 【効果】 ・六畜市、ファーマーズマーケットの定期開催による地元産農産物のPR、地域農産物の消費拡大につながりました。 ・生産者団体等に対し、市内外のイベントへの参加支援を行うことにより、販路拡大につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・六畜市やファーマーズマーケットでの直売、出店支援といった地元産農産物の消費拡大や販売促進に向けた取り組みを継続実施し、地元産農産物のPRや販路拡大につながる取り組みを行った。引き続き、4月～12月の定期開催等を支援していくことが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市内直売イベントの支援を行うことで地元産農産物の消費拡大を推進し、生産者の生産意欲の向上につながる効果が期待される。また、地元農産物、地域の関心が深まるという効果も期待される。 ・生産農家が自主的な販売につながるよう仕組みづくりが必要である。
農林部 農林整備課	土地改良整備事業	・農業振興のために、公共性、緊急性の高い土地改良施設の整備、維持管理をします。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・土地改良施設の維持補修、工事を行うことで、本市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・農業振興のため、公共性、緊急性の高い土地改良施設(農道、農業用水路・農業排水路・ため池など)の整備、維持管理を図ります。	<県単独事業> ・ため池防災支援事業 ため池調査点検(中津川市内)90か所 <市単独事業> ・農道舗装 3か所 >補修・原材料支給、重機使用料 >土地改良維持補修、用排水路・農道補修等 147か所 【効果】 ・土地改良整備等の結果により、荒廃農地はH28 64ha(H27 66ha)(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	土地改良施設の老朽化が進む中、土地改良施設の維持補修及び管理を行い長寿命化を行うことで、担い手の水路等のメンテナンス作業の手間が軽減され、荒廃農地の増加が抑制された。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・限られた財源の中で多くの箇所の機能保全ができたことは施設更新時期の延伸の観点から有効である。 ・土地改良施設の老朽化が進むなかで他のインフラ施設同様、今後の全面的な更新は困難であるため、長期的な視点をもって、施設ごとの更新・長寿命化・廃止等の検討が必要である。
農林部 農林整備課	土地改良事業(県営)	・農業振興のために必要な大規模土地改良整備を県営事業で行います。	【目標】 ・荒廃農地70ha以下(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) 【効果】 ・大規模な土地改良整備事業を行うことで、中津川市の荒廃農地増加の抑制が図られます。	・農業振興のために必要な県営土地改良整備事業に対する市の負担分を支出します。	<県営かんがい排水事業> ・西山地区 管路補修工事 <県営特別対策ため池整備事業> ・中津川1期(新溜、旧溜設計)、中津川2期(上之平2号工事、広恵寺工事)、二軒屋工事 ・中津川東部地区(落合・神坂) 農道工事、用水路改良工事、測量設計等 ・阿木地区(阿木) ほ場整備工事、用水路改良工事、測量設計等 ・阿木北部地区(飯沼・川上) 排水路改良工事、測量設計等 ・加子母地区(加子母) 用水路改良、農道舗装等 <遊休農地発生促進整備事業> ・八布施地区(指園) ほ場整備工事、測量設計等 <県営農道施設強化対策事業> ・落合地区(夜明け大橋) 橋梁耐震補強工事 【効果】 ・県営土地改良整備等の結果により、荒廃農地はH28 64ha(H27 66ha)(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	土地改良施設の老朽化が進む中、県との調整により県営事業で大規模整備することで、担い手の作業負担の軽減、大型機械等の導入による作業の効率が高まった。また、農地の集約を行うことで、荒廃農地の増加が抑制された。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・県予算により市は一部を負担することで実施される事業であることから、市にとっては有効な事業である。 ・県が主体で実施する事業であるため、市の裁量に限定されるが、より効果的な整備が促進されるよう、現状把握とさらなる県との連携強化に努める必要がある。
農業委員会	農業委員会事業	・農地法等関係法令に基づき、農地の権利移動や転用申請に対し、適正な審査と農業委員会運営を行います。 ・農地利用の最適化を図ります。 ・農地に対する相談対応や情報提供を行い、農業の発展を図ります。	【目標】 ・農地法等関係法令に基づき農地の適正な権利調整による農地管理を行います。 ・耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、農業の発展を目指します。 【効果】 ・農地が適正に管理されると共に農地の有効利用が図られ、農業の発展につながります。	・農地の権利移動や転用申請に対し、適正な審査、審議と農業委員会運営を行います。 ・農地利用の最適化を図るため、担い手への農地利用の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進を図ります。 ・農地に対する相談対応や情報提供を行います。	・農業委員会の開催 毎月 ・農業施設に関する市長等への意見書の提出を実施 ・権利移動及び転用申請(農地法第3・4・5条等)の審査 636件 1,532,100.29㎡ ・荒廃農地の発生及び解消状況に関する調査 623筆 681,010㎡ ・農地利用状況調査及び調査結果に基づき所有者に対しての意向確認調査 7筆 5,481㎡ ・農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例等の制定及び改正 ・農地に対する相談業務 随時受付 【効果】 ・農地権利移動等の適正な審査及び委員会審議により、農地の適正管理を図りました。 ・農地中間管理事業、荒廃農地調査等により、農地利用の最適化を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて設置されており、農地法等の法令業務として必要な事業である。 ・農地利用状況調査を実施し、遊休農地の把握を行い、利用意向調査により遊休農地の解消に努めている。 ・中山間地域においては、圃場条件が悪いため受け手がいないことや、高齢化、労働力不足により農業経営が困難になる農家の増加が見込まれ、農業の担い手が少ない状況のなかで、農地利用最適化につなげていくのは大きな課題である。 H29年度に農業委員会の改選が行われ、農業委員に加え、農地利用最適化推進委員が新たに任命されることから、農地利用最適化をどのように取り組んでいくのか検討していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・法令等に基づく業務をきっちり執行するものであるが、その他事業と同様、効率的な執行については常に留意する必要がある。 ・遊休農地の意向調査の結果が、利用に向けて担い手へ誘導されるよう関係機関との連携や情報共有をさらに強化していく必要がある。
農林部 有害鳥獣対策室	有害鳥獣駆除事業	・有害鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害が深刻になっており、有害鳥獣の生息数を適正水準に管理し、被害を低減するため、有害鳥獣の捕獲を実施します。 ・持続的な有害鳥獣捕獲活動実施のため、鳥獣被害対策実施隊員を育成します。	【目標】 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて鳥獣の個体数管理を行います。 ・持続的な有害鳥獣捕獲活動実施のため、鳥獣被害対策実施隊員の支援と育成を行います。 【効果】 ・有害鳥獣を捕獲することで、農林水産業への被害低減につながります。 ・鳥獣被害対策実施隊員を育成することで、捕獲数の増加と継続的な捕獲活動につながります。	・捕獲された鳥獣の種類及び数に応じて、捕獲謝礼金を支払います。 ・捕獲活動を支援するため、活動費、ハンター保険料、事故防止研修会の費用を補助します。 ・捕獲数の増加と継続的な捕獲活動実施のため、鳥獣被害対策実施隊員を育成し後継者の確保を図ります。	・有害鳥獣捕獲報償費(H28 1月1日～12月31日分) インシシ 768頭、ニホンジカ69頭、ニホンザル31頭 他 報酬単価 インシシ、ニホンジカ H27:10,000円 → H28:14,000円 ツシブクダマ H27:10,000円 → H28:20,000円 ・鳥獣被害対策実施隊員補助金 活動費、ハンター保険料、事故防止研修会費用の補助 ・鳥獣被害対策実施隊員育成事業 4人 【効果】 ・鳥獣被害対策実施隊員の活動を支援することで、捕獲数の増加につながりました。 新たに4人の捕獲隊員の確保ができ、隊員の増加に寄りました。 インシシ H27:727頭 → H28:768頭(41頭増) ニホンジカ H27:57頭 → H28:69頭(12頭増) ニホンザル H27:32頭 → H28:31頭(1頭減)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・有害鳥獣の捕獲を実施することで生活環境、農林水産業及び生態系への被害低減につながっている。 また、後継者育成により持続的な有害鳥獣捕獲活動につなげている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・鳥獣被害は農作物そのものの被害に加え農業者への精神面へのダメージも大きく、要望が強い事業であり、今後も強化していく必要がある。 ・有害鳥獣による被害低減のためには鳥獣の個体数調整が最も有効な対応策であり、取り組みを継続するために捕獲隊員の確保が重要である。 ・鳥獣害防止対策と有害鳥獣駆除の連携をさらに強化する必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の実績内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
農林部 林業振興課	地域木材需要拡大事業	・木材価格の低迷が続いており、地域産材の需要拡大を図るため、産直住宅や公共施設などにおける地域産材の利用を推進します。	【目標】 ・産直住宅建築棟数 H29年度: 43棟 (H30年度: 51棟) 【効果】 ・産直住宅の推進等による地域産材の利活用は、森林整備につながるだけでなく、製材業、建築業、木工業など木材に関連した産業の活性化につながります。 ・環境にやさしい資源を利用することは低炭素社会への貢献にもつながります。	・東濃産に代表される地域産材の利用拡大を図るため、県産材で建てられる産直住宅の建設や普及活動の支援などを行います。 ・地域産材の利用促進と地場産業である木材産業の振興を図るため、市内で伐採された木材の製材に対する市内製材所への補助を行います。	・市内産直住宅組合による産直住宅建設への支援 46棟 ・普及活動への支援(ぎふの家づくり推進事業)4組合へ支援 ・産直住宅展示場及びみどりの健康住宅の維持管理 ・産直住宅団体への活動支援 ・市内産材の製材量に応じた市内製材所への補助 824㎡ ・高山市との連携事業 東濃産と飛騨の杉の家づくり支援事業(新) 39件認定、10件支払 【効果】 ・産直住宅の推進等により地域産材の利活用を推進することで、地域の森林の整備とともに、製材業、建築業、木工業など木材に関連した産業の活性化に寄与しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・地域産材を活用した産直住宅の建築により、森林整備の促進と地域産材の活性化、低炭素社会への貢献につながっている。 ・新事業が選落しているため今後の利用拡大に努める(H28 標50件→実績39件) 【効果】 ・産直住宅の推進等により地域産材の利活用を推進することで、地域の森林の整備とともに、製材業、建築業、木工業など木材に関連した産業の活性化に寄与しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・産直住宅の推進等による効果の裾野は広く有効性は認められる。ただし、産直住宅の補助は対象者が限られるため、別的手法による地域産材の利活用も模索する必要がある。 ・新事業の東濃産と飛騨の杉の家づくり支援事業については、高山市との連携をさらに強化する必要がある。
農林部 林業振興課	林業振興事業	・間伐や作業道の開設など効率的に森林整備を行うため、民有林の森林経営計画の作成を支援します。 ・旧慣に基づいて市民に貸し付けしている市有山林は、地上権者の高齢化や世代交代により森林境界が不明確になっているため、境界を明確にし、間伐等の森林整備を促進します。	【目標】 ・市貸付山林境界明確化面積 H29年度: 60ha (H30年度: 50ha) ・森林経営計画作成面積 H29年度: 220ha (H30年度: 200ha) 【効果】 ・市貸付山林の境界を明確化することで、今後の森林整備の推進につながります。 ・森林経営計画作成により、間伐面積が増加します。	・森林組合が行う民有林の森林経営計画の作成を支援します。 ・市貸付山林の森林境界を確定します。	・森林組合が行う森林経営計画の作成への支援 200ha ・市貸付山林の森林境界明確化 60ha 【効果】 ・森林経営計画の作成支援や市貸付山林の森林境界明確化の実施により、今後の森林整備の推進につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・境界が不明確なことにより森林整備が進まない市の市有山林の境界を明確にすることにより今後の森林整備の推進につながる。 ・所有者が自ら森林に入り境界を確認することにより森林に目を向ける機会をつくり、地元住民による森林整備への発展につなげている。(H27年度: 52ha⇒H28年度: 60ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市貸付山林の森林境界明確化は、時を置けばますます困難になるため、毎年確実な進捗が必要である。 ・境界が明確化された森林が、今後どれくらい森林整備されるか検証が必要である。また、間伐等の整備が進むよう働きかけを行う必要がある。
農林部 林業振興課	市有林整備事業	・市有林における適切な森林整備と、木材資源の有効活用を図るため、利用間伐を実施します。 ・森林整備と木材搬出を効率的に実施するため、路網の整備を行います。 ・木材搬出の困難な森林についても、森林の健全性を保つため、切捨て間伐を実施します。	【目標】 ・市有林における森林整備 H29年度: 間伐面積90ha、搬出材積2,950㎥ (H30年度: 間伐面積120ha、搬出材積5,000㎥、路網整備2,000㎥) 【効果】 ・市有林を適切に管理・整備することにより、森林の健全性が確保できます。 ・路網の整備により、低コストで効率的な森林整備と木材搬出が可能になります。 ・利用間伐で木材を搬出することにより、木材資源の有効活用につながります。	・木材資源の有効活用を図るため、市有林における適切な森林整備を進めます。	<森林環境保全直接支援事業 生産性強化搬出間伐> ・利用間伐 84.23ha <森林林・環境税事業> ・切捨て間伐 41.03ha <路網整備> ・林業専用道 992m、森林作業道 3,249m <地域の市有林整備> ・川上夕森間伐 0.29ha ・庭川きのこ山整備 作業道草刈 2路線890m、林道路舗修委託1路線 【効果】 ・民有林の見本となるよう間伐を推進することができました。また、東濃産の産地として、木材資源を産出し流通させることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・木材資源の有効活用と森林の持つ公益的機能の高度発揮のための市有林の森林整備は必要である。 ・補助配分や材価により事業量は変動するので極端な増減傾向にあるわけではない。(森林環境保全直接支援事業による利用間伐数H27年度: 103.26ha ⇒H28年度: 109.26ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・森林保全と林業振興の二つの側面があり、森林所有者として継続的に取り組む事業である。 ・森林環境保全直接支援事業による利用間伐面積の増加は木材資源の有効活用や森林保全の好循環につながるため評価できる。
農林部 農林整備課	林道整備事業	・林業従事者減少や高齢化のなか、次の担い手が意欲ある林業を継続できる環境を整えるため、林道の改良整備・舗装整備・維持管理をします。	【目標】 ・民有林間伐面積 200ha/年 【効果】 ・林道の整備・維持補修を図ることで森林整備の推進が図られます。	・林業経営の効率化及び森林整備の推進を図るため、林道の整備・維持管理をします。	<公共林道事業> ・林道 木曾越林道線(加子母) 開設工事 L=70.0m(未成)(H27継続) ・林道 木曾越林道線(加子母) 開設工事 L=74.5m(未成) <県単林道事業> ・林道 大谷霧ヶ原線(神坂) 改良工事 L=14m <市単林道事業> ・林道 新茶屋線改良工事 L=83m 【効果】 ・林道整備等の結果により、民有林間伐面積が 217ha(H28年)となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・林業従事者の減少や高齢化が進む中、林道の改良整備、舗装整備や維持管理を行い、担い手の作業効率を高めることで、利用間伐の区域が増えた。(H27年度236ha⇒H28年度217haを実施)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・林道整備により利用間伐の区域が増加し、森林整備が促進するため有効な事業である。 ・舗装整備については、後年度の更新費用が発生することから、利用状況に応じて最低限に留めるべきである。 ・局所的なゲリラ豪雨による災害が多発しているが、林道の路面洗掘や法面崩壊の復旧費用も高まっているため、そうした点も考慮した改良整備等が必要である。
農林部 林業振興課	森林整備促進事業	・本市の面積の8割が森林であり、水源涵養や山地災害防止など森林の持つ多くの役割の維持増進を図るため、間伐等の森林整備を推進します。 ・豊富な森林資源のなかでシノキ・スギ等の人工林が6割を占めており、森林整備を促進し、地域の木材資源の有効活用を推進します。	【目標】 ・私有林における森林整備 H29年度: 間伐面積200ha、間伐材搬出材積10,000㎥ (H30年度: 間伐面積350ha、間伐材搬出材積14,000㎥) 【効果】 ・森林整備の促進と間伐材の利活用拡大につながります。 ・間伐等を促進し森林の多様な役割の維持増進を図ることは、水源の確保や災害の防止へつながります。	・木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行います。 ・良質な木材生産と森林の持つ多くの役割の維持増進のため、切捨て間伐に対する補助を行います。 ・森林経営計画が策定できない森林の整備と木材搬出のため、作業路整備の支援を行います。 ・地域住民が主体的に行う山保活動に対する支援を行います。	・間伐材の搬出補助(1,000円/㎡) 10,471㎡ ・小径木搬出補助(2,000円/㎡) 1,084㎡ ・利用間伐補助(1,28ha)、作業道開設補助(352.7m) ・木の駅プロジェクト事業搬出補助 73t 【効果】 ・利用間伐木搬出に対する補助の実施により、地域の木材資源の積極的な循環利用と林業の活性化につながりました。 ・間伐等を促進することは、地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進へつながります。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・森林の健全性の維持と地域の木材資源の積極的な循環利用及び利活用を図り、林業の活性化に貢献している。 ・補助配分や材価により事業量は変動するので極端な増減傾向にあるわけではない。(間伐材搬出補助H27年度: 12,925㎡⇒H28年度: 10,471㎡)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・採算の合わない間伐材の搬出に補助を行うことで、森林整備や地域の木材資源の積極的な循環利用と林業の活性化に貢献している。 ・市場のほとんどが森林である当市にとって、森林の健全な維持は根幹的な責務であり、引き続き計画的に実施していくべき事業である。
農林部 農業振興課	畜産振興対策事業	・県内産飛騨牛の優良な繁殖雌牛の確保や乳用後継牛の確保、担い手の育成を図ることにより、飛騨牛の生産基盤の確立及び、乳用牛の生産性効率の向上につなげます。	【目標】 ・飛騨牛優良繁殖雌牛の確保 10頭/年 ・効率的乳用後継牛の確保 15頭/年 【効果】 ・優良な雌牛を確保することにより、飛騨牛の生産基盤を確立します。 ・乳用後継牛を確保することにより、生産性効率の向上につながります。	・生産基盤を確立して飛騨牛等の畜産振興を図ります。 ・畜産振興会主催の共進会に対し支援 ・優良繁殖雌牛・効率的乳用後継牛の確保対策に対し補助します。	・中津川市畜産振興会、東美濃肉牛生産組合による共進会の開催(年2回) ・飛騨牛優良雌牛保留対策: 8頭×234,000円 ・効率的乳用後継牛確保対策支援: 5頭×30,000円 【効果】 ・年2回の共進会は、東美濃管内の優良な黒毛和牛の選定と、各農家の生産技術の向上、優良生産者への表彰を行うことにより、各農家の士気を高めることにつながりました。 ・飛騨牛優良雌牛保留対策は、優良な岐阜県産飛騨牛を残すことにより、さらなる飛騨牛が持つブランド力の向上につながりました。 ・効率的乳用後継牛確保対策支援は、酪農家が、雌雄別別液を交配もしくは雌雄別別受精を移植した乳用妊産牛の導入、自家保留することにより、生産性の効率向上につながりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・優良繁殖雌牛保留と導入については、県補助の割当減により10頭から8頭の減となる。今後、繁殖農家からの子牛が減少するなか市独自の支援対策も必要である。 ・地域と中改良組合の強化、飼育の成果を確認する場としての共進会の開催は生産基盤の強化となり、各農家の士気向上へつながった。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・飛騨牛は地域の貴重なブランドであり、高齢化に伴う後継者不足、飼料価格や子牛価格の高騰により、畜産経営における収益性が悪化し、廃業する農家が増えている現状を食い止め、安定経営を図るため継続して支援していく必要がある。 ・畜産に対する助成は少く、支援の継続は必要であるが、新規市単の助成は慎重に行うべきであり、内容については効果の検証が必要である。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 工業振興課	地場産業振興事業	・本市の石材製品や木工製品の認知度を高めるために、首都圏でのPR活動を行います。 ・地場産業の振興を図るため、市内中小企業の技術・商品開発や販路拡大を支援します。	【目標】 ・本市の地場産業の認知度が高まり、地元製品の販路拡大につながります。また、市内中小企業の創業、経営革新、異業種交流、商品開発などが進み、企業の活力向上が図られます。	・石材業や木工業などの地場産業の振興を図るため、首都圏を中心としたイベント等に参加し、販路拡大に向けた積極的なPRを行うとともに、市内企業が事業を行ううえでの課題等に対応するための相談体制を充実します。	<中小企業支援センターへの助成> ・市内中小企業者に対する相談等の支援 相談件数 160件 (H27年度:196件) ・販路拡大の支援 ・企業展示会への出展費用の一部を補助 利用事業所数 8社 (H27年度:8社) 【効果】 ・市内企業が抱える課題解決に向けた取り組みにより、販路の拡大や経営革新などが進み、企業の活力向上を図りました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・中小企業支援センターでの相談件数は27年度と比較して36件減少しているが、昨年と比較した大きな成果として、補助金の申請相談件数が2.5倍と激しく増し、採択件数は4件から11件へ向上し、金額も合計で2,855万円から4,275万円へ大幅に増加しており、小規模な事業所における持続への投資から製造業の機器導入まで幅広いニーズに対応できた。 販路拡大に向けた取り組みはH27年度と同様出展件数8件であったが、支援のあり方等効果を高めたい検証を進めていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・補助採択件数が増加したことは地場産業を支えるうえで事業が事業者のニーズに対応しているという点であり、相談件数は減ったものの、評価できる。 ・販路拡大に向けた取り組みはやり方を見直すなど手法の見直しを行わなければ補助金が形骸化する可能性があるため、支援のあり方を検証し、“地場産業”が振興できるような仕組みを整えていく必要がある。
基盤整備部 建設課	道路新設改良事業	・交通の利便性と安全性の確保及び生活基盤の向上と地域間の交流の活性化を図ります。	【目標】 ・幹線道路と生活関連道路のネットワーク形成による交通渋滞が緩和されます。 ・災害時の避難路の確保、緊急車両の進入が可能になり搬送時間の短縮が見込まれます。	・市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備します。	<社会資本整備総合交付金事業> ・太田～喜下線交差点改良工事 L=64.6m ・中津78号線道路改良工事 L=829.0m(H29年度へ一部繰越) ・津戸～那木線改良工事 L=300.0m(H29年度へ一部繰越) ・東原～尾外岩線道路改良工事 L=204.0m(H29年度へ一部繰越) ・中津400号線改良工事 L=270.0m 他待避所設置等 9件 ・中津485号線舗装工事 L=153.0m 他地区舗装等 18件 ・坂本地区連絡道路詳細設計業務委託 他13件 【効果】 ・津戸～那木線および中津78号線改良工事を行ったことにより交通渋滞が緩和しました。 ・改良工事により、交通の利便性と安全性の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備することで、交通の利便性の確保および生活基盤の向上と地域間の交流の活性化が図れた。 ・今後より交付金を活用し、整備していく必要がある。 ・改良する路線については優先順位を付け、高い効果が発揮できる路線を選定し、実施する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・担当課が所管する路線等については優先順位を付け改良を実施できる。 ・しかしながら他の所属の所管する突発的な事業が本来建設課が行いたい優先順位付けを阻害していることは確かである。 ・市として建設改良費に充てられる金額はある程度決まっているので全体で調整していく必要がある。緊急性、必要性の面で地域要望に温度差がある。要望する側にも他の地域の状況を見ていただき客観的な認識を持っていただくことが必要である。 ・社会資本整備総合交付金の配分額によっては今後の事業規模を調整する可能性があるため、真に交通の利便性及び地域間の交流の活性化が図られる路線から実施していく必要がある。
基盤整備部 管理課	用地監理事業	・市道、河川、法定外公共物の安全・安心な利用を確保するため適正な管理を行います。	【目標】 ・市道、河川、法定外公共物の整備を適正に管理します。 【効果】 ・利用者の安全と利便性の確保がされます。	・公共用地の適正管理のため、境界確認及び用地内民地の解消や、占用・承認工事の許可を行います。また占用料の徴収を行います。 市道延長 1,399.8km 市管理河川 404.9km(普通河川・準用河川)	<公共用地の境界確認と用地内民地の解消のための地権者との調整> ・公共用地の境界確認工事の許可承認 ・占用料の徴収のためのシステム管理と納付書発行及び滞納整理 ・公共物損傷の確認と原因による修繕の確認 ・施設の光熱水費の支払 【効果】 ・公共施設や設備を適正に管理し、利用者の安全と利便性の確保がされました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市道、河川、法定外公共物の適正な管理を進める必要がある。 ・市道認定5路線、市道路線変更認定3路線、市道廃止1路線を行い道路整備更新業務を実施し、利用者の安全と利便性の確保が図られた。 ・道路台帳不明不整合箇所の新更新業務、道路台帳のデジタル化業務等、利用者の利便性の向上、適正管理のため、道路管理システム整備事業を検討する必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市道、河川、法定外公共物の適正な管理を進めるため、道路台帳不明不整合箇所を現状より、現状市民サービスの提供を妨げる要因について解消を行うより取り組む必要がある。 ・利用者の利便性のさらなる向上のため、効率的な事業の進め方を検討する必要がある。
基盤整備部 地籍調査室	国土調査事業	・地籍調査又は面積整備確定測量未実施の土地は、公園及び土地登記簿が現状と一致していないものが大半であり、公共事業等計画的な土地利用に支障があります。 ・大規模災害等が発生した場合、土地の境界が不明となり復興に時間を要する恐れがあります。 ・土地の境界を明確にし、公園や土地登記簿を現状と一致させます。	【目標】 ・進捗割合 H28年度末:43.38% (H31年度末:92% 第6次国土調査事業10箇年計画) 【効果】 ・土地の境界が明確になることにより、土地にかかるトラブルの未然防止、災害復旧の円滑化、土地取引の円滑化、公共事業の円滑化、課税の適正化が図られます。	・地籍の明確化を図るため、現地調査(立会)、測量、閲覧の実施により、地籍図及び地籍簿を作成します。	・現地調査(立会)、測量、閲覧の実施により、地籍図及び地籍簿を作成 ・中津川地区、坂下、加子母、付知、福岡、蛭川地区で実施 ・第二次補正 3地区4調査区(H29年度前期)事業12月補正(着手) ・認識遅延解消業務について、H31年度末に福岡・蛭川地区の6調査区を解消させるため、H28年度は打越、奈良尾調査区75,050㎡の境界杭の確認調査を実施 【効果】 ・5地区12調査区の地籍調査を実施しました。 ・市全体進捗率 H28年度:43.38% ・地区別進捗率 中津川地区8.82%、山口地区99.63%、坂下地区87.53%、川上地区85.79%、加子母地区67.96%、付知地区95.48%、福岡地区30.35%、蛭川地区56.53%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公園及び土地登記簿が現地と一致していないため、公共事業等計画的な土地利用に支障があり、その解決策として地籍調査を進める必要がある。 ・H28年度より社会資本整備円滑化地籍事業交付金が創設され、公共事業の先行調査、災害復旧の迅速化等事業効果の高い調査区を優先し実施した。 ・負担金配分が要望を下回る状況であり、国の補正を積極的に獲得し事業進捗を図った。 ・認証遅延地区解消のため、専属職員を配置早期解消の体制を整えた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・自部門評価であるように未だに多くの箇所が公園と土地登記簿が現地と一致していない状況が続いており、他の事業の支障となる可能性がある。 ・国の補助金確保に努め、計画的に事業を実施することが重要である。 ・遅延地区の解消に向け職員を配したことで、市民の関心で寄せられている。 ・進捗管理を行いながら計画的に事業を実施し、認証遅延処理の早期終了に向け取り組みが必要がある。
リニア都市政策部 都市計画課	景観形成推進事業	・景観計画に基づき、旧中山道宿場町を中心とした景観計画重点区域では、建築物等に位置、高さ、色彩、素材等の規制をかけ、街道のまちなみ景観形成を実施しています。 ・修景は徐々に進んでいますが、まだまだ修景が必要な建築物は多く残っています。 ・強い規制をかけているので、修景を促進するために補助を行います。	【目標】 ・景観計画重点区域において、失われつつある旧宿場町のまちなみ景観を取り戻します。 景観計画重点区域内における修景件数 H29年度末:140件 (H29年度でまちなみ景観形成補助事業終了) 【効果】 ・景観補助により修景促進することで、まちなみの景観形成が図られます。	・景観計画重点区域における私的空間の整備(住民の役割)に対して助成を行います。	・景観計画重点区域(本町、落合、馬籠)における景観形成に対する助成 建築物等の設置・修景 14件 工作物(看板)の修景・修繕 3件 工作物(門、塀等)の修景・修繕 5件 花壇設置、花木・緑化木等の植栽 1件 合計23件 【効果】 ・景観計画重点区域内において修景箇所が増加し、統一したまちなみ景観の形成が促進されています。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年度に比べ、補助金の総額が増加している。 ・10年計画のうち馬籠、落合地区は10年、本町地区は9年が経過し、一定の修景がなされている。一層の修景の促進のために今後の展開を検討していく。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・修景件数及び補助金の総額が増加しており、関係地域性に浸透していることがわかれるが、助成の最終年度による駆け込み需要だったと推測される。 ・無秩序な改修を防ぐための規制であり、地域住民の認識を高めていくことが重要であることから、今後の展開としては助成の継続が望まれるが、詳細な検証が必要である。 ・景観という性質上、短期間に効果が現れることはないものであるが、現状を評価して今後の取り組みを組み立てる必要がある。
基盤整備部 用地課	道路新設改良事業(用地対策)	・交通の利便性と安全性の確保及び生活基盤の向上と地域間の交流の活性化を図ります。 ・道路等基盤整備事業を円滑に施工するため、先行して用地等の取得を行います。	【目標】 ・幹線道路と生活関連道路のネットワーク形成により交通渋滞が緩和されます。 ・災害時の避難路確保と緊急車両の進入を可能にし、搬送時間の短縮が見込まれます。	・市民生活に欠かすことのできない幹線、生活関連道路整備事業が円滑に施工できるよう、用地等を早期に取得します。	・市道太田～恵下線 用地購入:契約2件 物件補償:契約1件 ・市道中津78号線 用地購入:契約1件 物件補償:契約1件 ・市道津戸～那木線 用地購入:契約1件 物件補償:契約1件 ・市道中津400号線 用地購入:契約1件 ・市道新田～中野線 用地購入:契約2件 ・市道餅穴～正ヶ根線 用地購入:契約1件 ・市道中津78号線 用地購入:契約6件 物件補償:契約5件 【効果】 ・事業用地の買収により、道路整備が円滑に施工できます。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効果である 総合評価⇒A拡充/重点化	・生活関連道路及び幹線道路整備の効果は早期に発現するため、用地取得はもろろんのこと、事業期間に占めるウェイトが最も高い用地取得期間の短縮を図るため、四半期単位でPDCAサイクルを活用した用地取得工程管理計画を策定し、計画的な測量業務と用地取得を実施した。 ・計画的な測量業務と用地取得の連携、D(業務計画)、A(業務計画)の連携、C(業務計画)の分析・評価、A(計画)に合わない箇所の改善行動)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・用地取得は他の建設改良事業の推進のためには必要不可欠な事業である。 ・今後関係各課と連携して用地取得を実施していく必要がある。 ・青木奔戸線、リニア関連道路など、今後用地課が実施しなければならぬ事業は多くある。用地が購入で確保されれば工事が高手することができないため、計画的に事業を進めるように円滑な事業の進め方について検討する必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
基盤整備部 建設課	青木斧戸線道路整備事業	・手賀野から駒場地区にかけては道路が狭く通行に不便をきたしており、指定避難所である西小学校へも大型車輛の乗り入れができない状態にあります。この道路は手賀野と駒場をつなぐ背骨であり、まちづくりのためには欠かすことのできない幹線道路であるとともに、西小学校が災害時の指定避難所になっていることから、防災上非常に重要な路線でもあります。駅前周辺から郊外へ出入りするルートとして、既成市街地の交通混雑を解消することから本道路を整備します。	【目標】 ・道路が整備されることによる短縮効果(ラッシュ時) 青木斧戸線(中津531号線): 4496、駒場線(中津532号線): 6796、H31年度完成予定 【効果】 ・既成市街地の環状道路として、西小学校が災害時の指定避難所になっていることから、防災上非常に重要な路線でもあります。駅前周辺から郊外へ出入りするルートとして、既成市街地の交通混雑を解消することから本道路を整備します。	・青木斧戸線、駒場線の利便性を向上させる枝線等の関連道路の整備をします。	<社会資本整備総合交付金事業> ・中津531号線(青木斧戸線)道路改良工事 L=35.0m(H29年度へ一部繰越) ・中津531号線(青木斧戸線)道路改良工事(その2) L=110.0m(H29年度へ一部繰越) ・用地測量(青木斧戸線、駒場線) L=425m A=3.3ha ・用地購入 契約18件(内繰越10件)、建物補償 契約19件(内繰越11件) ■全体計画 (H25～H31 総事業費 3,172百万円) ・青木斧戸線 国道257号線青木交差点～国道19号線間L=1,360m W=16.0m ・駒場線 国道19号線～市道円通寺線 L=228m W=12.0m L=267m W=12.0m 【効果】 ・H27年度より工事着手した事により、市街地通行車両の交通渋滞緩和の見込みができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア開業を見据えて、市の主要幹線道路である国道19号と国道257号を円滑に結ぶ幹線道路として青木斧戸線を整備することで、利用者の利便性の向上と渋滞低減が図れる。 ・今後も早期完成出来るよう交付金の確保と課題の解決をする必要がある。 ・平成28年度進捗率:37%	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・目的に沿って事業の実施ができています。 ・今後も計画通り進める必要があるが、社会資本整備総合交付金次第で事業の進捗が前後するからできるだけ多くの補助金を獲得できるような働きかけを行う必要がある。 ・当初計画から総事業費が増額とならないよう計画に沿った事業の推進が必要であり、労務単価の増加などやむを得ない点もあるが、事業の手綱をしっかりとつかみ、総額の大規模な増大とならないよう努める必要がある。 ・自部門評価における利用者の利便性の向上と渋滞緩和の観点では事業がまだ完了していないため、効果の発現はまだないと判断する。
基盤整備部 建設課	青木斧戸線関連道路整備事業	・青木斧戸線を整備することにより影響を受ける地域の道路や河川の利便性及び生活基盤の向上を図ります。	【目標】 ・接続道路の交通渋滞の緩和を図ります。 【効果】 ・既成市街地の環状道路として、西小学校が災害時の指定避難所になっていることから、防災上非常に重要な路線でもあります。駅前周辺から郊外へ出入りするルートとして、既成市街地の交通混雑を解消することから本道路を整備します。	・青木斧戸線、駒場線の利便性を向上させる枝線等の関連道路の整備をします。	<社会資本整備総合交付金事業委託 測量・設計 L=440m、地質調査(ボーリング調査)N=2か所 【効果】 ・青木斧戸線、駒場線を整備することにより、影響を受ける地域の道路や水路の測量と設計の資料作成を行いました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア開業を見据えて、市の主要幹線道路である国道19号と国道257号を円滑に結ぶ幹線道路として青木斧戸線を整備することで、利用者の利便性の向上と渋滞低減が図れる。 ・枝線道路の利用者の利便性の向上を図り、安全・安心に通行できる道路整備を行う。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余りがある 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・青木斧戸線が完成した際に、排水水路や取付道路が効果的に設置され総合的に利用しやすい道路になって初めて真価を発揮すると思われることから、地元と十分に調整を行い、交通の利便性が向上されるよう検討する必要があります。 ・事業の効果が発揮されるのは青木斧戸線の完成時であり、青木斧戸線の進捗と足並みを揃えた事業実施が必要である。
基盤整備部 建設課	付知中央橋架替事業	・旧付知中央橋(S45年建設)は、幅員も狭く、すれ違いがきず通行に支障をきたしていたことから架改を行い、交通の利便性及び歩行者の安全性を確保するため早急に整備します。	【目標】 ・H28年度 取付道路工と舗装工を実施し、中央橋を完成させます。 【効果】 ・歩行者の安全が確保できます。 ・安全な車両通行が確保できます。 ・耐震橋りょうとして、緊急輸送路が確保できます。	・幅員も狭くすれ違いがきず通行に支障をきたしていたため、車を2車線と片側歩道を確保した橋りょうに架け替えます。	<社会資本整備総合交付金事業> ・新田～中野線(中央橋)道路改良工事 L=337.2m 舗装工 A=1,080m <市単独事業> ・中央橋取付道路(新田～中野線)改良工事 L=150.0m ・水道施設架替移転の補償金(中央橋橋梁本体架替工事)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余りがある 効率性⇒A効率である 総合評価⇒B計画の承認	・旧付知中央橋は、幅員も狭く、すれ違いが出来る通行に支障をきたしていたことから架改を行い、交通の利便性及び歩行者の安全性を確保することができた。 ・事業が完了したことにより、通行する住民の利便性及び歩行者の安全を確保することができた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余りがある 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・事業が完了し、交通が可能となったことで、事業の効果が現れました。 ・ただし、当初の計画のH27年度中完成から半年遅れたことは反省点となる。今後の事業の執行に活かしていく必要がある。 ・自部門で評価した交通の利便性及び歩行者の安全性の確保という観点については、開通が遅れたが目的を達成したと判断する。
基盤整備部 建設課	神坂PAsmartインターチェンジ設置事業	・広域観光として周辺地域と連携強化を図り、馬龍などへの観光誘客を推進させます。また、災害等の緊急時に高速道路外への避難や緊急車輛の進入などのため、現在の神坂PAに出入り口(スマートインターチェンジ)の設置が望まれています。	【目標】 ・山口、坂下、神坂地区等の利便性の向上と、馬龍への観光誘客を図るために必要な神坂スマートインターチェンジを設置します。 【効果】 ・馬龍地区を含めた市内全域への観光客の増加が見込まれます。 ・市内外に点在する観光施設を結ぶ観光ネットワークが構築されます。 ・トンネルと長大橋の間中点であるので、災害等の緊急時に高速道路外への避難、緊急輸送時の確保、災害復旧車輛の進入が可能となります。	・H28年度より実施計画書を作成し、H29年度より新規事業化(詳細設計、用地測量、用地買収を行い、買収ができたところから工事を進め、H35年度完成を目標に進めます。	・道路計画修正設計業務 N=1式(計画検討、概算事業費算出) ・実施計画書策定業務 N=1式(原案作成、連結許可申請書作成) ・地質調査設計業務 N=2か所 ・交通量推計業務 N=1式(現状交通量、将来交通量の推計調査) 【効果】 ・新規事業化に向け、実施計画書の作成および地区協議会を開催するための資料作成を行いました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余りがある 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・本事業は、広域観光の推進、とりわけ馬龍などへの観光誘客の推進を図るとともに、災害等の緊急時において高速道路外への避難や緊急車両の進入を可能にするなどの効果が見込まれる。 ・関係機関協議や準備会等で使用する図面の作成、実施計画書作成業務(N=1式)を行うことにより新規事業化に向けた準備を行うことができた。 ・事業を円滑に進めるため、交付金の獲得に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余りがある 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・大型事業であり事業費も大いことから市の財政に大きな負担となる。国や県・NEXCOとの負担割合等について、経費の軽減に向けた調整が必要である。 ・地元との調整を丁寧に行い、理解を得て進めることが重要である。 ・H29.9月現在事業採択され、新規事業として動き出したため、完成目標年月までに事業が完了するように進捗を管理し、遅滞なく事業を実施していく必要がある。
水道部 水道課	水道施設耐震化事業(簡水)	・簡易水道の地震災害時の被害を抑えるため、計画的に耐震化を行います。 ・配水池においては、災害発生時の飲料水を確保するため、施設の耐震化と緊急遮断弁の設置を行います。	【目標】 ・管路耐震化率 H25年度実績: 5.9% → H35年度: 9.5% ・耐震化整備済の配水池は、緊急遮断弁を設置します。 ・遮断弁設置率 H25年度実績: 15.7% → H35年度: 21.4% 【効果】 ・管路の耐震化により、地震災害時等における断水被害を抑えることができます。	・地震災害時における断水被害などを抑えるため、導水管、送水管、配水管等で優先順位を付け、計画的に耐震化事業を進めます。また、地震災害時の飲料水を確保するため、配水池に緊急遮断弁を設置します。	<耐震化整備管路詳細設計(坂下・付知地区)> ・坂下地区詳細設計(L=1,650m) ・付知地区詳細設計(L=697m) <管路耐震化工事(現行分)> ・坂下阿弥陀瀬橋樋分派橋架管耐震化工事(L=31m) ・付知町野上配水管耐震化工事(L=974m) <管路耐震化工事(H27年度から繰越し予算分)> ・坂下樋分派導水管耐震化工事(L=306m) ・付知町紙漕樋外送水管耐震化工事(L=542m) ・耐震化率のH28年度目標値:7.0%、実績:7.0% 【効果】 ・耐震化を積極的に採用したことにより、耐震化が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・平成28年度の管路耐震化整備目標2,000m/年に対し、耐震化を積極的に採用し、2,341mの管路を耐震化したことにより、耐震化目標値7.0%をクリアすることができ、耐震化が図られた。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・管路耐震化目標値7.0%に対して実績も7.0%であり、成果として上がっている。今後も耐震化の積極的な採用が必要であるが、計画的かつ効果的に進めることが必要である。
基盤整備部 建築住宅課	公営住宅等整備事業	・既存の公営住宅や市営住宅の効果的な管理運営を図るため、中津川市公営住宅等長寿命化計画に基づいて、既存の市営住宅の安全安心な住環境の確保及び老朽化した住宅の長寿命化に取り組みます。	【目標】 ・公営住宅等ストック活用計画に基いて、長期活用を図るべき目標の計画的な施設整備を進めます。 H27年度: 安森、後洞、山手、狩留団地 H28年度: 松田団地 H29年度: 駒場団地 H30年度: 後洞、安森団地 【効果】 ・居住環境の向上を図ることで、市営住宅の長寿命化による更新コストの削減と中長期的な居住安定の確保ができます。	・国の支援を受け、公営住宅等ストック総合改善事業(計画期間: H19年度からH30年度の年次計画)に基づき、老朽化した既存市営住宅の中規模修繕と、危険住宅の除去を行います。	<公営住宅等ストック総合改善事業(長寿命化)> ・松田団地 8棟 40戸 屋上防水 【効果】 ・1団地の屋上防水工事を実施したことにより、市営住宅の長寿命化による更新コストの削減と中長期的な居住安定の確保ができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・既存の公営住宅ストックを活用し長寿命化を計画的に推進することや危険住宅を除去して、市有財産の有効活用をすすみ、良質な住宅を確保している。 ・建替え等の大きな投資を抑制し、増大傾向にある修繕など維持コストを低減している。 ・国の支援を前提としているので、予算の平準化を図って事業を実施していることから更に効率を高める。 ・社会資本整備総合交付金の内示が見込みより少なかったため、上建住宅の除去事業が実施できなかった。事業を遂行するために補助金の確保に努める必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高い余りがある 効率性⇒B高い余りがある 総合評価⇒B計画の承認	・当初予定していた危険住宅除去事業については社会資本整備総合交付金の内示が要望よりも大幅に少なかったため、実施できなかった。 ・補助金にあわせ事業を実施していることとは財政負担を考えるとやむを得ないが、計画を遂行させるために補助金獲得に向けて働きかける必要がある。 ・今後も効率的な手法で長寿命化、撤去ができるよう検討し、目標に向け計画的に事業を進めていく必要がある。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
市長公室	ふるさと応援隊事業	・10年後のリア中央新幹線開業に向けて、首都圏を中心に中津川市の知名度を向上させ、外から見た中津川市の魅力や良い所、弱みや修正すべき所等について把握し、施策の参考にします。	【目標】 ・本市の情報を発信する人のネットワークを拡大します。 ・応援隊員加入総人数 H28年度実績:305人 H30年度末:500人	・中津川市の全国への知名度アップを図るため、ふるさと応援隊員との情報交換や隊員への情報提供などを行います。	・ふるさと応援隊員への情報提供(2週間に1回以上、首都圏などで行うイベントの案内) ・ふるさと応援隊員からの情報提供(応援隊員との施策に関する意見交換14回/年) ・首都圏などで開催する観光イベントへの隊員の参集協力と情報発信の依頼。 4イベント:応援隊参加人数 延べ80名	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・応援隊員の意見を参考にふるさと納税の返礼品の充実を図ることで、市のPRとともに納税額の増収につながることであった。 ・イベント情報の提供により、口コミで情報が発信され、参加者の増(4イベントで80名の増)につながっている。 ・今後、より多くのイベント情報を提供していく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市外に居住する隊員以外からの目やアドバイスを受けたことは、ふるさと納税の返礼品の拡充など市外のニーズやトレンドを取り入れることに効果がある。 ・イベント等への参加をさらに促すことで、東京などでのイベントのPR効果をさらに増幅させる効果もあることから、情報提供は徹底していく必要がある。
定住推進部 定住推進課	シティプロモーション推進事業	・人口が減少する中、中津川市が将来にわたり持続的に発展するに、市の魅力をさらに引き起こし、効果的に市外へのPRすることで移住定住を促進します。	【目標】 ・県内外の住民をターゲットとし、住む・働く、そして子育てしやすい中津川をアピールし、移住者の魅力につなげます。また、地域の魅力(自慢)を発掘することで、市民の地域への愛着が高まります。 (本市の魅力発信を行う団体等への支援 H29年度:1団体 H30年度:2団体)	・地域の魅力発信のために地域資源の掘り起こし活動を行う団体を支援します。	・県外をターゲットにしたターン向けPRを6回実施しました。 ・地域の魅力を市民が移住希望者に伝える市主催の移住セミナーを都市部で2回開催しました。 ・Uターン者向けに情報提供や周知を実施しました。 ・シティプロモーション関連事業の検証をしました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少が進む中、当市が持続的に発展するために、魅力を発信し、それを市外に向けてPRすることで移住定住を促進することができた。 ・今後は、「林業に従事したい方、農業に従事したい方は、ぜひ中津川へ移住しませんか」というようなターゲットを絞った中津川といえこれという売りをつくる必要がある。 ・Uターン者向けに支援メニュー等の情報提供を行った。 ・移住実績 H27年度:75世帯 182人 H28年度:132世帯 343人	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・移住定住に関するPRについては、自治体横並びの状態にあるなかで、大規模な広告活動や作成するなど、独自色を出している自治体も散見される。 ・中津川市の財政状況を考えた大規模な目新しいプロモーションを行うことはなかなか難しいところであるが、自分部門で記載しているように、ターゲットを絞ったPRに重点を置くことで、内容や方法を研究していく余地がある。
商工観光部 工業振興課	企業立地奨励事業	・雇用の創出と若者の地元定着の促進、市内企業や新たな進出企業が安定した事業を継続し、事業規模の拡大を図れるよう、奨励金制度により促進を行います。	【目標】 ・企業の立地促進、既存企業への支援を行い、企業活動が活性化し雇用の促進と地域経済の持続的発展を図ります。 ・事業設置奨励金 2社/年 新規雇用数 10人/年	・雇用の拡大と市内産業の活性化を実現するため、企業立地奨励金により企業の立地や新規設備投資に対する支援を行います。	<企業立地奨励金 2件(H27年度:0件)> ・操業開始後初めて課税される年度の固定資産税評価額の100分の10以内の額を交付 <雇用促進奨励金 3件(H27年度:1件)> ・新たに雇入れた従業員で引き続き1年以上雇用している者に対して定額(30万円/人)を交付 <事業所設置奨励金 13件(H27年度:12件)> ・操業開始後初めて課税される投下固定資産に対する固定資産税及び都市計画税相当額を5年間交付	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・企業はこれに際し「補助金、税優遇支援」を行政に求めており、新規企業の誘致、既存企業の投資拡大、本社機能移転を積極的に後押しし、若い世代の流出抑制や地域活力の向上を図るため立地奨励事業は有効な事業と捉えている。 ・H28年度においては新規設備投資事業所4社、22人の新規雇用を創出し、税収の増加と合わせ、地域の賑わいの創出や活性化、若者の地元定着の一翼を担っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・昨年度と比較して実績が上がっているため、事業の成果が著実に評価を創出している。 ・投下した公費に対して設備の固定資産税や、新規雇用を創出したことによる市税の増収などの効果が見え始めていることについては検証を行うとともに、効果が強い補助等については組み立てや補助事業者の審査等を見直す必要がある。 ・外部評価でも回答しているように新たに雇入れた人自身や家族を含めた経済波及効果を検証し、公表していくことで、より事業評価を發揮できる。
商工観光部 工業振興課	企業誘致推進事業	・若い世代を中心に、働く場を求めて人口が流出しており、若い世代が安心して働く場の創出が求められています。 ・市内企業の振興とともに、新たな分野の企業を誘致することにより、働く場を創出し本市で育った若者が市内に留まり、市外からも若者が集まる活気あふれるまちをつくります。	【目標】 ・新たな企業を立地し「働く場の確保」により定住人口を増加させ、地域の活性化を図ります。 ・事業用地の確保並びに情報発信により、企業からのオファーにこたえ、働く場を創出し本市で育った若者が市内に留まり、市外からも若者が集まる活気あふれるまちをつくります。 ・企業動向調査により、継続的に情報交流を持つ企業を3社、新規企業訪問を3社開拓します。	・企業誘致につなげるため、企業とのつながりづくりとリアを見据えた中津川市のPRを進めます。 ・既存ストックや民間遊休地等の活用を含めた、新たな「受入基盤の確保」と、「人材」の確保を図ります。	・ダイレクトメール、電話調査による企業誘致動向調査 対象:443社 回答:184社 新規訪問企業:1社 ・中津高校恵那北校舎用地を取得、H29年度企業立地用地として一般競争入札実施を予定。 ※ H29売却済 イハラサイエンス株式会社 ・中津川西部テクノパークの構想 地元説明会 3地区×2回 事業推進同意取得:55人/69人(28.2ha/29.8ha)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県全体において、工場用地の確保が喫緊の課題となっており、中核工業団地以降、事業用地の整備を断念している中津川市では、中津川西部テクノパークの建設を計画している。 ・H26年度以降、20件以上の候補地照会があるが事業用地不足などから、立地機会を逃している。 ・企業誘致の際には事業用地確保が、今後の労働人口の減少対策となる若者の地元定着や女性・高齢者の雇用の創出に向けたハード面での有効な施策と捉え積極的に進める必要がある。 ・民間の資金ノウハウを活用した公共事業の手法を検討するなど、対事業費的な効果・効率性を精査し、テクノパーク整備に向けた事業スキームづくりを進める。 ・市内既存企業より施設増設(拡張)の要望が寄せられており、解決策の一つとして旧中津高等学校恵那北高校用地を岐阜県より取得した。(H29年度競争入札による売却を目指す。⇒ ※ H29売却済 イハラサイエンス株式会社)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・旧中津高等学校恵那北高校用地を企業誘致に活用できたことは雇用創出につながるため評価できるが、県から用地を購入し売却するため道路を改良する予定であることなど、多額の費用がかかることも留意が必要である。企業誘致後の検証を行う必要がある。 ・中津川西部テクノパークについては、誘致が実現した際に市内地事業者と労働者の取り合いにならないように、誘致する業種などに配慮する必要がある。また、若者が地元に戻って就職したいと思えるようなニーズにあった本社機能等の誘致に力を入れるべきである。
総務部 情報政策課	川上地区CATV運営事業	・川上地区は難視聴地域であるため、地上波デジタル放送を視聴できるようにかわえケーブルテレビの適切な維持管理を行います。	【目標】 ・かわえケーブルテレビにより、川上全地区で地上波デジタル放送を視聴できるよう適切な維持管理を行います。	・難視聴地域である川上地区住民が地上デジタル放送を視聴できるように地上デジタル放送機器の保守点検等適切な維持管理を行います。 ・センター設備の更新 ・地区住民への地上波デジタル放送の配信、インターネットの提供、自主放送による静止画及び動画の配信や地域情報等を地区住民へ配信しています。	・ケーブルテレビ加入件数 319件 ・インターネット加入件数 183件 ・静止画によるお知らせ 80件 ・動画による自主放送 15件 52分15秒 ・センター設備の更新 ・引込工事等 8件 ・ケーブルモデム購入 200個	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年間を通して停止することなく利用するため、老朽化した設備の更新を継続して適切に維持管理を適切に行うことで、川上地区の住民が地上デジタルテレビを視聴し、インターネットを利用することが出来た。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・テレビ視聴のための設備であり故障の際には大きな影響が出るおそれがあるため、長期的な維持補修計画を作成し適切な維持管理に努める必要がある。 ・ケーブル等の経年劣化に伴う設備更新が大きな課題となっている。 ・合併により川上村直営から中津川市へ引き継がれた経緯もあるが、今後の管理運営や委託費負担等について地域と十分に協議したうえで、バランスのとれた対策を検討していくことが必要である。
総務部 情報政策課	情報通信ネットワーク基盤維持管理事業	・情報通信の地域格差を正すために市が整備した情報通信ネットワーク基盤(光ファイバー網)を適切に維持管理を行います。	【目標】 ・事業の実施により、川上地区の住民が地上波デジタルテレビを視聴し、インターネットを利用することができます。	・情報通信の地域格差を正すために市が整備した情報通信ネットワーク基盤(光ファイバー網)を適切に維持管理します。	・新築住宅の新たな引込工事、道路の改修等による支障移転工事の実施 1,241件 ・情報通信ネットワーク整備事業で整備した光ケーブル網の保守管理 986km ・H28年度末 加入件数 9,573件(世帯普及率57.9%) ・H28年度 加入増加件数 318件	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・高速通信サービスが提供できるよう維持管理を行うことにより、市民が市内どこに住んでも、高速通信サービスを受けられることが出来た。 ・H29年度光ファイバー網の賃貸借契約が満了となることから、契約更新の際に維持経費等の削減交渉を行う必要がある。 (※H29現在:関係事業者との交渉を実施中)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民がどこに住んでも公平に高速通信サービスを受けられることについて必要性を感じるが、新築住宅への引込工事、道路改修等による支障移転工事、既存ケーブルの維持補修に毎年大きなコストがかかっているのも事実である。自部門評価にあるように、維持経費の削減交渉を行い、コスト削減を図ることが重要である。 (※H29現在:関係事業者との交渉を実施中)



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
定住推進部 定住推進課	中津川川に住もうサポート 事業	・人口減少を食い止めるため、転入者の増加に取り組みます。 ・移住定住者への住宅確保のために、増加する空き家の有効活用や住宅取得、増改築等の支援を行います。 ・地域の高齢化による地域産業後継者対策や、地域活性化のため移住希望者へのPRを行います。	【目標】 ・移住定住ポータルサイトや都市部の移住相談会への参加により中津川市の移住に関する情報発信を行います。 ・移住希望者の住まいの確保のため住宅取得等に関する支援を行い、移住者数の増加につなげます。(移住者数 H28年度:150人 H30年度:180人) 【効果】 ・情報発信による本市への関心や、住まいの支援に関する移住意識の醸成が図られること移住者の確保につながり、人口減少に歯止めをかけます。	・都市部で行われる移住フェアへの参加や、移住セミナー、中津川市体験ツアーを実施します。 ・移住者の住宅取得に対する支援と市内で働く若者の定住を支援します。 ・空き家情報バンク物件増加のため奨励金を交付します。	・空き家所有者への不動産相談会を2回開催しました。 ・都市部での移住セミナーを1回開催しました。 ・移住希望者向け中津川市での体験ツアーを1回開催しました。 ・不動産業者へのサポートのための情報発信 ・不動産事業者との連携による空き家情報バンク登録件数 H27年度:5件→H28年度:10件 ・くふさとお帰りの支援事業> ・50歳以上の転入者に対する住宅取得等の費用の一部を補助しました。 ・件数15件 5,500,000円 ・空き家バンク物件成約奨励金事業> ・空き家バンクに登録された物件が成約に至ったとき、空き家所有者と空き家紹介者に奨励金を支給しました。 ・件数6件 180,000円 【効果】 ・UI/UXの住宅取得支援メニューの実施により移住者が増加しました。 ・移住実績 H27年度:75世帯 182人→H28年度:132世帯 343人	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少を食い止めるため、転入者の増加に取り組み、移住定住者の住宅確保のための情報発信や支援事業により、移住者の増加につながった。 ・今後も移住定住施策について研究を行うことで移住者の増加に努める。 ・定住推進課で把握したH28年度移住実績 132世帯 (H27:75世帯) (前年比:43%アップ) 343人 (H27:182人) (前年比:47%アップ) ・空き家情報バンク登録件数 H27年度5件 ・空き家情報バンク登録奨励金交付件数 6件 ・転入者住宅取得支援(ふるさとお帰りの支援事業) 申請16件	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・移住定住施策のワークラム指標は、移住者数と定住人口数という数値としてはっきり見やすい部分であり、担当課で把握している移住実績が増えていることから、一定の成果が出ていることは認められる。 ・しかし事業の有効性という視点から考えると、移住者の移住理由についても分析していく必要がある。具体的には、「PRやイベントをきっかけにして中津川市の生活とを体験した結果移住したのか」、「仕事による転勤による不可抗力の移住」などの分析が挙げられる。こういった分析まできちんと行うことで事業の精度を高める必要がある。 ・移住施策については全体的に「横並び」となっており、他市で行っていることを中津川市でも行うことはあまり効果的ではない。類似事業の取り組みだけでなく、独自性のある取り組みが重要である。
定住推進部 定住推進課	なかつがわ体験住宅推進 事業	・本市への移住に関心を持っている人が実際に本市での暮らし体験ができる住宅を確保するため、地域で移住定住に取り組み団体などへ体験住宅の整備、運営、研究費用の支援を行います。	【目標】 ・「中津川に住む」きっかけづくりによる体験型施設を確保します。 ・地域で移住定住に取り組み団体などに対し、体験住宅の新築または空き家を利用した体験住宅のための改修費、運営費、調査研究費を補助します。 【効果】 ・移住に関心のある方が、居住体験施設を利用することで、本市での暮らしがイメージでき移住へのきっかけづくりが図れます。 ・居住体験施設での利用者を増やすことで、交流人口や移住者の増加が図られます。	・「中津川に住む」きっかけづくりのため、本市での暮らしを体験できる体験型施設を確保します。 ・地域で移住定住に取り組み団体などに対し、体験住宅の新築または空き家を利用した体験住宅のための改修費、運営費、調査研究費を補助します。	・体験住宅開設のための改修1件、運営費1件について補助金交付を行い、施設利用が開始されました。(H28年7月～H29年3月 利用者89人) 【効果】 ・移住に関心のある方が利用し、本市での暮らしを体験していただき、中津川への移住について考える機会となりました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・年間利用者数50人という目標を大幅に達成しており、中津川市に移住した方の中には、体験住宅を実際に利用した方もいることから、今後とも運営主体と連携して利用者や移住者の増加につなげたい。 ・利用者の満足度の向上と改善点の把握に向けて運営団体がアンケートを取っている。その内容をもとに分析を行ったところ「敷地で実際に居住体験をしたい」「地域の魅力発信や施設のPRが足りない」とSNSを活用するべき」などが今後の検討事項として挙げられる。 ・上記の検討課題については運営団体と協議するなかで平成29年度中に運営団体が主体となり、実現に向けた取り組みを行っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・アンケートによる利用者の声を活かして、運営団体が主体となって移住定住に向けた新たな取り組みを模索している点については評価できる。 ・中津川市としては複数の移住施策を一体的に進めるという考えのなかで団体に対して補助をしているところだが、補助終了後も移住定住施策の担い手として地域の中で自立できるような団体のフォローアップを行ないながら進めていくべきである。 ・体験住宅の利用のみでは実際の移住への到達はハードルが高く、外部評価においても懸念されている。一度体験住宅を利用しただけですぐに中津川市に移住するとは考えにくく、本事業を効果的なものとするためには、宿泊者のフォローアップまでが求められる。 ・本年度で本事業の効果を検証することは厳しいが、中津川市への移住のきっかけとなるよう運営団体と協議を行いながら事業内容を検証し、移住者の増加を期待したい。
商工観光部 観光課	観光推進事業	・苗木城跡や常盤屋などの新たな観光地には、中京圏を始め首都圏からも多くの観光客が訪れるようになっていきます。これを一過性で終わらせないよう、リア開発を見据え多くの観光客の方に訪れていただくため、観光資源の一つひとつの魅力の向上や積極的なPR活動を展開し、観光入込客数を増加させ地域活性化に結びつけます。	【目標】 ・観光入込客数の増加により地域の活性化が図られます。	・リア開発を見据え、市内各地にある観光資源の魅力向上を図るとともに、テーマやストーリーで結びつけた観光ルートの確立を行い、首都圏、中京圏や旅行社等へのPR、メディアとタイアップした売り込みなどを行います。 ・観光協会や観光団体が実施する事業への支援を行います。	・県観光連盟主催商談会出席(大阪・東京・名古屋、延べ50社と商談) ・旅行会社とのタイアップツアー(延べ8日間、194名) ・市単独ツアーの実施(きりば坂下5回、104名)(阿木レイク3回、80名) ・夕森公園園遊会(1/4)「得意品パッケージ、ホスター制作支援、夕森公園もみじ橋塗装、夕森公園ポスター(新緑・紅葉)作成」 ・ボランティアガイドの育成(H28年度末 苗木城跡36名、中山道13名) ・ボランティアツアー作成(中津川信治ガイド、苗木城跡ボランティア) ・学生との連携による広告・宣伝活動の展開 ・学生向けフリーペーパー企画・作成・旅行企画提案 ・中津川夏まつりおいてお祭「30周年記念事業」への支援(中津川おどり)作成 ・観光協会や観光団体等が実施する事業への支援 【効果】 ・観光入込客数 H28年実績:4,583千人(H27年実績:4,038千人 前年比14%増) ・旅行社との商談会や、観光資源の宣伝効果等により、観光入込客数が増加しました。また、道の駅のカウンタ基準を見直したことで増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・主要観光地を絞った情報発信と、道の駅のカウント基準を見直したことで、H27年度の入込客数404万人からH28年度は458万人へと増加した。 ・岐阜県観光連盟主催の大阪・東京・名古屋への商談会に出席し、延べ50社との商談を行い積極的なPRを行った。 ・市単独ツアーを計9回(きりば坂下5回、蛭川1回、阿木レイク3回)を実施し、計216名に参加していただいた。 ・中津川市の知名度向上のため、今後も継続的かつ積極的なPR活動を行っていく必要がある。また本市を訪れる観光客に対し、様々な場所を周遊させるとともに、市内での消費に結びつける仕組みづくりが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・近年の取り組みの結果が、観光入込客数の増加につながっていることは認めるが、H28年度はカウンタ基準を見直したことにより昨年度までと同じ基準では評価することはできない。今後の取り組み内容により、観光入込客数の増加ができるよう、取り組みを行う必要がある。 ・的を絞った観光地の磨き上げは効果が高いため、目立たせる意味では良い。一面所を磨き上げる分、他の観光施設などに不公平感を感じさせないように方針を定める必要がある。 ・ツアー達成などにより、中津川市内を周遊させ、一つの観光資源にとまらず、複数の観光資源を抱き合わせてPRすることが必要である。ただし、あれもこれもではなく観光トロンを先取りするようなストーリー性、戦略性を備えたものへ特化するなど企画に工夫をこらすことが必要である。
商工観光部 観光課	観光広域連携事業	・多くの観光客の方に訪れていただくため、本市だけでなく、各市町村と連携し、各自治体持つ魅力ある観光資源を結び観光ルートを構築し、相乗効果により観光入込客数の増加につなげます。 ・他の自治体との連携においては、南北軸では飛騨街道をつながりに下呂市と、東西軸では中山道をつながりに木曾地域、東濃地域の自治体との連携を強化するとともに、連携の拡大に向けた検討を行います。	【目標】 ・観光入込客数の増加により地域の活性化が図られます。	・周辺自治体との連携を一層強め、本市の観光資源を他の自治体の観光資源とテーマやストーリーで結びつけた観光ルートの構築、PR活動などを行います。 ・圏域としての魅力が向上し、市の観光入込客数の増加につなげます。	<下呂・中津川広域観光振興協議会事業> ・国内旅行客事業(周遊バス:5月～7月、バス59台、送客実績1,554名。首都圏旅行社招聘:5社8名) ・東京キャンペーン(11/26～11/27 真さんサミット2016出張。ツーリズムEXPOジャパンへの出張) ・イベント事業(県と連携し、ツーリズムEXPOジャパン及びビジットジャパントラベルマートに出展し20社以上と商談、フランク旅行社を招聘し、5社5人来訪) ・地歌舞や地域資源を活用した新たな土産物を開発。かしも明治産内で販売開始(8名着、計25品目) ・かしも明治産のガイドツアーに、映像の上映、拍子木体験、記念撮影などを加えた団体向け商品の開発(ツアー行程に組み入れた旅行社2社) ・東濃5市広域観光連携事業> ・名古屋での観光イベント(3/10～3/12「MEETS TONO」開催。来場者数3日間延べ2,232名) ・美濃焼と、東濃の食材の魅力を活かしたレストランメニューの開発提供と食器の販売を東京で実施(18日間来場者12,000人メディア27社) ・<本県観光連盟事業> ・JRとの連携による「スツア」の企画実施、本曾11宿観光パンフレットの作成、観光情報誌(Shupo)への掲載など 【効果】 ・観光入込客数 H28年実績:4,583千人(H27年実績:4,038千人 前年比14%増) ・広域連携による効果的なPR活動や、道の駅のカウンタ基準見直しにより観光入込客数が増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・下呂・中津川観光振興協議会や東濃ぐるりんによる首都圏・中京圏での効果的なPR活動や、道の駅のカウンタ基準を見直したことでH27年度入込客数404万人からH28年度は458万人へと増加した。 ・下呂・中津川観光振興協議会では5月～7月にかけて、59台の周遊バスを実施し、計1,554名を送客した。また地歌舞や地域資源を活用した新たな土産物を開発するなど、中津～下呂で連携した取り組みを実施することで、相乗効果による集客が期待できる。 ・東濃ぐるりんでは、3月に名古屋において、東濃5市の食材と、地産をPRするイベント「MEETS TONO」を開催。3日間延べ2,232名が来場した。東京では美濃焼と、東濃の食材を生かしたレストランメニューの開発提供と食器の販売を13日間実施。来場者数12,000人、メディア27社の取材があり、広く中津川市をPRすることができた。 ・観光客には行政区での境界はないことから、引き続き周辺自治体と連携し、この地域の魅力ある観光資源を積極的にPRしていくことで、継続した誘客を図っていく必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・岐阜県、下呂、東濃地域の連携が実を結び、入込客数が増加していることは評価できるが、カウンタ基準を見直したことによる増加も含まれるため、昨年度までと同じ水準で評価することはできない。 ・他地域との連携は相乗効果をもたらすように働きかけを行い、引き続き連携を強め、いっその認知度のアップと魅力のPRを図っていくことが必要である。 ・連携事業についてはイベントに出席することや、情報誌に観光情報を掲載するなど積極的なPRができていることを評価する。東濃ぐるりんでは中津川市単体では得ることができなかった集客効果を確ることができた。一体的な活動のなかでも、中津川市をアピールできるよう、工夫していく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
商工観光部 観光課	観光施設管理事業	・市内を訪れる観光客の安全・安心と快適さを提供するため、各観光関連施設、自給公園などを適切に維持管理します。 H28年:4,075千人 H29年:4,150千人 H30年:4,225千人	【目標】 ※入込客数は、「県観光入込客統計調査(歴年集計)」に基づく。 ・観光入込客数 H28年:4,075千人 H29年:4,150千人 H30年:4,225千人 【効果】 ・適切な管理を行うことで、観光入込客数の増加につなげます。	・市内を訪れる観光客の方に魅力ある観光地を常に提供するため、市内に点在する観光施設や自然公園などの維持管理と施設の改修を行います。	・H28年11月1日付けで、健康温泉館の営業権等の許認可権を含めた事業譲渡完了<道の駅管理委託> ・「山口「越前」、加子母「かしも」、坂下「きりら坂下」<施設等修繕> ・馬籠峠東屋及び水車小屋改修 ・付知峡谷温泉空調設備増設・温泉ポンプ交換 ・夕森公園電神キャンプ場トイレ改修 ・付知峡不動公園歩道、手摺修繕 ・道の駅花街街道知屋根改修 ・指定管理委託 ・健康温泉館(10月末まで) ・坂下・柘の湖園地 坂下体験交流促進施設 柘の湖自然公園 ・川上:道の駅五木のやかと 【効果】 ・観光入込客数 H28年実績:4,583千人(H27年実績:4,038千人 前年比14%増) ・各観光施設の適切な維持管理と施設改修により観光客の利便性が向上しました。また、道の駅のカウンタ基準を見直したことで増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高めの余地がある 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・観光客に対し、安全・安心な施設サービスの提供ができるよう、優先順位をつけて、施設の修繕を行い、観光客の利便性を向上させたことや、道の駅のカウンタ基準を見直したことで、H27年度入込客数404万人からH28年度は458万人に増加した。 ・H28年11月1日付けで、健康温泉館の営業権等の許認可権を含めた事業譲渡を完成した。 ・市内に訪れる観光客に対し、魅力ある観光地を常に提供するため、今後も観光施設の維持管理は必要である。なお、多くの施設は建設してから年数が経過しており、計画的な修繕が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設の修繕を行い観光客の利便性を向上させることが入込客数の増加に直ちに結びつくわけではなく、施設を適切に管理し、サービスを提供した結果、また来たと思わせることでヒーターを増加させるためにも施設を維持管理していただく必要がある。 ・限られた予算で老朽化が進む全ての施設を維持することは困難であることから、破損箇所等については必ずしも復旧するのではなく、施設や設備の必要性を十分考慮したうえで修繕の横断が必要である。 ・一方で、事業実績等の良好な施設については、早めに手を入れることで健全な状態を保てるようにするなどメリハリを効かせた対策が必要である。 ・健康温泉館の事業譲渡については長年の市の懸案事項だったことから、問題を解決できたことは評価できる。今後は、紅岩山荘の民間譲渡を進めるほか他の第三セクターの施設についても長期的な視点の下、資産経営課と連携して適切に管理していく必要がある。
商工観光部 観光課	体験型観光推進事業	・本市には、自然や固有の歴史文化など、この地域でしか味わうことができない観光資源を有しています。 ・これらの観光資源を有効に活用するために、農林業体験やアウトドア体験などの体験型観光を進めるなどの資源を十分活用しむことのできる仕組みを作ることで、観光客が本市に滞在する時間を延ばし、観光消費の増加に取り組みます。	【目標】 ・体験型観光商品を開発し、販売する。(2商品/年) 【効果】 ・観光入込客数の増加により、地域の活性化が図られます。 ・官民連携による観光事業の推進により、市内での滞在時間の増及び周遊性の向上が図られます。	・市内における日帰り観光客の滞在時間や宿泊客を増加させ観光消費を拡大するため、官民連携により市内の自然、歴史文化や地場産物を活かした体験型、滞在型観光を推進します。	・馬籠集会所を活用し、宿泊客や外国人観光客をターゲットにした地歌舞伎ミニ公演を実施。 ・15日、21回公演 累計来場者数1,108人、うち外国人573人 ・馬籠集会所を活用し、外国人観光客向けに日本の伝統文化に触れる機会を創出。(31回、累計来場者数580人、参加団体8団体) ・常盤座での体験事業実施に向け、案内看板、幟、幟旗作成。 ・県及び県内17市連携事業として、中山道歩き17回歩き旅にて体験型プログラムを19プログラム提供し、新規で9プログラムを採用。 【効果】 ・体験型観光商品開発数 22事業 ・新たな観光商品の作成により、観光入込客数及び滞在時間が増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・都市部からの誘客を促し、市内での観光消費額を増加するため、馬籠集会所を活用し、日本の伝統文化に触れる機会を創出や、地歌舞伎ミニ公演を開催、体験型観光商品を22事業作成し、観光入込客数及び滞在時間の増加を図ることができた。 ・引き続き地域の様々な資源を活用した体験型観光メニューの開発は継続が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・外国人観光客に対する地歌舞伎体験プログラムなど、馬籠集会所を中心に事業を行うことで、観光客が触れたいという機会が増えたことには評価できる。 ・体験した観光客がリピーターになる効果はもちろん、口コミや「オトエニク」ソフトを生かしたSNSでの拡散効果を踏まえた、波及効果について検証が必要である。
商工観光部 観光課	外国人観光促進事業	・人口減少、少子高齢化の進展という厳しい時代を迎え、日本人観光客の減少が懸念されるなか、海外から日本を訪れる観光客を増加傾向にあります。 ・リニア開業を見据え、県が主導する外国人観光客誘致の取り組みに積極的に参加し、海外誘客にも取り組みます。	【目標】 ・外国人観光客のロコモやWi-Fiによる情報発信により、さらなる外国人観光客の誘致につなげます。 【効果】 ・外国人観光客のロコモやWi-Fiによる情報発信により、さらなる外国人観光客の誘致につなげます。	・県や民間企業との連携による外国人観光客の誘致活動を行うとともに、市内を周遊してもらうためのサービスの提供、充実に取り組めます。	<PR事業> ・県知事トップセールスと同行し、東濃歌舞伎中津川保存会がアメリカ・ロシアニアでのPRを実施 ・サイクリングツアー実施のための受け入れ環境整備の支援(事業主:柘の上高原観光協会) ・受け入れ環境整備 ・中山道トイレ環境整備 (JR中津川駅から馬籠宿間にある6か所のトイレにハンドドライヤー17台を整備) ・苗木城跡誘導看板設置(JR中津川駅から城跡までの間約4か所) ・英語ガイド育成研修(2日間、延べ23人参加) ・妻籠・馬籠Wi-Fiの運営(8スポット) 新設(かしも明治浴、中山道歴史資料館、苗木城跡(NTTとの連携によるトライアル事業)) 【効果】 ・馬籠・妻籠間を歩く外国人観光客数 H28年度実績:23千人(H27年度実績:18千人。前年度比27%) (馬籠・妻籠間「石柵立湯茶屋」での集計数値) ・海外でのPRや、外国人受入環境を整備することで、市内へ訪れる外国人観光客数が増加しました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・県知事のトップセールスと同行し、東濃歌舞伎中津川保存会が同行したPR活動や、サイクリングツアー実施のための環境整備の支援、中山道のトイレ環境整備を実施することで、馬籠・妻籠間を歩かれる外国人観光客は、H27年度18千人からH28年度23千人へと増加した。 ・今後もターゲットを絞り、海外に対するPRや、受け入れ態勢の整備が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	【外部評価対象事業】 ・外国人観光客を受け入れる体制を整えたことにより、観光客が増加していることには評価できる。 ・今後多方面から外国人観光客の誘致に勤めるが、海外へのセールス方法については少ない費用で大きな効果が出るような手法を検討する必要があります。
文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	交流事業	・国際的な視野を持った若者を育てるため、海外での生活を通して多様な文化や風習などを学ぶ機会をつくります。 ・自治体間の交流協定等で結ばれていなくてもそれぞれのまちの魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつなげます。 ・市の国際交流活動として姉妹都市レジストロ市との交流を市民協働の国際外交として引き続き行います。	【目標】 ・東南アジアを中心とした地域に中学生を毎年20名以上派遣します。(H29年度:24人、H30年度:24人) ・姉妹都市提携都市と友好親善を継続します。 【効果】 ・研修等での経験を活かし、将来リーダーとなる人材が育成されます。 ・他市等の魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつながります。	・将来の本市を担う国際感覚やリーダーシップをもった人材を育成するため、中学生を海外に派遣し交流研修を行います。 ・合併前からの提携や協定を結んでいる他市町村等との地域間交流を行います。 ・対馬市、小諸市、大磯町のイベント等への出展。 (H28.7.30、31 大磯なぎさの祭典、H28.10.2 小諸ふど祭) ・上対馬の児童生徒と交流等。 (H28.7.23～25 夏季児童生徒交流、H29.1.6～8 冬季児童生徒交流) 【効果】 ・外国に派遣した若者が、異文化に触れ、新たな視点で自分達の生活や町を見ることで改めて良き気づくことができ、将来の本市を担う人材育成につなげることができました。 ・多くの市民や団体、企業と協力し事業のPRをし、レジストロ市との友好をさらに深めることができました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・市民国際交流事業はボランティア主体の運営により事業を進め、また企業からの寄付金を募り財源の確保に努めている。しかし、事業を安定的に継続していくためには、財源が不十分である。寄付金の拡大及びスタッフとして関わる大人の参加の増加が必要となり、確保に向けた専任報告会や報告書を活用し、事業のPRを進めることで効果の継続を図る。 ・研修に参加した中学生の姿勢から、成長が感じられ、学校からも評価をいただいた。継続的に実施していく必要がある。 ・国内交流事業は、さらにも有効性を高めるために、事業内容が事業目的に十分合致したものであるか検証が必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・H27年に35周年を迎えた姉妹都市友好推進事業については、中津川市姉妹都市友好推進協会が主体となって事業が推進されており、レジストロ市の友好視察訪問団を受け入れたことができた。今後も引き続き友好を深める事業を継続していく必要がある。 ・中学生海外研修事業については、「人づく」の観点からも有益な事業であり、第三者から見た参加者の評価から効果が見られる。 ・リニア中央新幹線計画については、周知PRに努めている。評価の内容にもあるように、周知PRに努める。事業の安定化及び効果継続につなげられた。国内交流事業については、自部門評価でも高及があるが、合併後10年以上経過していることをふまえて早急に事業内容と今後の方向を見直す必要である。	
リニア都市政策部 リニア対策課	リニア中央新幹線対策事業	・少子高齢化、人口減少の進展という厳しい時代を迎えている中、千載一遇のチャンスであるリニア開業をまちづくりに活かす、持続的に発展する中津川市をつくりたい。 ・市民の理解を得ながら円滑な事業推進を図っていきます。	【目標】 ・2027(H39)年の開業に向けて、関係機関との連携によるリニア建設の円滑な事業促進を図ります。 ・リニアの波及効果を最大限取り込む具体的な活性化策を検討し、市の持続的発展を図ります。 【効果】 ・リニアを見据えたまちづくりを検討し推進していくことで、市民の暮らし向上につながります。	・リニアの波及効果を最大限活用し、周辺地域との連携による広域拠点としての市の持続的発展と、リニア事業の円滑な推進を図るため、関係機関(事業者、県、周辺自治体、沿線地域、市内関係機関等)との連携、調整を行うほか、市民への情報提供を行います。	・「庁内推進本部」会議の開催・運営 (庁内推進本部会議:2回、庁内推進本部調整会議:1回、土地利用調整会議:1回) ・JR東海による地元説明等に対する支援及び対応 ・JR東海との協議(工事実施に伴う法協議など) ・岐阜県と二府二中央新幹線用地取得等事務の委託に関する契約締結 ・市民への情報提供(広域なかつわにリニア中央新幹線の情報を隔月(年回)掲載) ・関係機関(県、周辺自治体、沿線地域、庁内関係機関等)連携による駅周辺整備や産産、観光振興等の活性化策の検討 ・市内沿線地域との合意形成 ・中部総合車両基地周辺土地利用計画基本設計 【効果】 ・庁内及び市民への情報提供を行うことにより、リニア中央新幹線の中心線測量や土地の境界確認などが、円滑に行われました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア中央新幹線については、事業主体および沿線地域との協議・打合せ等を随時行い、山口地区において山口非常口の工事説明会を再開した。 ・また、市民への啓発活動として、広報からつわへ年6回記事を掲載したほか、リニア関連施設への親子バス見学会を2回開催し好評を得た。 ・事業を円滑に進めるには、市民の理解と協力が必要であり、引き続き実施していくことが重要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高めの余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市民の理解を得て事業を進めるために情報提供や地元調整など事業の必要性は高く、今後も継続していく必要がある。 ・リニア中央新幹線計画を市民にPR理解を深めていただくため実施してきた「親子バス見学会」は、所期の目的を達成できたことと考えられるため、マンパワーと予算をより必要性の高い取り組みにシフトしていくべきである。 ・JR東海の工事だけでなく市が主体となる事業も始まったことから、今後、さまざまな場所でリニア関連の大きな工事が行われることとなり、関係地域、経済団体、関係地域の事務所やリニア駅周辺整備課など関係部署との情報共有をさらに強化していく必要がある。また、事業の進捗についても優先順位など調整が求められる。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
リニア都市政策部 リニア対策課	リニア中央新幹線関連拠点整備事業	・リニア岐阜県駅を本市のみならず岐阜県新たな玄関口として位置づけ、リニアの波及効果を県土及び周辺地域一帯の発展に活かしていくため、駅及び車両基地周辺の都市基盤整備を行うとともに周辺地域とのアクセス機能を充実させます。	【目標】 ・リニア岐阜県駅及び車両基地周辺における土地利用の検討、アクセス道路の整備を行います。 ・H30年度までに用地取得と一部工事着手を計画しています。 【効果】 ・駅利用者二次交通を利用して目的地へ円滑に移動できるような動線の確保ができ、また、駅、車両基地、中心市街地を円滑に結びこて各拠点が一体的に機能し、秩序あるまちづくりができます。	・周辺地域の賑興に資する岐阜県新たな東の玄関口としてリニア岐阜県駅の広域的役割を踏まえながら、国や県との関係機関と連携し、駅及び車両基地と幹線道路とを結びネットワーク化するため、また中心市街地とリニア岐阜県駅を有機的に結びつけるための基盤づくりに取り組まれます。	<東濃東部都市間連絡道路> ・2-1工区測量業務委託 ・2-1工区詳細設計業務委託 ・2-1工区環境影響評価業務委託 ・2-1工区用地測量業務委託 ・坂本58号線他、坂本264号線> ・測量業務委託 ・道路改良設計業務委託 ・その他> 【社会資本整備計画書作成業務委託】	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・本市の中心となる都市拠点(中心市街地)と広域交通拠点(リニア岐阜県駅周辺)とのアクセス強化のため、H28年度より補助事業の採択を受け、東濃東部都市間連絡道路を新設するための詳細設計に着手した。 ・既存市道坂本264号線、及び坂本58号線他については、濃飛横断自動車道と接続されること、交通量の増加が予測されることから、H28年度より社協の重点事業の採択を受け、道路改良のための詳細設計に着手した。 ・上記事業の地元理解を深めるため、地元説明会を各で計10回開催した。 ・各種のリニア関連事業が本格化するなかで、関係機関との連携を密にして、効果的な道路整備計画を立てる必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・補助事業として採択されて調査測量や詳細設計が進められているが、県やJRの進捗に合わせて手戻りのないよう効率的に進める必要がある。このことから、関係事業主体と緊密な連携を図り計画的に進める必要がある。 ・リニアのまちづくりビジョンでも示している通り、施設によっては民間活力の活用を検討していくことが必要である。また、今後の整備計画によって実施する事業費が大きく左右されるため、慎重な検討が必要である。
リニア都市政策部 リニア駅周辺整備課	リニア駅周辺土地区画整理事業	・リニア駅の設置により新たな広域交通拠点となる美乃坂本駅周辺地区について、岐阜県の東の玄関口に相応しいまちづくりを行うため、アクセス道路や駅前広場等の交通施設機能の整備と、周辺の土地利用を一体的に図ります。 ・リニア駅の設置により日影の影響を受ける家屋等への対策や、リニア駅周辺住民の住環境等を確保するため、都市計画に基づく新たなまちづくりを行います。	【目標】 ・H28年度当初に都市計画決定、その後事業認可を受け、地区界測量等の事業に着手します。 ・H30年度には各種測量、仮換地設計、詳細設計等に着手します。 【効果】 ・計画的な事業の進捗により、リニア開業時に土地区画整理事業による住環境への影響を抑制します。	・広域交通拠点に必要なアクセス道路、駅前広場等の基盤整備を図ります。 ・生活道路の整備や土地造成など民間用地を含めた面的な整備を行い、土地を再配置(換地)することにより、周辺の土地利用を図るとともに、リニア駅の設置等による住環境への影響を抑制します。	・リニア駅周辺地区土地区画整理事業調査実施計画の作成 A=21.6ha ・河川・公安協議 ・農業委員会意見聴取申請認可申請書の作成 ・公共施設用地の地区編入 ・土地区画整理事業全体説明会の開催(4月、11月)計4回開催 ・地権者、借地権者等の個別訪問及び面談の開始(7月から随時) ・都市計画決定に向けての案の縦覧、公聴会(1月) ・津川市都市計画審議会の開催(3月) 【効果】 ・土地区画整理事業の都市計画決定、事業認可に向けての計画書作成、データ等の蓄積ができました。 ・駅周辺住民との土地区画整理事業に対する合意形成が進みました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・リニア駅の設置により必要となるアクセス道路や駅前広場等を整備するとともに、リニア駅周辺住民の住環境等を守りつつ周辺の土地利用を図り、新たな広域交通拠点となる岐阜県東の玄関口に相応しいまちづくりを行うために市施行による土地区画整理事業の必要がある。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・区画整理事業については、住民には馴染みのない事業であり制度が複雑で理解があることから、よりきめ細かな地元対応に努めることが今後の事業を円滑に進めるうえで最も重要である。 ・区画整理事業をはじめ市が主体となる事業も大きく進捗する時期に入ってきたことから、関係地域、経済団体、関係地域の事務所やリニア対策課など関係部署との情報共有や調整をさらに強化していく必要がある。
政策推進部 広報広聴課	ホームページ作成管理事業	・市公式ホームページは、インターネットを利用して即時、大容量の情報を発信できる手段であり、市の魅力をアピールし、市民が知りたい情報を確実に得ることができるように、適正に維持管理します。 ・市政情報や市の魅力を的確に発信していくために、専門技術スタッフを確保し、市職員への技術指導を継続して実施します。	【目標】 ・市ホームページ閲覧件数をH30年度に年間100万件を目指します。 H28年度:97万件 H29年度:98万件 H30年度:100万件 【効果】 ・市民との情報共有や市の魅力発信を促進します。	・誰もが使いやすい見やすいホームページとなるように管理運営します。 ・利用者の安全性を確保し、誰もが使いやすいホームページであるために、専門業者による適正な保守管理を行い、ホームページを維持管理します。	・誰もが使いやすい見やすいホームページ(情報の探しやすさの向上・デザインの見直しなど)への再構築の準備(リニューアル時期:H30年3月までに) ・新しいホームページのデザイン作成 ・現在のホームページから新しいホームページへの掲載情報の変換・移行作業を実施 ・専門業者によるシステムの保守管理委託 ・専門技術スタッフとして嘱託職員1名を配置 【効果】 ・市公式ホームページへの津川市からの訪問者数 H27年度:41,363件 H28年度:62,254件(20,891件の増) 市民との情報共有が図られました。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・市公式ホームページへの訪問者数 H27年度:968,756件 H28年度:947,974件 H27年度と比較して訪問者数は20,782件減少したが、その主な内容としてH27年度に行われた統一地方選挙、市長選挙に関するページ、プレミアム商品券に関するページであり、観光に関するページなどは増加している。 ・こまめに掲載を行なっているページは、訪問者数が増加しているため、研修・掲載支援などを行い、掲載件数の増加を図る。 ・津川市からの閲覧件数は増加しており、市民との情報共有をすることができた。 ・現在進めているリニューアルにより見やすく使いやすいホームページにすることで、利用者の増加を図る。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ホームページへの訪問者数の減少は、単年度の事業が完了したものであるため、訪問者数のみの評価ではなく、カテゴリー毎の分析、利用者満足度などから総合的な視点での評価、ウェブアクセシビリティの改善とあわせた充実を図る必要がある。 ・ホームページの充実には組織全体で取り組むべき課題でもあるので、職員の意識醸成が必要である。
政策推進部 広報広聴課	広報広聴事業	・広報紙などで市の情報を発信することや、市政懇談会などで市民の声を聴くことにより、市民との情報共有を図り、市民の声を市政に反映することで市民本位の市政を実現します。 ・市の魅力を広く情報発信することで、市民によるまちづくりや、市外の人が本市に魅力を感じてもらったためのきっかけづくりとします。	<広報事業> 【目標】各種広報媒体により市政情報を発信することで市民との情報共有を進めます。 【効果】市民との信頼関係の構築や市民の市政参加につながります。 <広聴事業> 【目標】市長が市民と直接懇談することで市民の声を市政に反映する機会をつくれます。 【効果】市民の市政への参画につながります。	・市政情報と市の魅力発信のため、広報なかつがわと各地域の地域版広報を毎月発行し、全世帯に配布し、ホームページなどで閲覧できるようにします。また、報道機関への情報発信なども行います。 <広聴事業> ・市民の声を直接聴く機会として、市政懇談会などを開催します。	<広報事業> ・広報なかつがわの発行 ・特集記事、連載記事を掲載(1か月1回 発行部数 27,850部/月) ・報道発表 ・定期記者会見及び随時報道発表資料を送信し、報道機関へ情報提供を実施 <広聴事業> ・各種懇談会の開催 ・市政懇談会15回(参加者671人)・女性懇談会3回(参加者58人) ・若者懇談会1回(参加者12人)・高齢者懇談会1回(参加者49人) ・意見を集約し、各所属への伝達及び情報共有 【効果】 ・市民へのお知らせ、市外への市の魅力の情報発信ができました。 ・各種懇談会にて市政に対する声を聴くことができました。 ・市政懇談会で出された意見41件のうち、政策に反映した件数16件	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・広報紙の作成や報道機関などへの情報発信に必要である ・各種懇談会については、地域の声や参加者の声を聴き、よりよい懇談の場となるようH29年度の開催方法を変えた。 ・市政懇談会の中で出された意見41件のうち、年度内に政策に反映した件数は16件。 ・現在は、女性懇談会等でも出された意見も進捗管理し、より市民の方の声を市政に反映することが必要である。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・ホームページが普及しても広報紙等紙媒体の資料に対するニーズがあるものと考えられるため、より広範囲の資料作成が必要である。 ・広報事業のうち現在実施している各種懇談会等は地域の代表者や特定の層を対象としたものであるため、懇談会の開催について、より意義のある懇談会となるように改善する余地がある。 ・各種懇談会等へ参加されない(できない)方等サイレントマジョリティ(「物言わぬ多数派」「静かな多数派」)の意見を拾うようなことを検討する必要があります。



所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の実績内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
財務部 資産経営課 財政課	行政改革推進事業	・現在の行政改革の継続とともに、新たな行政改革により財源の確保を取り組みます。 ・合併後の市域全体を見渡した市有施設の再編と効率的な運用を進めます。	【目標】 ・第三セクターの抜本的改革を推進し、独立採算を原則とした自立した経営を目指します。 ・合併後の市域全体を見渡した市有施設の再編と効率的な運用を進めます。 H29年度:70,000,000円 H30年度:70,000,000円 【効果】 ・職員一人丸となり行政改革に取り組むことで、市の持続的発展を図ります。	・全国49か所の重点「道の駅」候補の一つに選ばれた「道の駅磯津」を中心とした地方活性化と地域コミュニティの再生、施設老朽化、第三セクターの問題の解決に向けて、国、民間、市との連携を高め、実証的検証を行います。	<第三セクターの運営形態の検討及び施設老朽化対策> ・本管轄の玄関口である観光拠点の一つとなる施設として位置づけ、都市農村共生・対流総合交付金(農林水産省)を活用して、地域の活性化と道の駅「磯母」の機能の充実及び施設整備を実施しました。 ・施設利用者のサービス向上へ向け、広域観光案内機能として地域情報コーナーを設置し、観光地域情報を一層利用しやすいため無料Wi-Fi機能の拡充を行いました。また、旅行者の集客を目指し、免税機能・レジット決済機能を新規導入しました。施設は21年が経過し老朽化が進んでおり、今後も長期的に利用できるよう外壁・屋根・レストランの改修を実施しました。 ・中津川健康温泉館の民間譲渡に伴い株式会社クアリゾート湯舟沢の株式を民間へ譲渡し、H28年11月より民間企業として運営を開始しました。 【効果】 ・道の駅「磯母」の機能充実及び施設整備を行い、地域活性化の拠点施設として活用が見込まれ、第三セクターの独立採算を原則とした自立した経営に期待できます。 ・第三セクターの抜本的な改革を進めることにより、市の財政負担を軽減することにつながりました。 クアリゾート湯舟沢の民間譲渡によるH29年度以降の年間削減効果額 97,200,000円	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設老朽化対策、第三セクターの課題解決、地方活性化と地域コミュニティの再生を目指したモデルケースとして道の駅「磯母」のリニューアル工事を行うことができた。 ・馬籠ふるさと学校を地域コミュニティ再生の拠点とする施設として整備するPFI手法の導入を検討する事業に着手した。 ・第三セクターの方針「地域における必要性、経済性・持続性がなければ整理する」に基づき、引き続き抜本的な改革を進めている。 ・行政改革推進プログラムの策定に伴い、事業評価を実施した。評価対象事業をPOAサイクルの下で客観的な視点での評価を実施できた。 ・総合評価の判定(縮小/見直し)の事業へのフォローアップ及びA判定(拡充/重点化)事業への進捗管理など、今後取り組んでいく必要がある。対象事業:156事業(H27年度決算における主要施策に関する資料に掲載された事業) 評価結果 A評価(拡充/重点化):17事業(10.9%) B評価(計画の承認):134事業(85.9%) C評価(縮小/見直し):5事業(3.2%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・道の駅「磯母」の集客数の増加は顕著であり、全国的に公共施設の再編が求められているなかで、国庫補助金をうまく活用して地域活性化を生み出す成功例となり得る事業である。現在はリニューアルしたばかりで機能の充実を図っていることから、今後しばらくは一定数の集客を見込むことができると思うが、観光拠点施設としてあり続けるためにどう手を加えていかを検討していく必要がある。 ・馬籠ふるさと学校は地域との協議において、今回は指定管理者制度の方針で進められている。しかし、今後迎えるであろう規模の公共施設整備に対応していただくため、民間業者の活用が必要となる可能性は十分に考えられる。今後の施設整備においてPFIが選択肢の一つとなるように、今回はなぜPFIを断念せざるを得なかったかを振り返り、今から十分な研究や準備を行い後年に備えておくべきである。 ・普通交付税の一本算定となるH32年度が刻々と近づいていることに加え、交付税総額が出口ベースで削減されていることから、今後見込まれる投資的事業の財源確保には行政改革の成否にかかっている。引き続き行政改革推進プランの確実な進捗が必要である。
財務部 資産経営課	マスタープラン推進事業	・市町村合併により多くの市有財産を所有することは、維持管理に必要な経費の増加につながり、厳しい財政状況のなかで全てを維持していくことは困難です。 ・市有財産(施設・土地)運用管理マスタープランを推進し、施設の統廃合・再編を行い、土地の有効活用及び売却に組み、効率性、効果的な資産経営を目指すとともに、将来にわたる財政負担の軽減と自主財源の確保につなげます。	【目標】 (施設) ・個別施設計画(長寿命化・管理方針等)策定を実施します。 ・H32年度までの施設の再編による維持管理費の削減目標6億円のうちH30年度までに3.2億円削減します。 (土地) ・未利用地の売却額を、年間2,500万円以上とします。 【効果】 (施設) ・市有施設のスリム化により、財政負担が軽減され計画的な保全を実施することが可能です。 (土地) ・未利用地の売却を進めることにより、遊休財産の有効活用、財源確保につながります。	・市有財産(施設・土地)運用管理マスタープランを着実に実施するため、計画的に準備を進めます。 ・民間譲渡施設について再編を加速させるとともに円滑な移行を図り、市民サービスの維持向上につなげるため「中津川市譲渡施設等運営費補助金」を創設します。 ・全ての市有施設の情報を集約し、長期的な個別施設計画(長寿命化・管理方針等)を策定します。	<市有財産(施設・土地)運用管理マスタープラン> 施設再編を進め、維持管理費の削減に取り組みました。 ・H28年11月、公共施設(建物及びインフラ施設)の老朽化に伴う財政負担の増加や人口減少による利用需要の変化等、全庁的に取り組む体制を構築し、すべての公共施設等を対象に、総合かつ計画的に管理するため「中津川市公共施設等総合管理計画」を11月に策定しました。 ・実施計画に沿って施設の再編を実施するため鑑定・登記を行いました。 鑑定1施設 確定1施設 【効果】 ・市有財産(施設・土地)運用管理マスタープランを進め、施設の再編と、未利用地の売却により財政負担の軽減、新たな財源確保につながりました。 ・H28年度実績 (施設)再編2施設 削減効果額 97,400,000円(累積削減効果額1.3億円 目標3.2億円 41%達成) (土地)市全体41件 50,196㎡ 売却額 51,200,000円	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・懸案であった、クアリゾート湯舟沢を民間譲渡した。 ・H32年度までの維持管理費6億円の削減に向けて、再編方針が「検討中」施設の早期の実施と「継続保全」施設にしているさらなる見直しが必要である。 ・H28年度の目標は12施設、25,500千円としており、実績は2施設、97,400千円を削減した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒A効率である 総合評価⇒A拡充/重点化	・H27年度で不調となっていたクアリゾート湯舟沢を民間譲渡することができたことは大きな成果である。 ・公共施設の維持管理費が財政を大きく圧迫している現状において、市有財産(施設)運用管理マスタープランの着実な実行が必要である。H28年度も実績をあげているものの、多数存在する公共施設の再編を考えるとスムーズな進捗とはいえないところがある。当面の目標はH32年度の6億円の削減であるが、その先を見据え「検討中」施設の方針を定めていくことも急務である。 ・また、資産経営課だけでなく、施設所管課、財政課が連携し、スケジュール管理、財源の確保、住民説明などを計画的に行いながら全庁的に取り組んでいく必要がある。
総務部 人事課	職員研修費	・地方分権の進展により地方自治体の裁量による行政運営の幅が広がることに伴い、職員にはこれまでに以上の市民の声を実現するための企画立案・実行・評価検証力が求められます。 ・職員の人材育成を図るための研修事業と、能力向上を把握し評価するための人事評価制度を適正に運営することで組織力を向上させます。	【目標】 限られた予算と人員で効果的かつ最大の効果を発揮して業務を行えるよう、職員に適正なスキルアップ研修を計画的に実施します。(目標値:H28～H30年度の研修回数/年間55回、対象者/全職員) ・人材育成の強化により、「市民に求められる職員像」に近づき、豊かな人間性を持つ職員が育つことで、市民協働によるまちづくりにおいてリーダー的存在となることを目指します。 【効果】 ・行政の専門家としての人材育成が図られ、組織力が向上します。	・職員一人ひとりが、①「公正・公平」な行政を進める判断力と勇氣、②わかりやすく説明力、市民の首長の声を聴く対話力、③現状を分析し、課題を明らかにし、その解決策を立案する思考力と意志を身につけるため、職員研修、人事評価者研修を行います。	<職員研修事業> ・階層別研修(新規採用職員、3～5年目、主事級、主任級、主査級、係長級、課長級等) 7研修:120名 ・実務研修(政策形成講座、住民対応力向上講座等) 21研修:145名 ・専門実務研修 2研修:2名 ・集合研修(主査級4年目を対象とした政策研修、部長級を含む管理職研修、メンタルヘルス研修等) 13研修:587名 ・その他研修:12研修:19名 <人事評価者研修事業> ・人事評価者研修 2研修:114名 <接遇研修事業> ・新人接遇、新人あいさつ運動、マナー推進員研修 3研修:96名 【効果】 ・組織力向上のため職員研修を体系的に実施したことにより、各職員の実務のスキルアップやビジネスマナーの向上を図ることができました。 合計 60研修:1,083名参加	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・職員研修事業を年間を通じて体系的に実施し職員の人材育成、スキルアップを図った。(計60研修、1,083名参加) ・市特別顧問を講師に迎え、管理職と係長を対象とした研修会・座談会を実施した。講師を特別顧問に依頼したことによって研修の内省化が図られ、また民間自給を職員の意識に取り込むことができた。(計6研修、延337名参加) ・研修の効果は即時に把握できるものではないが、新総合計画の実現、またニア中央幹線線の開通に向け、今後も継続して研修による職員の人材育成を行っている。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・職員のスキルアップには職階に応じた研修の充実、職員の意識改革が不可欠である。また、職員に対する市民の期待も年々高まってきていることから事業としての必要性は高い。 ・事業を実施するうえで、限られた予算を活かすよう課題とマッチした効果的な研修メニューの選択等が重要であり、毎年定期的に行っている研修については検証し、より有効なものに変えていく必要がある。 ・専門性の高い研修には外部講師に頼らざるを得ない部分もあるが、政策立案能力や業務遂行能力の向上にはOJTの有効性は認められていることから、取り組みの継続、強化が必要である。
財務部 資産経営課	財産管理事務事業	・市有財産の適正な管理を行い、市庁舎等における行政運営業務遂行を確保するとともに、市有財産(施設)運用管理マスタープランに基づき必要となった財産の処分を進めます。	【目標】 ・市庁舎等の日常的な維持管理を適正に行います。 ・マスタープランに基づき、施設の統廃合・再編を行いH32年度までの維持管理費を6億円削減のうちH30年度までに3.2億円削減します。 【効果】 ・来庁者の安全と利便性及び良好な市庁舎環境が確保されます。 ・将来の維持更新にむけた施設の老朽化対策が可能になります。	・市庁舎等の日常的な管理を行い、市民が快適に利用できる施設にします。 ・市有財産(施設)運用管理マスタープラン実施計画に基づき、施設の統廃合や不要な施設の取壊しを進め、維持管理費の削減を図ります。	<庁舎等維持管理> ・主に本庁舎及び総合事務所庁舎等の日常的な維持管理費を負担しています。 ・主な改修工事として、坂下総合事務所第二庁舎屋上防水改修工事(H2年建築 施工面積62㎡)及び健康福祉会館多目的ホール音響設備更新工事(H4年度設置)を行いました。 ・修繕工事として、庁舎のネットワーク・IP電話回線修繕及び中津川保育園跡地駐車場整備を行いました。 ・庁舎等施設の解体 ・付知旧南小学校附属施設解体工事(建築年不明 木造トタン葺平屋建 72.9㎡)を行いました。 【効果】 ・H25年1月から高圧業務用電力を新電力(PPS)に切り替えており、H28年度は51施設で17,216,538円の電気料の削減効果がありました。(H25年度からの累積削減効果額 45,707,218円)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・施設の維持管理経費は当然必要であるが、引き続き経費の削減に取り組む必要がある。 ・市有財産(土地)運用管理マスタープランで売却目標額を2500万円としており、H28年度は50,196㎡、51,203,338円を売却した。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・電力の切り替えにより累積の削減効果額が顕著になってきている。今後とも経費削減については長期的な視点をもって取り組んでいく必要がある。 ・施設の維持管理経費として大規模な修繕料を要するものがある。市有財産(施設)運用管理マスタープランに沿って、必要に応じて適切な費用を計上していく必要がある。

所属名	事務事業名	事業目的(必要性)	中長期的な目標・効果	事業概要	平成28年度の事業内容	自部門評価	評価コメント	財務部評価	財務部評価コメント
財務部 財政課	財政管理事務事業	・普通交付税の減少等本市の財政運営を取り巻く環境が一層厳しいものとなるなか、将来にわたり安定的かつ弾力的な行政運営を可能とするため、財政計画及び行政改革推進プランに基づき健全財政を確保します。 ・財政のマネジメント強化により市の限られた財源を有効に活用するため、地方公営企業を予算編成等に活用する仕組みを整備します。	【目標】 ・実質公債費比率 H28年度(H27年度決算)：9.4% ・H29年度(H28年度決算)：10.2% ・H30年度(H29年度決算)：10.0% 【効果】 ・真に必要な事業を見極め、優先順位づけを行い計画的な執行に努めるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、身の丈にあった計画的な借入・償還に努め、持続可能な健全な財政を維持します。	・中長期にわたって効率的な財政運営を実現するため、様式簿記・発生主義による財務書類を作成し、単式簿記・現金主義会計では見えにくいコストやストック情報を明らかにするなど財政の見える化を進めます。保有資産の老朽化の程度等現状を正確に把握したうえで、更新費用等将来の負担を適切に予測し、効率的なマネジメントを行います。	・統一基準財務書類作成初年度導入業務及び固定資産台帳更新整備業務委託 ・統一基準に基づく財務書類の作成、開始貸借対照表の作成、固定資産台帳の更新整備 ・財務書類作成システムPPP(トリプルビー)導入 ・財務会計システム保守管理委託 ・財務会計システムカスタマイズ(予算情報一覧等改修) ・当初予算編成 9～3月 当初予算書印刷(一般会計・特別会計 各100部) ・緊急課題等に対応した補正予算の編成、議案作成 ①4月専決、②6月、③6月その2、④6月追加、⑤9月その1、⑥9月その2、⑦9月追加、⑧12月その1、⑨12月その2、⑩12月追加、⑪3月、⑫3月追加 ・健全化判断比率(実質公債費比率 他3指標)及び資金不足比率の算定、報告 6～9月 ・中津川市の財務・報告、公表、6～9月 ・普通交付税及び特別交付税基礎資料の報告(通年) 普通交付税本算定事務 7月 ・決算統計事務 6月 ・紀債管理事務 借入済み額に対する金融機関への定期償還及び予算に基づく県との借入協議 通年 【効果】必要な予算を必要なタイミングに編成することにより、行政サービスを遅滞なく市民に提供することができました。 ・将来負担比率：22.7%(H27末：33.5%) ※実質公債費比率 9.9%(H27末：9.4%)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・統一基準に基づく財務書類作成のため、財務書類作成システムPPP(トリプルビー)を導入し、財務書類の作成を行った。 ・統一基準に基づく財務書類を作成したことで、ストック情報の適切な管理や他団体との比較可能性を確保できた。 ・今後は財務書類のさらなる有効な活用方法を検討し、公表していくことで、中長期にわたって効率的な財政運営を実現するよう努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・人口減少に伴う税収の減少や合併算定額の終了に伴い普通交付税が減少するなかで、今後予定される大型事業は目白押しである。持続的発展には健全財政が前提となることから、財政担当部局として長期かつ全体的な視点に留意し、予算措置にメリハリをつけるなどの健全な財政運営に努めることが必要である。 ・統一基準に基づく財務書類については、H27決算において他団体が作成しておらず、中津川市も作成1年目であることから比較分析が十分行えなかったが、H28年度決算から他団体との比較も可能となることである。類似団体の比較を行い、分析を行い必要が今後の財政運営に有効活用していく必要がある。 ・地方債の抑制などにより、近年減少傾向にあった実質公債費比率については坂下病院の特別繰出などの理由によりH18年度から10年ぶりに増加するようになった。この指標のみが財政状況を示すわけではないが、実質公債費比率の増加が財政の硬直化をもたらす大きな要因になり得ることは間違いないため、県内他市の状況等を考慮すると今後も低下させていく必要がある。
財務部 税務課	賦課事務事業	・市財政の根幹であり、自主財源の要である市税を適正に確保するため、課税客体や課税資料の正確な把握に努め、公正な賦課・徴収を行います。	【目標】 ・H30年度現年分の徴収率を98.80%にします。 ・多様な納付方法を整えます。(窓口・口座振替・コンビニ納付他) 【効果】 ・自主財源の要である市税が適正に確保でき、市民サービスの維持・充実が図られます。	・市税の申告受付、実態調査、課税資料に基づいた適正な賦課・徴収を行います。 ・研修を通して職員の知識向上を図るとともに、児童・生徒を対象とする租税教室を開催して税制度の理解と普及に努めます。 ・納付の利便性を高めるため、多様な納付方法を整えます。	・個人市民税の申告受付、実態調査及び賦課・徴収、法人市民税の調査及び賦課・徴収 ・土地・家屋・償却資産調査、固定資産税・都市計画税の賦課・徴収及びH30年度固定資産評価準備 ・軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課・徴収 ・実務研修への参加及び租税教室の開催 ・納付方法の拡充(H29年度固定資産税及び市税督促状によるコンビニ納付開始準備) 【効果】 ・H28年度現年分 収入総額 10,387,794,823円(対前年度比 153,352,663円増) ・市 民 税 4,475,293,974円(対前年度比 49,658,672円増) ・固 定 資 産 税 4,612,455,036円(対前年度比 81,170,736円増) ・軽自動車税 233,176,581円(対前年度比 36,132,475円増) ・市たばこ税 493,709,232円(対前年度比 17,327,770円減) ・都市計画税 536,499,100円(対前年度比 6,053,300円増) ・入 湯 税 36,660,900円(対前年度比 2,334,750円減) ・H28年度徴収率：98.51%(H27年度：98.65%) ・H28年度租税教室実施数：19校(H27年度：19校)	必要性⇒A必要である 有効性⇒A有効である 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・公平、公正な賦課徴収を的確に行うため、システムを導入することで効率的に調査を実施。 ・正確な課税に努める。 ・研修を通して職員の知識向上を図るとともに、賦課誤り等の事案は課内会議にて周知し、再発防止に努めた。 ・H28年度現年分の収入総額は約10,387,794円となり、H27年度と比べて約153,352,663円の増加となった。 ・今後も安定的な収入の確保に向けて、適正な賦課徴収に努めるとともに、コンビニ納付の拡大等を通じ利便性の向上を推進する。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・普通交付税の減少に伴い市の財政状況が年々厳しくなるなかで、市税は重要な自主財源となることから、賦課徴収は市政運営の根幹にかかわる重要な業務であり、引き続き正確で適切な執行を心がける。 ・コンビニ納付を開始し納付方法を拡大するなど徴収率の維持・向上を図っており、今後とも実質的な収入を確保できるように努めていく。
財務部 収納管理室	収納管理事業	・H26年度決算において、約12.5億円となっている主要な公債権(市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護・保育料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料)の滞納総額を減少させるため、公債権担当部署と法的知識・情報の共有を図り、徴収体制を強化します。 ・複数の公債権担当部署に重複する滞納者に対して、連携して対応することにより滞納者の負担軽減と事務の効率化を図ります。	【目標】 ・H30年度主要公債権滞納総額(税・国保・後期高齢・介護・保育)を9.7億円にします。 ・法律アドバイザー(弁護士)の協力の下、多重債務の解消など立支援型の対応・相談に努め、滞納者が滞納を繰り返すことのないようにします。 【効果】 ・財源が適正に確保でき、市民サービスの維持・充実が図られます。	・公債権担当部署との連絡会議を開催し、方針と目標を共有します。 ・重複滞納者の情報共有と連携により、確実な収納の実現と滞納者の負担軽減を図ります。 ・収納事務の効率化を図ります。 ・法律アドバイザー(弁護士)の協力の下、法的な課題を解消して債権の収納を促進します。	・公債権担当部署との連絡会の開催、目標の共有及び課題の整理 ・滞納者・滞納額等名簿の作成、重複滞納者の把握及び連携対応、単独・共同での催告・差押の実施 ・公債権担当部署での督促状及び催告書印刷業務の収納管理室への集約 ・法律アドバイザー(弁護士)へのメール相談等の実施 ・生活困窮者への助言と滞納解消のための行内連携 【効果】 ・主要公債権滞納額の推移(税・国保・後期高齢・介護・保育) ・H28年度 1,149,697,533円(対前年度比 24,064,364円減) ・H27年度 1,173,761,897円(対前年度比 74,608,976円減) ・H26年度 1,248,370,873円 ・滞納処分等の実績 ・共同催告書 2回(税及び国保料または保育料の重複滞納者に対して実施)(H27年度：0件) ・市税差押 140件(H27年度：195件) ・共同差押 6件(税及び国保料の重複滞納者に対して実施)(H27年度：6件) ・主要公債権滞納者数 ・H28年度：4,961人(H27年度：6,198人、対前年度比 1,237人減)	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・債権管理の適正化を目的として、弁護士を招いた債権管理の研修会を実施した。 ・多重債務の解消など自立支援型の滞納整理を主要公債権(税・国保・後期高齢・介護及び保育)担当課と連携し取り組んだ。 ・主要公債権間で滞納者の名寄せを行い、連携して滞納者との折衝を行うなどの取り組みを進めている。 ・主要公債権の滞納圧縮額は約24百万円と目標の71百万円に及ばなかったものの、滞納総額者数はH27年度末の6,198人からH28年度末には4,961人へと1,237人減少させた。 ・今後も収納管理室が主導して連携した取り組みを強化し、滞納総額・滞納者数の圧縮に努める。	必要性⇒A必要である 有効性⇒B高める余地がある 効率性⇒B高める余地がある 総合評価⇒B計画の承認	・行政改革推進プランの主要な取り組みとして、組織的な金銭債権収入体制を整えるために公債担当部局間の連携や課題の解決に向けた取り組みを行っていることが見て取れる。 ・しかし成果として考えると、目標として主要公債権滞納額の圧縮を掲げているところであるが、現年度滞納総額の上昇などにより、H28年度時点では目標数値には遠く及んでいないのが現実である。貴重な自主財源であることから、H30年度の目標達成に向けて、行政改革の柱として引き続き取り組む。